

武蔵村山市第五次長期総合計画 前期基本計画（素案）

令和 2 年 10 月

武蔵村山市

第2編 前期基本計画

目次

序章 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2節 基本計画の見方・・・・・・・・	4
第1章 市民との協働による地域振興 ・・・・・・・・	9
第1節 コミュニティ・・・・・・・・	11
1 地域コミュニティ・・・・・・・・	11
2 交流・・・・・・・・	15
第2節 パートナーシップ・・・・・・・・	18
1 情報共有・・・・・・・・	18
2 市民参加と協働・・・・・・・・	21
第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり ・・・・・・・・	25
第1節 健康・医療・・・・・・・・	27
1 健康づくり・・・・・・・・	27
2 医療・救急・・・・・・・・	31
3 社会保障制度・・・・・・・・	34
第2節 福祉・・・・・・・・	41
1 高齢者福祉・・・・・・・・	41
2 障害者福祉・・・・・・・・	46
3 子ども・子育て支援・・・・・・・・	51
4 生活支援・・・・・・・・	61
5 地域福祉・・・・・・・・	65
第3節 暮らし・・・・・・・・	70
1 消費生活・・・・・・・・	70
2 雇用・・・・・・・・	73
第3章 安全で快適なまちづくり ・・・・・・・・	77
第1節 安全・安心・・・・・・・・	79
1 災害対策・・・・・・・・	79
2 消防体制・・・・・・・・	89
3 交通安全・・・・・・・・	92
4 防犯対策・・・・・・・・	96
第2節 都市基盤・・・・・・・・	99
1 都市づくり・・・・・・・・	99
2 道路・・・・・・・・	104
3 住宅・宅地・・・・・・・・	109
4 下水道・・・・・・・・	114
5 廃棄物処理とリサイクル・・・・・・・・	117
第3節 地域交通・・・・・・・・	120
1 モノレール推進・・・・・・・・	120
2 地域交通・・・・・・・・	123

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり **127**

第1節 人権	129
1 人権・平和	129
2 男女共同参画	133
第2節 教育	137
1 学校教育	137
2 生涯学習	146
3 スポーツ・レクリエーション	151
第3節 文化	156
1 市民文化	156
2 伝統文化・文化財	158

第5章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり **163**

第1節 産業	165
1 農業	165
2 商・工業	170
3 観光	176
第2節 景観	180
1 都市景観	180
2 水とみどりのネットワーク	182
第3節 環境	185
1 自然環境	185
2 公園・緑地	188
3 地球温暖化対策	192
4 公害対策・環境美化	194

第6章 計画の推進に向けて **199**

第1節 行政運営	201
第2節 財政運営	207
第3節 広域行政	211

第7章 国土強靱化地域計画 **215**

序章 施策の体系

第1節 施策の体系

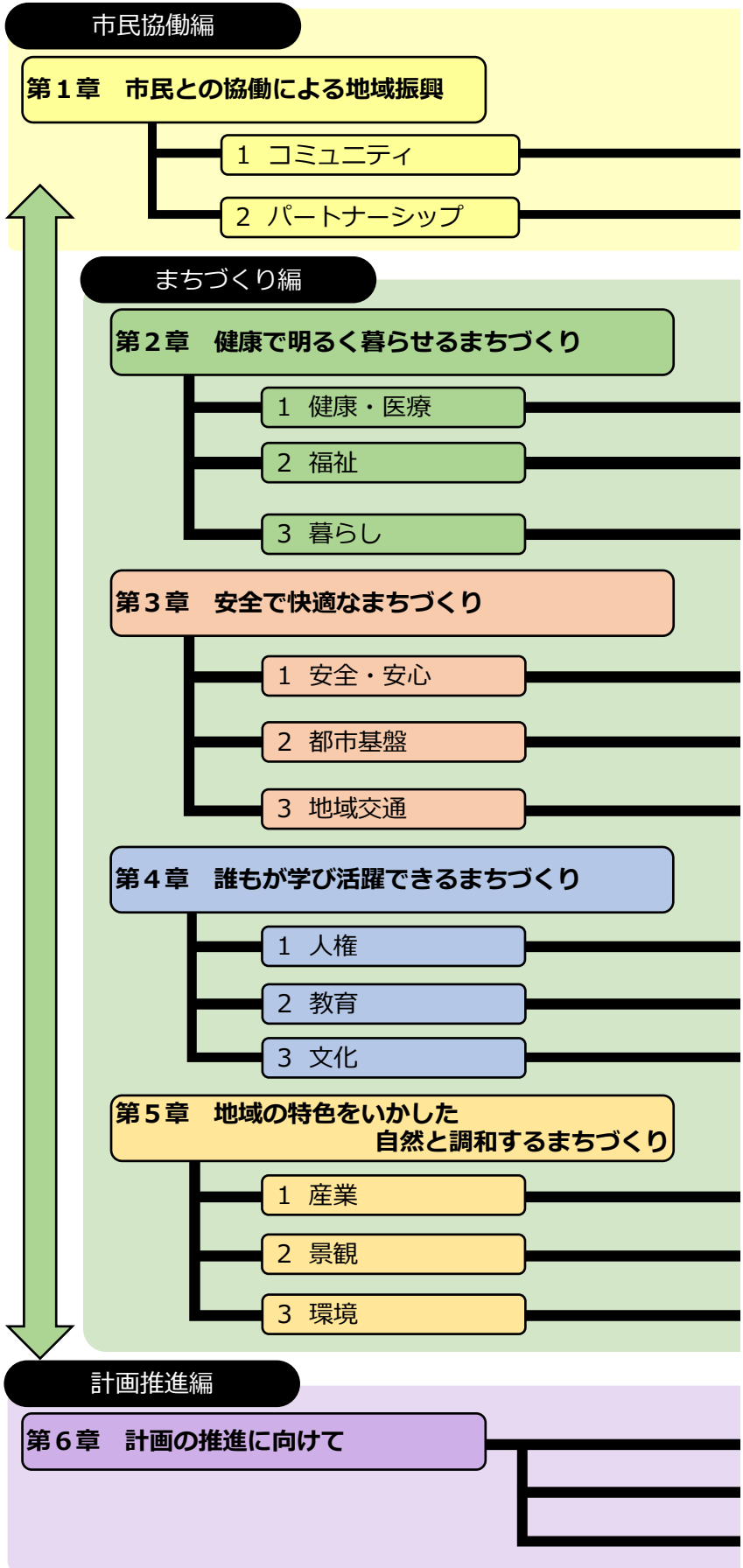
第2節 基本計画の見方

第1節 施策の体系

基本構想で定めた将来都市像の実現のため、前期基本計画では施策の体系を次のとおり定め、各分野における施策に取り組みます。

将来都市像

人と人との絆をつむぐ
誰もが活躍できるまち
むさしむらやま



7章 国土強靱化地域計画

① 地域コミュニティ ② 交流

① 情報共有 ② 市民参加と協働

①健康づくり ②医療・救急 ③社会保障制度

①高齢者福祉 ②障害者福祉 ③子ども・子育て支援
④生活支援 ⑤地域福祉

①消費生活 ②雇用

①災害対策 ②消防体制 ③交通安全 ④防犯対策

①都市づくり ②道路 ③住宅・宅地 ④下水道 ⑤廃棄物
処理とリサイクル

①モノレール推進 ②地域交通

①人権・平和 ②男女共同参画

①学校教育 ②生涯学習 ③スポーツ・レクリエーション

①市民文化 ②伝統文化・文化財

①農業 ②商・工業 ③観光

①都市景観 ②水とみどりのネットワーク

①自然環境 ②公園・緑地 ③地球温暖化対策
④公害対策・環境美化

(1) 行政運営

(2) 財政運営

(3) 広域行政

第2節 基本計画の見方

タイトルです。
背景の色は、施策の
体系に合わせ、章ご
とに変えています。

近年の勢や市の現
在の取組、今後施策
を推進していくに当
たっての課題等で
す。

今後5年間を展望し
た各施策の目指す方
向性です。

施策を推進するた
めの具体的な施策群
の関係性です。

第3節 広域行政

■ 現状と課題

本市の市街地は北側の丘陵地を除いては、おおむね隣接市の市街地と連続・連担しており、交通機関や情報・通信手段の発達もあって、市民の日常生活や経済活動の範囲は、市の区域を越えて拡大しています。

今後、行政運営の効率化と市民サービスを更に充実させていくためには、広域的な連携により行政運営を行うなどの検討を進める必要があります。

本市では、平成23年4月から近隣自治体と図書館の相互利用を開始したほか、一部事務組合方式により、廃棄物、し尿処理、火葬事業などを関係団体と共同で行っていますが、今後は、地方分権の進展により、事務の共同処理などの一層の広域行政を推進する必要があります。

表6-1 図書館相互利用の状況

区分		有効登録者数(人)	延貸冊数	備考
武蔵村山 市民	登録先	立川市	930	市外の図書館の利用状況
		昭島市	90	
		東大和市	1,458	
		瑞穂町	319	
		合計	2,797	
立川市民		64	5,415	市内の図書館の利用状況
昭島市民		13	1,820	
東大和市民		28	9,067	
瑞穂町民		13	923	
市外在住者合計		118	17,225	

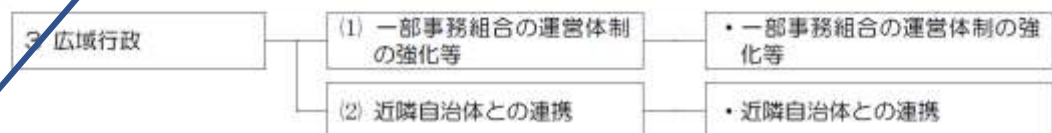
(注)登録者数は令和2年4月1日現在、延貸出数は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの点数

出典 図書館資料

■ 基本方針

地方分権の進展に伴い、広域的な対応を迫られる事案が更に増加することが予想されるため、様々な分野において、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 一部事務組合の運営体制の強化等

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 一部事務組合の運営体制の強化等	高度化・多様化する行政課題に対応するため、構成団体と連携して、本市が加入する一部事務組合の運営体制の強化に努め、市民ニーズに配慮した適切な措置を講じます。 また、一部事務組合が市民の身近な存在となるようにPRに努めます。		
	○3市共同資源化事業の推進	ごみ対策課	17 SDG 17 SDG
	○ 強靱化 一部事務組合の体制強化	関係各課	

基本方針に基づいて取り組む施策を、項目別にまとめて記載しています。

各項目で取り組む施策の主な内容です。

具体的な施策の内容や名称です。
文頭に◎が付いている施策は、本計画で新たに記載した施策です。

(2) 近隣自治体との連携

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 近隣自治体との連携	市域を越えて広域的な取組を行っている廃棄物、し尿処理に加え、公共施設や交通機関の整備・利用、観光、生涯学習、各種証明書発行などについて、コスト削減と利便性の向上を図るため、歴史的、経済的、社会的に密接な関係を有する自治体等との連携、協力関係の維持及び発展に努めます。 また、地方分権の進展を踏まえ、事務の共同処理について検討を行います。		
	○事務の共同処理の検討	企画政策課	17 SDG 17 SDG
	○多摩・島しょ広域連携活動事業の推進		
	◎図書館の相互利用をホームページ等でPR	図書館	
	○ 強靱化 文教施設の相互利用の検討	文化振興課	
	◎ 強靱化 関係自治体との連携	道路下水道課	
	○ 強靱化 東京電子自治体共同運営システムの運用	行政経営課	

具体施策を所管する担当課の名称です。

強靱化マークが付いている施策は、第7章で定める国土強靱化地域計画にも位置付けている施策です。

成果指標



具体施策が、SDG sのどのゴールの達成に資する施策かをアイコンで示しています。複数のゴールに関係する場合は、一番関連性の高いゴールのアイコンを表示しています。(各ゴールの詳細については次のページを参照してください。)

施策の実施状況や、達成状況等を表す指標の、現況と目標です。

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールについて

基本構想で本市の新たな課題として位置付けた「SDGsの達成に向けた取組」に対応するために、基本計画では、SDGsの17のゴールのアイコンを各施策に表示し、それぞれの施策がどのゴールの達成に資する取組であるかを示します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10.人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する。
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12.つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4.質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13.気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14.海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15.陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16.平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。		17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		・カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

SDGsは、この17のゴールの他に、169のターゲットを定めています。

169ターゲットについては資料編に記載しています。SDGsに関する、最新の情報や詳細な内容等については、市のホームページを御参照ください。

武蔵村山市SDGsホームページ（作成予定）
<http://city.musashimurayama.lg.jp/0000>



スマートフォンからは、QRコードを読み取ってアクセスしてください。

第1章 市民との協働による地域振興

第1節 コミュニティ

- 1 地域コミュニティ
- 2 交流

第2節 パートナーシップ

- 1 情報共有
- 2 市民参加と協働

本章の概要

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、自助・共助・公助それぞれの場面において、一人一人が担う役割を理解し、力を発揮することができる、お互いが支え合う地域社会を形成するには、市民、事業者と市が協働によりまちづくりを進めていくことが重要です。市は市政を取り巻く現状や各施策への取り組みなどの市政情報を市民、事業者にしっかりと伝えるとともに、地域が抱えている課題等について理解し、共通認識を持った上で、地域社会における課題の解決に向けて協働で取り組んでいくことがまちづくりの理想的な姿であると考えます。

防災や防犯、環境、福祉など様々な分野において、自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、市民活動団体等が活動目的や内容によって結びついたテーマ型コミュニティの活動を推進するなど、市民一人一人が自分の役割を考え、理解し行動することができるまちづくりを進めていきます。

また、市政情報の共有と市民の市政への参加を図ることで、相互の情報共有に努め、市民との協働による地域振興を推進します。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

自治会をはじめとした地域コミュニティの活動の活性化に努めるとともに、新たな地域コミュニティの在り方を検討します。

2 交流

市民同士の交流を促進するとともに、国際交流を推進し、国際化への対応を図ります。

第2節 パートナーシップ

1 情報共有

市政情報等を積極的に発信するとともに、市民が知りたい情報を容易に得ることができるよう、情報共有の仕組みを整備します。

2 市民参加と協働

各種計画の策定や施策の評価など、様々な場面での市民参加を図り、協働によるまちづくりに取り組みます。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

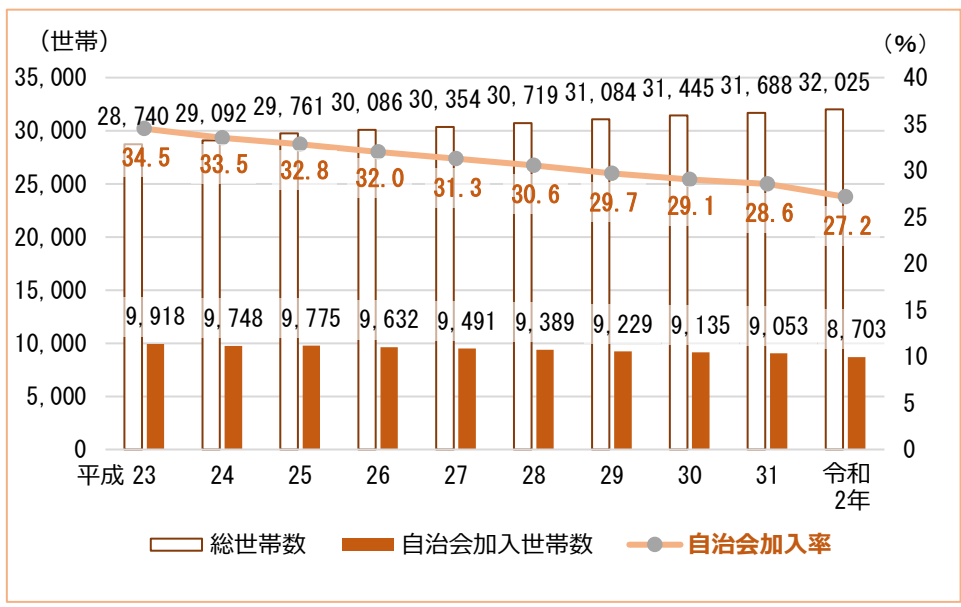
■ 現状と課題

市民のコミュニティ活動や交流、地域における助け合い等で重要な役割を担っている自治会は、市民の価値観やライフスタイルの多様化により加入率の減少が続き、令和2年4月現在 27.2% となっています（図 1-1 参照）。平成 30 年に実施した市民意識調査では、特に若い世代の加入率が低いことから、既加入世帯の負担が増加し、長く自治会の活動を支えてきた世代の脱退につながる例も見受けられました。

このような状況の中、本市では、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の醸成を目的に、地域みんなでまちづくり会議の設立を促進してきました。この地域みんなでまちづくり会議の活性化を図るため、開催方法等を一新し、参加者の増加を図るなど、地域住民と地域を支える様々な団体等との連携により、複雑化・多様化する地域の課題を解決していくための取組を推進しています。

今後も、市民や事業者等と連携して地域の課題を解決していくためには、自治会を中心とした地域コミュニティや、社会的活動等を行う団体を支援し、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

図 1 - 1 自治会の加入率 (各年 4 月 1 日現在)

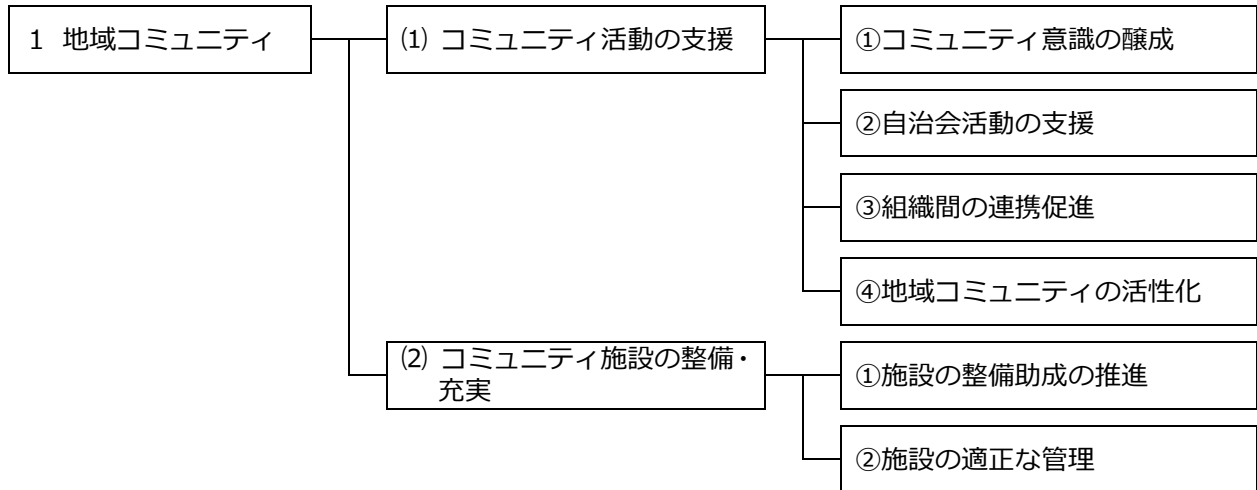


出典 協働推進課資料



基本方針

コミュニティ組織の活性化は地域の課題の解決につながることから、地域コミュニティの代表格である自治会の活動や、市民・社会活動団体の支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努めます。

施策の体系・内容



(1) コミュニティ活動の支援

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① コミュニティ意識の醸成	<p>市民の自主的な地域貢献を促すため、自治会活動や各種ボランティアの情報を広報紙、ホームページ等により提供し、地域コミュニティへの参加、市民同士の交流の促進に向けた意識の醸成に努めます。</p> <p>また、コミュニティづくりを推進するため、幅広い世代の職員が地域へ積極的に出向くとともに、緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの機能の強化や、事業の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙等によるボランティア活動の情報提供 ○ 強靱化 ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実 	協働推進課	
② 自治会活動の支援	<p>自治会に対して、各種補助金等を交付するとともに、活動に関する相談や助言などの支援を行い、活動の活性化を図ります。</p> <p>また、毎年6月を自治会加入促進月間と位置付け、自治会活動紹介パネル展などを実施し、活動の周知と加入促進を図ります。</p> <p>あわせて、自治会の認可地縁団体(*1)への移行を支援します</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 自治会活動に対する補助等の支援 ○ 強靱化 自治会加入促進事業の充実 ◎ 自治会の認可地縁団体への移行支援 	協働推進課	

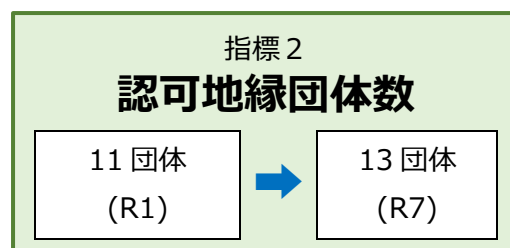
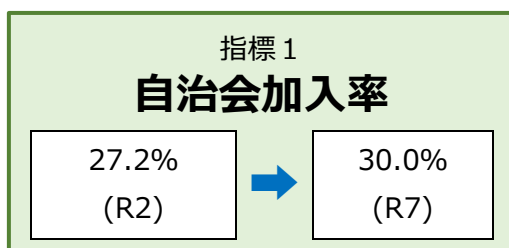
(*1)認可地縁団体：地方自治法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、自治会などの広く地域社会の維持・形成を目的とした団体

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
③ 組織間の連携促進	自治会連合会を中心に、自治会同士の情報の共有等による連携及び自治会と教育・福祉関係諸団体等との連携を促進し、コミュニティ組織としての機能の充実に努めます。		
	○自治会連合会の連携促進 ○連合組織への加入促進	協働推進課	17 パートナーシップで目標を達成しよう
④ 地域コミュニティの活性化	自主的・主体的なコミュニティ活動の活性化を図るため、地域みんなでまちづくり会議の充実を図るほか、更なる地域コミュニティの活性化策の検討を行います。また、地域みんなでまちづくり会議の活性化を図るため、若手職員を派遣します。		
	○ 強靱化 地域コミュニティの活性化策の検討 ◎地域みんなでまちづくり会議への若手職員の派遣	協働推進課	17 パートナーシップで目標を達成しよう

(2) コミュニティ施設の整備・充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 施設の整備助成の推進	コミュニティ活動の活性化を図るため、地区集会所等の整備を推進するとともに、自治会所有の集会所の建設、修繕などに際し、支援を行います。		
	○ 強靱化 地区集会所等の整備	協働推進課・文化振興課	11 住み続けられるまちづくりを
	○自治会集会所建設費等補助の推進	協働推進課	
② 施設の適正な管理	地区集会所等の適正な管理を行うとともに、学校施設等の地域への開放・利用を推進し、生涯学習やコミュニティ活動の支援を行います。		
	○ 強靱化 緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの適正な管理運営	協働推進課	11 住み続けられるまちづくりを
	○ 強靱化 地区集会所等の適正な管理 ○学校施設の地域開放	文化振興課・スポーツ振興課	

成果指標



2 交流

■ 現状と課題

本市は、平成2年に長野県栄村と姉妹都市提携を締結し、その後、教育・文化、スポーツ等の様々な分野で交流事業を実施しています。

また、平成8年に「武蔵村山市ふれあいまちづくり宣言」を行い、誰もが家庭、地域、自然とのふれあいを大切にすることを基本的な柱として、市民との連携により、心から住んでよかったと思えるまちづくりを推進しています。

また、村山温泉「かたくりの湯」は大規模改修工事を経て、平成30年3月にリニューアルオープンしました。市外からの来場者も含めて多くの人が利用しており、大切な交流の場となっています。

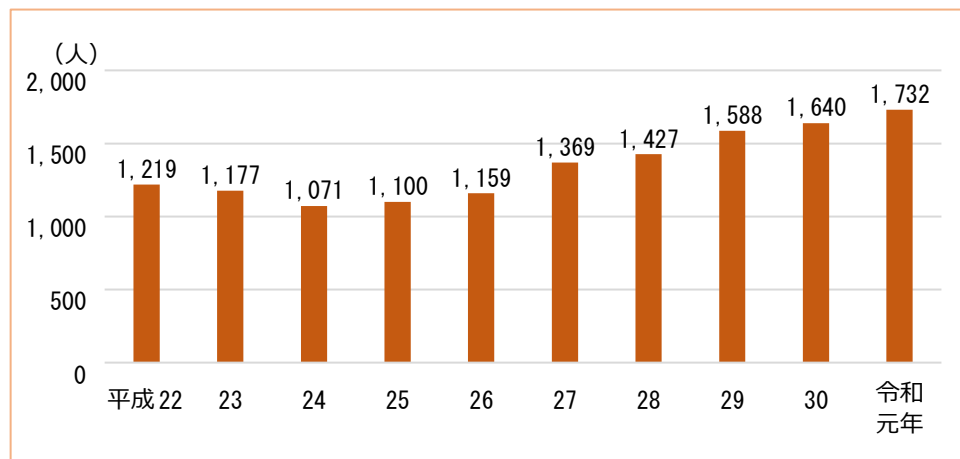
外国人住民数については、本市では東日本大震災を機に一時的に減少が見られましたが、近年は増加傾向にあります。(図1-2参照)。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、本市は平成29年にモンゴル国のホストタウン(*2)となり、同国ウランバートル市ハンオール区と相互交流が始まりました。

市民主体の国際交流の活性化を図るためにも、多種多様な文化への理解を深め、国際交流活動への積極的な参加を促進し、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。

今後も、市民相互の交流や姉妹都市をはじめとする都市間交流を促進するとともに、海外自治体との国際交流、小・中学校における国際理解のための教育を実施するなど、国際化への対応を促進していく必要があります。

図1-2 外国人住民数の推移 (各年12月31日現在)



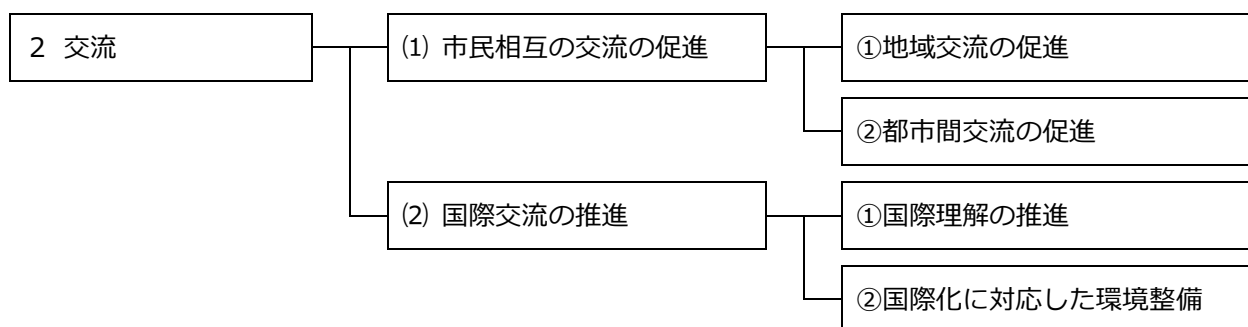
出典 市民課資料

(*2)ホストタウン：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、参加国・地域との人的・文化的・経済的な交流を図る地方公共団体

基本方針

市民相互の交流を図るために、その拠点となるエリアの充実や市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深めるとともに、市内の外国人コミュニティと自治会との交流を促進するなど、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。




施策の体系・内容



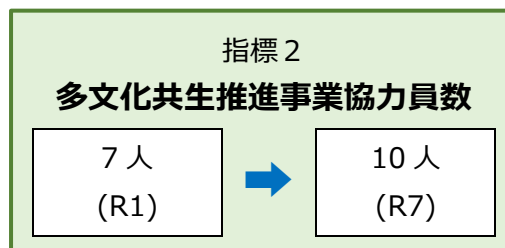
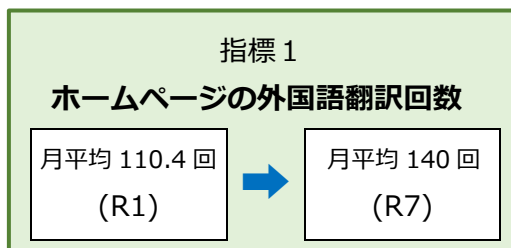
(1) 市民相互の交流の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 地域交流の促進	市民相互及び世代間の交流が希薄となっているため、あらゆる機会を捉えて、人的交流の促進を図ります。 また、若い世代の地域社会への関わりが希薄になっていることから、地域活動に参加できる仕組みづくりの検討を進めます。		
	○地域コミュニティの活性化策の検討【再掲】 ○自治会などに対する各種支援の実施	協働推進課	
② 都市間交流の促進	教育・文化、スポーツなどを通じた市民レベルでの国内都市間の交流を支援するため、姉妹都市である長野県栄村との交流を深めるとともに、市民参加を促進するため、ホームページや広報紙などを利用した相互情報の普及を図ります。 また、村山デエダラまつりを通じて、青森県むつ市と、ひまわりガーデン武蔵村山を通じて清瀬市との交流を図ります。		
	○姉妹都市交流事業	協働推進課・ スポーツ振興課	
	○青森県むつ市及び清瀬市との相互交流	産業観光課	

(2) 国際交流の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 国際理解の推進	<p>国籍・文化・性別の枠を超えた交流の基礎となる国際理解教育を学校教育や生涯学習などの様々な場面で推進します。</p> <p>また、国際化社会への対応を図り、国際理解を推進するため、国際交流事業の検討を行います。</p> <p>さらに、地域の外国人コミュニティと、自治会等の交流を促進し、市民の国際交流の活性化に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流事業の検討 ○横田基地高校生英語ツアーの実施 ◎強靱化市民と外国人コミュニティとの交流促進 	協働推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○外国青年英語教育の推進 	教育指導課	
② 国際化に対応した環境整備	<p>外国人が地域の中で安心して暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを推進するため、外国語翻訳に対応したホームページの運用やタブレット端末の設置、多文化共生推進事業協力員(*3)を育成することで、外国人に対応していきます。</p> <p>また、行政情報のほか、医療、防災等の日常生活に必要な情報を外国語でも提供するなど、増加する外国人居住者等も住みやすい環境づくりに努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化外国語翻訳に対応したホームページの運用 	秘書広報課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語学習などを行う市民活動団体への支援 	協働推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ◎強靱化市役所窓口で外国語翻訳に対応したタブレットを設置 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎強靱化多文化共生推進事業職員協力制度の充実 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみ分別アプリの外国語に対応した運用 	ごみ対策課	
	<ul style="list-style-type: none"> ◎子ども・子育て応援ナビの外国語に対応した運用 ◎外国語版母子手帳の配布 	子ども・子育て支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化公共施設表示の外国語併記 ○強靱化公共施設案内パンフレットへの外国語併記 	関係各課		

成果指標



(*3)多文化共生推進事業協力員：日本語を話すことができない外国人が来庁した際に、通訳や翻訳等を行う市職員

第2節 パートナーシップ

1 情報共有

■ 現状と課題

市政への市民参加及び協働を推進するに当たっては、市民、事業者と市との様々な情報の共有が不可欠です。

本市では、公文書の開示、広報紙、市ホームページ及びSNSなどを通じて、各種情報を市民に分かりやすく公表し、市民との情報共有を推進しています（表 1-1 参照）。

今後も、市が保有する市政情報を市民の共有財産として有効に活用されるよう市政情報を分かりやすいものにするとともに、市民が市政についての的確な認識及び評価に基づく判断ができるよう市政情報を適切に管理し、積極的に公表する必要があります。

表 1-1 公文書の開示請求及び開示請求に対する決定状況（各年度 3 月 31 日現在）

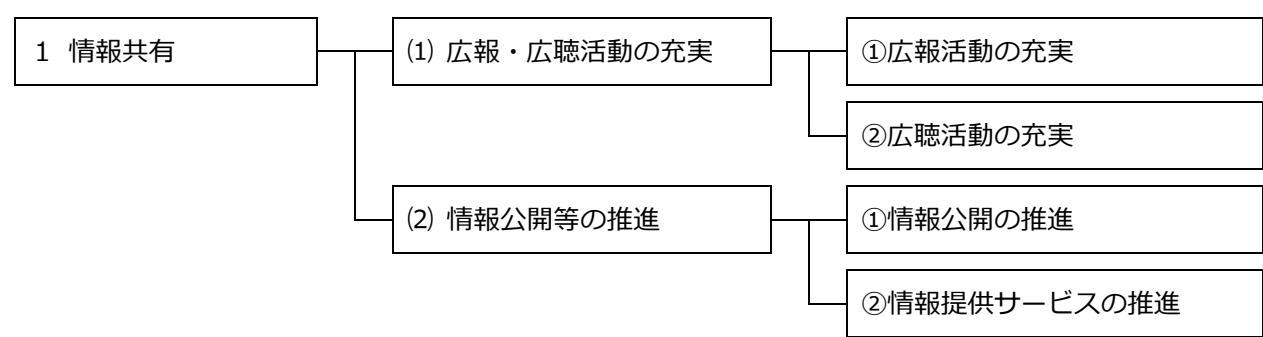
年 度	開示 請求件数	開示請求に対する決定件数				主な請求内容
		開示	一部開示	非開示	却下	
平成 27 年度	28	9	16	3	0	契約関連書類、 学校教育関連書 類等
28	27	7	17	3	0	
29	39	17	17	5	0	
30	24	6	18	0	0	
令和元年度	25	5	16	4	0	

出典 文書法制課資料

■ 基本方針

市民、事業者と市が良きパートナーとして連携し、市民主体の自立的なまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するための仕組みを整えます。

■ 施策の体系・内容



(1) 広報・広聴活動の充実




項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 広報活動の充実	<p>広報紙、ホームページ、SNS等を活用して、市民と市をつなぐ分かりやすく親しみやすい市政情報を発信します。</p> <p>あわせて、ホームページにおける情報公開や市民参加、電子申請等のシステム構築を推進するとともに、アクセシビリティ(*4)やユーザビリティ(*5)に配慮した誰もが利用しやすいホームページを提供します。</p> <p>また、新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティ(*6)の効果的活用に努め、本市の特性を生かした特色ある広報活動を展開するとともに、市の魅力の効果的かつ戦略的な発信に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 広報紙やホームページによる広報活動の充実 ○ 強靱化 SNS等による広報手段の充実 ◎ 伝わりやすい情報発信研修の実施 	秘書広報課	
② 広聴活動の充実	<p>市民の市政に対する期待や要望が多様化する中、これらを的確に把握し、幅広く市政に反映させるため、市民意識調査、タウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実に努めるとともに、対応する体制を確保します。</p> <p>あわせて、ホームページ等を活用した情報交換、意見公募手続（パブリックコメント）、アンケート調査の実施、市政についての意見・要望の受付など、情報通信技術を活用した市民、事業者及び市の相互の情報共有を推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民と市長のタウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実 ○ 強靱化 ホームページを活用した広聴活動 	秘書広報課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種審議会等の市民参加の促進 ○ 市民意識調査の実施 	関係各課	

(*4)アクセシビリティ：様々な能力や環境、状況にかかわらず、情報の入手やサービスの利用のしやすさ

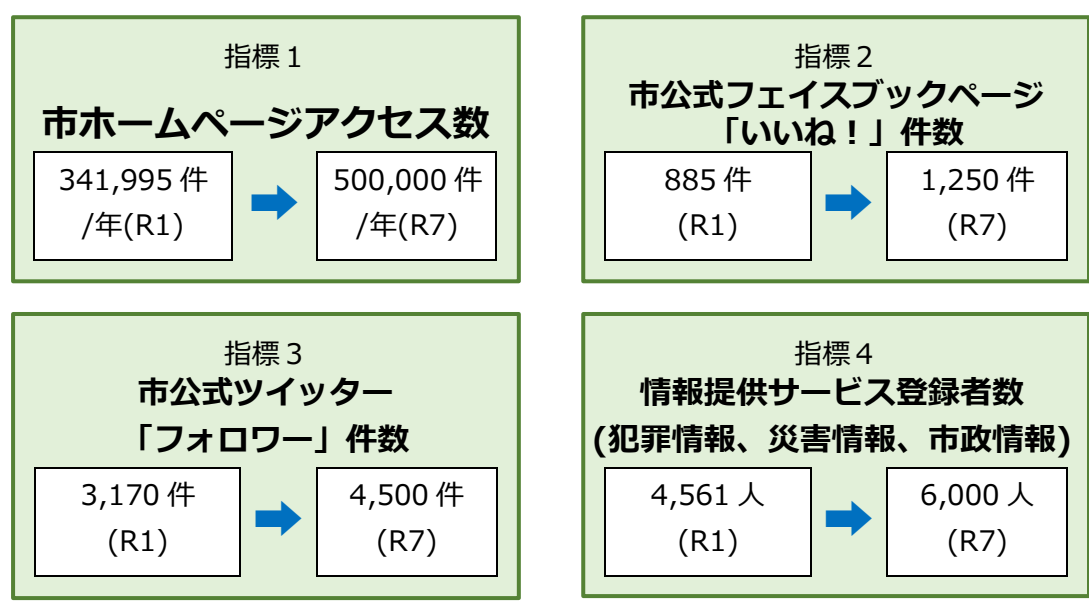
(*5)ユーザビリティ：複雑な操作を必要としない、簡単で迷わないような操作のしやすさ

(*6)パブリシティ：プレスリリースやインタビュー等への対応を通じて、各種メディアに活動内容を取り上げてもらい周知を図ること

(2) 情報公開等の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 情報公開の推進	<p>情報公開は市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、情報公開制度による公文書の開示をはじめ、各種情報を積極的に分かりやすく公表・提供します。</p> <p>また、市政情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報公開の総合的な推進を図ります。</p> <p>さらに、行政の透明性・信頼性の向上、市民参加等の観点から公共データのオープンデータ化を推進します。</p>		
	○公文書の開示、情報公開及び情報提供施策の推進	関係各課	
	○ 強靱化 オープンデータ化の推進	行政経営課	
	○ホームページでの公文書の目録検索システムの導入検討	文書法制課	
② ICT(*7)等を活用した情報提供の推進	<p>電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。</p> <p>また、スマートフォンアプリ等を活用して、市民が必要とする情報を、効果的に提供できるよう努めます。</p>		
	○ 強靱化 情報提供サービスの配信内容の拡大	秘書広報課・ 防災安全課・ 教育総務課	
	◎ごみ分別アプリを活用した情報発信	ごみ対策課	
	◎子ども・子育て応援ナビを活用した情報発信	子ども子育て支援課	

成果指標



(*7) ICT：情報通信技術（information and communication technology の略）を指す。インターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称

2 市民参加と協働

■ 現状と課題

市民の意思を市政に反映させるため、施策の計画から実施、評価に至る各過程において市民が主体的に関わる市民参加が重要となっています。

また、様々な社会的活動を積極的に行うボランティアやNPO法人(*8)をはじめとする市民活動団体には、地域の課題解決に向けた協働の担い手としての役割が期待されています(表1-2参照)。

本市では、市政情報の発信・提供を進めるとともに、市の各種計画の策定においても、審議会や委員会などを設置し、市民参画の機会の提供に努めています。

また、協働事業提案制度を運用し、市民と市の協働によるまちづくりを推進しています。

今後も、市民参加・協働のまちづくりを積極的に推進するとともに、広報紙やホームページ、広聴等においても、市民参加や情報の共有に取り組む必要があります。

表1-2 NPO法人の活動内容 (令和2年4月1日現在)

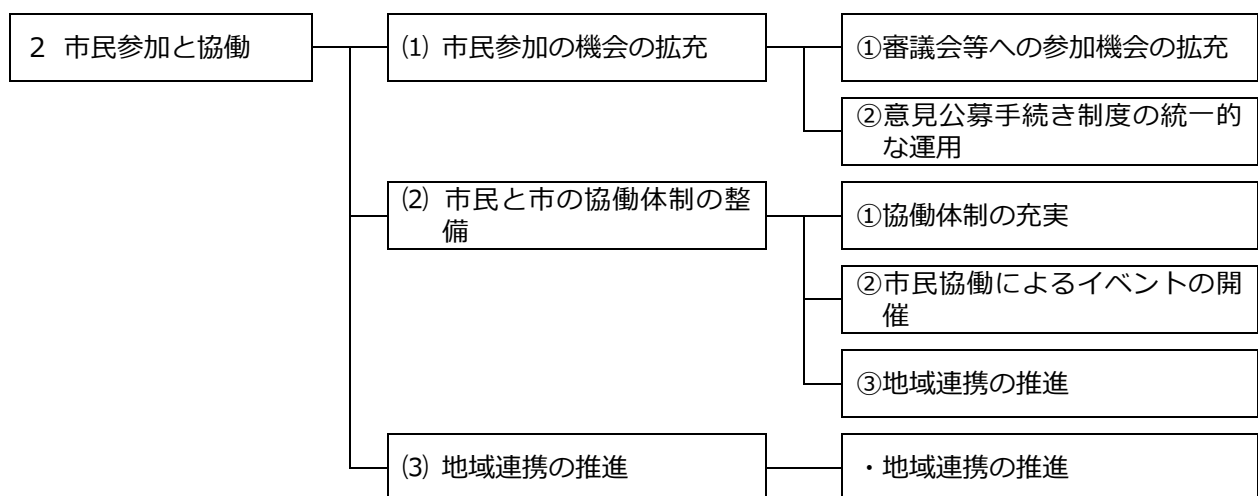
活動内容	団体数
福祉・保健・医療	16 団体
社会教育	3 団体
学術・文化・芸術・スポーツ	1 団体
合 計	20 団体

出典 協働推進課資料

■ 基本方針



計画の策定や施策の評価などの様々な過程において、市民の参加を図り、市政に市民の意思を反映させるとともに、協働によるまちづくりの仕組みを整えます。

■ 施策の体系・内容






(*8)NPO法人：特定非営利活動促進法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、ボランティアなどの不特定多数の利益に寄与する活動を目的とした団体

(1) 市民参加の機会の拡充


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 審議会等への参加機会の拡充	市の施策等について幅広い世代からの意見を求めるため、年齢層の均等化、参加者の流動化の仕組みについて検討を行います。 審議会等における公募枠の拡大等により、計画段階からの市民参画を促進するとともに、無作為抽出を活用した市民参加を推進し、市民各層の意見を施策や事業に反映させるよう努めます。		
	○各種審議会等の市民参加の促進 ○無作為抽出を活用した市民参加の推進	行政経営課	
	○審議会等における公募枠の拡大	関係各課	
② 意見公募手続制度の統一的な運用	意思決定過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、計画、条例等の重要な政策を決定する際にあらかじめ案を公表し、広く市民の意見を求める意見公募手続制度を統一的に運用し、市政への参画機会の拡充を図ります。		
	○意見公募手続制度の統一的な運用	行政経営課	

(2) 市民と市の協働体制の整備

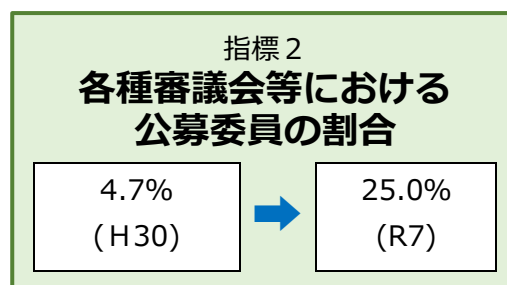
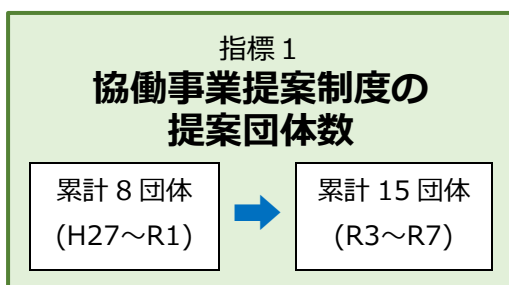
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 協働体制の充実	暮らしやすい地域社会の形成を目指して、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題等の解決のため、市民との協働によるまちづくりを推進します。		
	○市民協働を理解するための啓発活動の推進 ○市民協働推進会議の開催 ○協働事業提案制度の運用 ○ 強靱化 ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実	協働推進課	
② 市民協働によるイベントの開催	活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、実行委員会形式の市民参加や市民協働のイベントの開催に努めます。		
	○村山デエダラまつり等の開催	関係各課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
③ 市民の発想を生かす市政運営	市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案や提言を市政運営に生かし、市民との協働によるまちづくりを推進します。		
	○市民提案制度の見直し	行政経営課	

(3) 地域連携の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 地域連携の推進	大学等と連携協力し、経済・産業・文化等の様々な分野における連携を推進します。		
	○ 強靱化 大学等との連携推進	協働推進課	

成果指標





第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節 健康・医療

- 1 健康づくり
- 2 医療・救急
- 3 社会保障制度

第2節 福祉

- 1 高齢者福祉
- 2 障害者福祉
- 3 子ども・子育て支援
- 4 生活支援
- 5 地域福祉

第3節 暮らし

- 1 消費生活
- 2 雇用

本章の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大などによって、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一層高まっています。「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、市民の健康の保持、増進に向けた取組を推進します。

また、少子高齢化が進む社会において、様々な人が健康でいきいきと生活し、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境の実現を目指し、医療や福祉の充実などにより、誰もが健康で明るく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

第1節 健康・医療

1 健康づくり

市民の自主的な健康づくりを啓発・支援し、心身の健康の保持及び増進に資する取組を推進します。

2 医療・救急

地域医療体制の整備や救急体制の充実に取り組みとともに、新型コロナウイルスへの対応に取り組みます。

3 社会保障制度

国民健康保険や後期高齢者医療制度の適切な運用に努め、国民年金制度の普及啓発等を推進します。

第2節 福祉

1 高齢者福祉

介護予防の推進や、社会参加機会の充実を図り、高齢者が豊かな生活を送れるまちづくりに取り組みます。

2 障害者福祉

障害者支援施策を推進し、障害のある人となない人が地域でともに暮らせる社会づくりを図ります。

3 子ども・子育て支援

妊産婦と18歳までのすべての子ども及びその家庭を、切れ目なく継続的に支援し、地域ぐるみの支援環境を整えます。
あわせて、青少年の健全育成を図ります。

4 生活支援

生活困窮者が相談しやすい環境を整備するとともに、各種支援を総合的に実施し、困窮状態からの脱却の支援に努めます。

5 地域福祉

民生・児童委員等の活動を支援するとともに、様々な課題を抱える人に総合的に対応し、解決の支援に努めます。

第3節 暮らし

1 消費生活

市民が安全で豊かな生活を送れるよう、消費生活に関する情報提供や、各種啓発の充実に努めます。

2 雇用

雇用機会の充実や各種就労支援に取り組みとともに、労働環境の改善を図ります。

第1節 健康・医療

1 健康づくり

■ 現状と課題

本格的な高齢社会の中、健康寿命という考え方が浸透し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一段と高まっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症予防への関心も高くなっています。

平成30年の本市における主要死因別死亡者数は、第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患となっており、悪性新生物による死亡者数の割合は、全体の約31.0%となっています（表2-1参照）。

医療技術の進歩により平均寿命は更に延びる傾向にある一方で、運動不足による体力の低下、栄養摂取の偏り、喫煙・飲酒等に起因する生活習慣病（がん・心臓病・脳卒中等）が増加しています。このような状況の中、本市では、子どもから高齢者までを対象とした健康診査等、各種の保健関連事業を実施し、病気の予防と早期発見を図っています。

また、健康維持のためには、疾病の予防・治療にとどまらず、自分の健康は自分で守るという意識を高め、市民のニーズに応じた適切な健康教育や相談体制によって支援を推進することが重要です。本市では、総合体育館や保健相談センター等を拠点としてスポーツ教室や健康づくり教室等が定期的に開催されています。

今後も、市民の心身の健康の保持、増進に向けた取組を推進する必要があります。

表2-1 平成30年度主要死因別死亡者数・死亡割合

死 因	死亡者数 (人)	総数に対する 割合 (%)	死 因	死亡者数 (人)	総数に対する 割合 (%)
悪 性 新 生 物 (*9)	219	31.0	慢性閉塞性肺疾患	9	1.3
糖 尿 病	11	1.6	肝 疾 患	12	1.7
心疾患（高血圧性を除く）	100	14.2	腎 不 全	15	2.1
高 血 圧 性 疾 患	3	0.4	老 衰	42	6.0
脳 血 管 疾 患	47	6.7	不 慮 の 事 故	15	2.1
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	12	1.7	自 殺	16	2.2
肺 炎	45	6.4	そ の 他	159	22.6
総 数					705

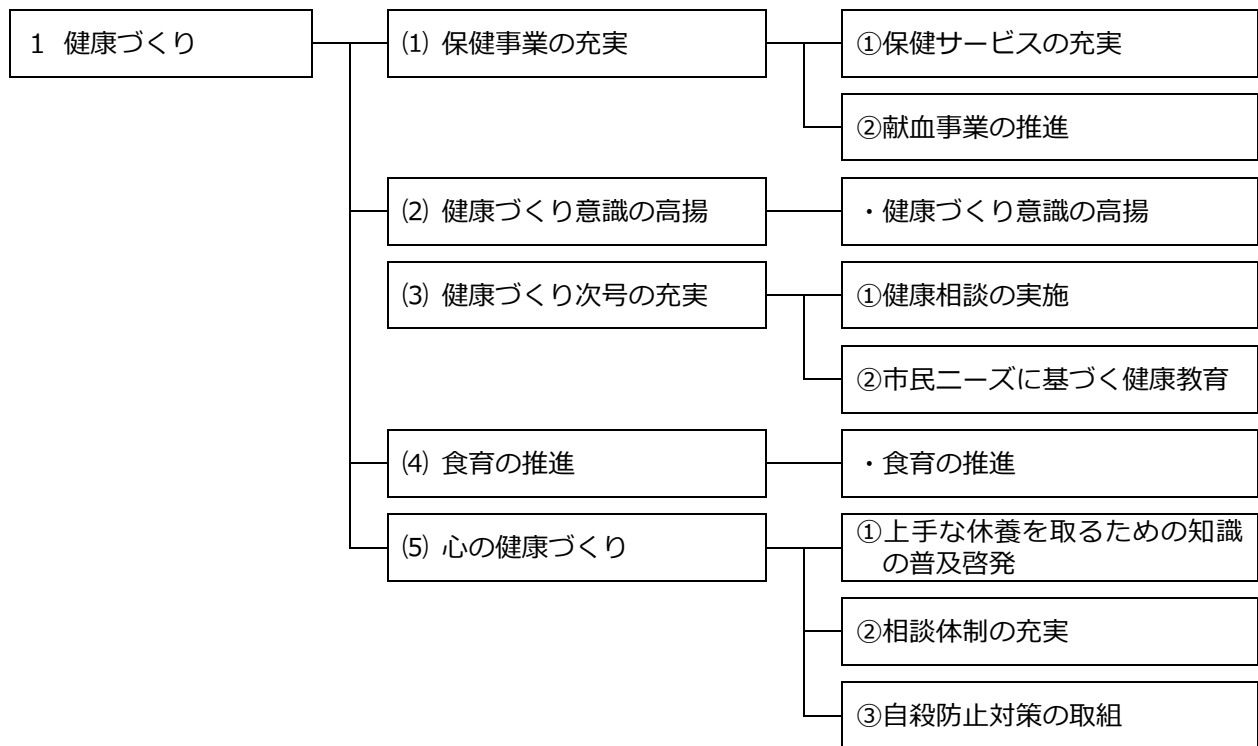
出典 多摩立川保健所資料

■ 基本方針

疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、「自分の健康は自分で守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

(*9)悪性新生物：増殖・転移などの悪性を示す腫瘍。がんなど


■ 施策の体系・内容





(1) 保健事業の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 保健サービスの充実	<p>疾病の予防や早期発見を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査、がん検診等のサービスの充実に努めます。</p> <p>他市の動向を踏まえつつ、近隣市や関係機関との連携により、健康診査・検診の拡充を図ります。</p> <p>また、乳幼児の発達の遅れや疾病、障害の早期発見や健全な発育、育成を図るため、健康診査や育児相談等を実施し、きめ細やかな保健サービスの充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健康診査・相談事業の実施 ○健康教室の実施 	健康推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦・乳幼児（歯科）健康診査や育児相談等の実施 ○妊産婦・新生児家庭（こんにちは赤ちゃん全戸）訪問の実施 	子ども子育て支援課	
② 献血事業の推進	<p>日本赤十字社等との連携を図りながら、献血推進協議会を基軸として献血思想の啓発活動や献血運動等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○献血車による献血事業の推進 	健康推進課	


(2) 健康づくり意識の高揚

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・健康づくり意識の高揚	<p>広報活動や啓発事業を実施し、運動の習慣化、疲労を回復するための十分な休養や食生活の改善など、健康づくり意識の高揚を図るとともに、食中毒や薬物乱用防止などの健康被害のリスクを避けるため、正確な知識の普及に努めます。</p> <p>今後も健康づくり推進協議会等との連携により市民ニーズを的確に把握しながら、保健事業予定表、広報紙及びホームページの内容の充実を図り、健康づくりの周知に努めます。</p>		
	○ 強靱化 広報紙、ホームページ等による情報提供	健康推進課	

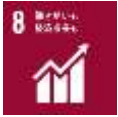


(3) 健康づくり事業の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
①健康相談の実施	<p>健康への関心が高まる中、適切な健康づくりができるよう、個別の相談に応じ、家庭における健康づくりの支援を図ります。</p>		
	○ 強靱化 保健師・栄養士・歯科衛生士による健康相談の実施	健康推進課・子ども子育て支援課	
②市民ニーズに基づく健康教育	<p>各種健康教室でのアンケート調査の実施等による市民ニーズに基づき、適切な健康教育を体系的に推進します。</p>		
	○各種健康教室の実施 ○健康運動の実施	健康推進課	

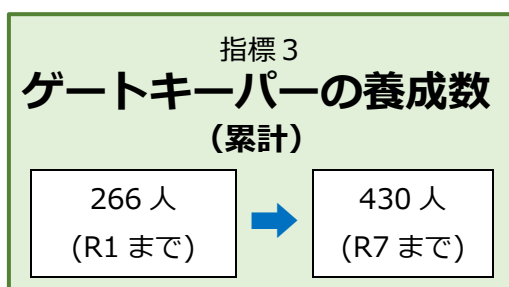
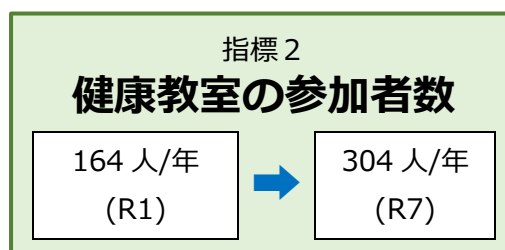
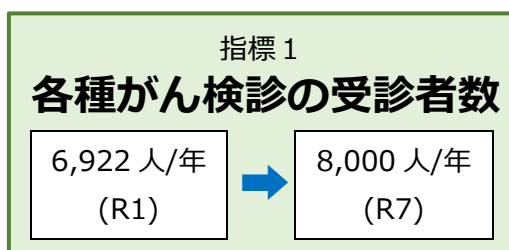
(4) 食育の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・食育の推進	<p>家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。</p>		
	○食育に関する事業の推進 ○関係機関等とのネットワークの充実	健康推進課・子ども子育て支援課・学校給食課	

(5) 心の健康づくり

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 上手な休養を取るための知識の普及啓発	働き盛りの世代を主な対象として、心を休め、質の良い睡眠をとる方法など、ライフステージに合わせた上手な休養の取り方に関する知識の普及啓発に努めます。 ○広報紙、ホームページ等による普及啓発	健康推進課	
② 相談体制の充実	家庭・地域などにおける心の健康づくりに関する相談を受けられる体制の充実に努めます。 ○健康相談の実施	健康推進課	
③ 自殺防止対策の取組	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気づき、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパー(*10)の養成を促進します。 ○ゲートキーパーの養成	健康推進課	

成果指標



(*10)ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る等）を図ることができる人

2 医療・救急

現状と課題

本市内の医療施設は、平成 30 年 10 月 1 日現在で、一般病院 4 か所、診療所 25 か所があり、延べ 112 の診療科目（歯科を除く）で運営されています（表 2-2 参照）。

救急車の出動回数は、令和元年には 4,008 回を数え、救護人員も 3,740 人となっています（図 2-1 参照）。

救急体制については、消防団女性部が応急手当指導員の資格をいかし、市民に対して応急救護に関する知識と技術の普及を行っています。今後は消防団の多様な人材を活用し、応急救護を指導できる人材を増やしていく必要があります。

また、休日・休日準夜の内科・小児科の救急患者の対応については、市医師会に委託して保健相談センターにおいて対応しているほか、武蔵村山病院において小児初期救急準夜診療及び小児二次救急診療を行っています。

あわせて、市内の当番歯科医療機関で休日歯科診療を実施しています。

今後も、市民が身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるよう、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の整備を推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症が、世界各地で感染拡大しており、日本国内でも爆発的感染拡大（パンデミック）の防止等が重要となっています。新型コロナウイルスに限らず、新たな感染症等が発生した場合に備え、平成 27 年 3 月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」や「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、状況に応じた措置対応に努め、今後の動向を注視するとともに、国や東京都と連携し、市としての対応能力を高める必要があります。

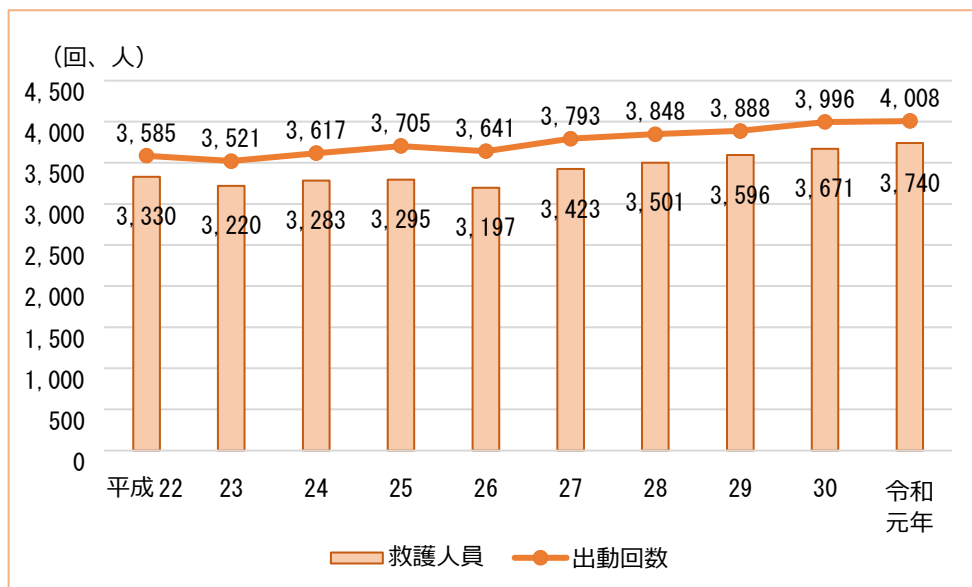
表 2-2 市内所在診療科目の内訳（歯科を除く）（平成 30 年 10 月 1 日現在）

科 目	病院・診療所数	科 目	病院・診療所数
内 科	25	整 形 外 科	7
呼 吸 器 内 科	4	小 児 外 科	-
消 化 器 ・ 胃 腸 内 科	6	産 婦 人 科	1
循 環 器 内 科	4	産 科	-
小 児 科	15	婦 人 科	2
精 神 科	1	眼 科	6
ア レ ル ギ ー 科	3	耳 鼻 い ん こ う 科	2
神 経 内 科	3	皮 膚 科	9
リ ウ マ チ 科	2	泌 尿 器 科	5
外 科	5	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	6
脳 神 経 外 科	-	放 射 線 科	3
消 化 器 ・ 胃 腸 外 科	1	麻 酔 科	2
総 数			112

出典 東京都福祉保健局資料（東京都の医療施設）

図 2-1 救急車出動状況の推移

(各年 1 月から 12 月まで)



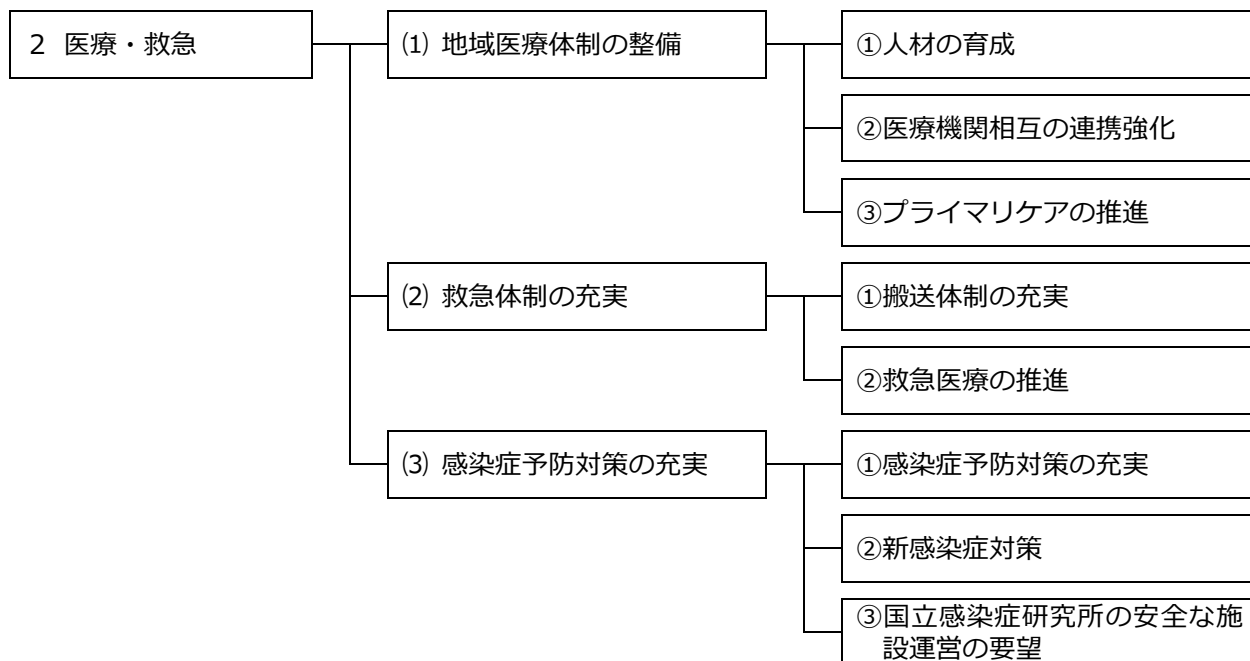
出典 北多摩西部消防署資料

基本方針




誰もが身近な地域で、気軽に健康相談や診療を受けられるよう「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。

また、国や東京都と連携し、新型コロナウイルス等の新感染症に対する適正な対応を図ります。



施策の体系・内容



(1) 地域医療体制の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 人材の育成	保健サービスの高度化と需要の増大に対応するため、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門の人材の資質向上に努めます。		
	○ 強靱化 保健師、栄養士、歯科衛生士等の資質向上の推進	健康推進課・子ども子育て支援課	
② 医療機関相互の連携強化	地域医療連携の充実に努め、質の高い医療サービスの提供と医療資源の有効活用により、地域医療の向上を図ります。		
	○ 強靱化 医師会等関係機関との連携	健康推進課・子ども子育て支援課	
③ プライマリケアの推進	「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりの推進に努めるとともに、医師会等関係機関の協力を得て、総合的・継続的な診療の充実に努めます。		
	○ 強靱化 総合医の充実、推進	健康推進課・子ども子育て支援課	

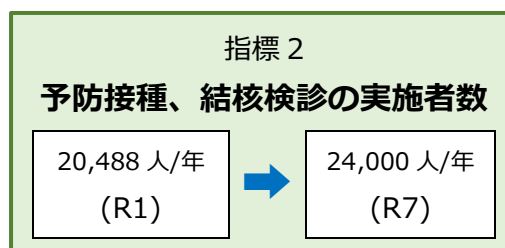
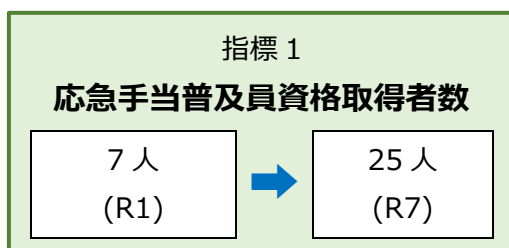
(2) 救急体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 搬送体制の充実	災害時等に多発する救命救急需要に対処するため、東京都に対し、災害時における搬送体制の充実を要請するとともに、消防団において応急手当普及員を養成し、指導できる人材を増やすことで、市民への救命救急技術の普及に努めます。		
	○ 強靱化 救急搬送体制の充実要請	健康推進課	
	○ 強靱化 消防団による救急救命技術の普及	防災安全課	
◎ 強靱化 消防団員の応急手当普及員の養成			
② 救急医療の推進	診療時間外（夜間・休日）の急病で、緊急の医療を必要とする患者に対応するため、市医師会や救急医療機関と連携し、第一次救急医療を推進するとともに、交通事故等によるけが、入院や緊急手術が必要な重症患者に対応するため、救急医療機関との連携を推進します。		
	○ 強靱化 救急医療機関との連携 ○ 休日・休日準夜診療事業の実施 ◎ 休日歯科診療の実施	健康推進課	

(3) 感染症予防対策の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 感染症 予防対 策の充 実	感染症予防のための各種予防接種等を実施するとともに、子ども・子育て応援ナビを運用し、接種率の向上を図ります。また、新型コロナウイルス等の新感染症について、正しい知識の普及啓発と医療体制の充実を図ります。	健康推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防接種事業の拡充 ○ 子ども・子育て応援ナビを活用した予防接種の情報提供 ○ 強靱化 感染症についての啓発活動 ○ 強靱化 新感染症に対応する医療体制の充実 		
② 新感染 症対策	平成 27 年 3 月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、国や東京都と連携し、状況に応じた措置対応に努め、感染症予防対策を講じながらも、市民生活に直結する事業の執行に影響が生じないように、優先すべき事業を定め、必要な人員を確保します。	健康推進課・ 関係各課	
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 強靱化 新型コロナウイルス感染症への対応 		
③ 国立感 染症研 究所の 安全な 施設運 営の要 望	国立感染症研究所村山庁舎の B S L 4 施設(*11)については、万全の安全対策や当該施設の市外適地への移転について引き続き要望します。 また、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の構成員として市職員を派遣し、施設運営等についての確認を行い、情報共有を図ります。	企画政策課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 万全の安全対策と施設移転の要望 ○ 強靱化 関係機関との情報共有・連絡体制の確立 		

成果指標



(*11) B S L 4 施設：B S L はバイオセーフティレベル (biosafety level) の略。ウイルスなどの病原体を扱う施設のうち、世界保健機関 (WHO) が定めるレベル 4 に属する、エボラウイルスやラッサウイルスなどを取り扱うことができる施設

3 社会保障制度

■ 現状と課題

《国民健康保険》

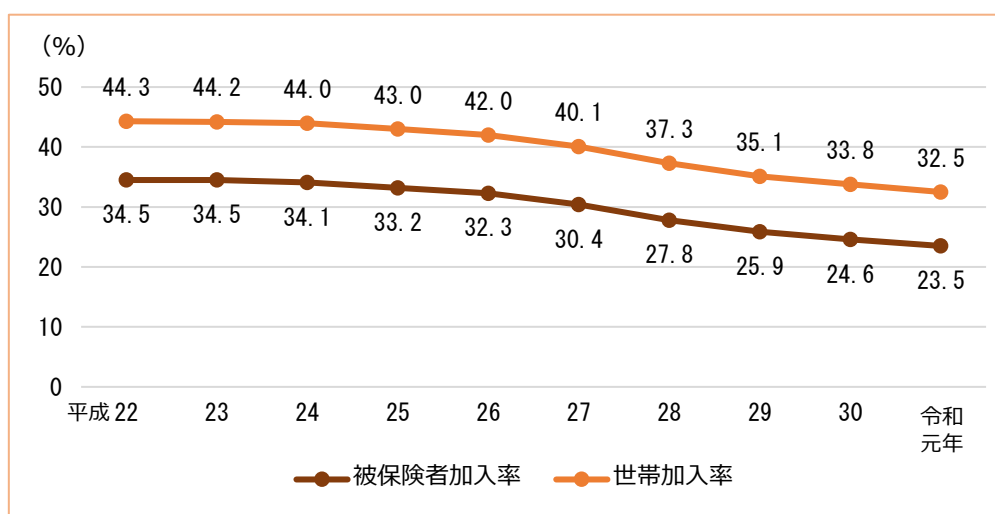
国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として非常に重要な役割を担っています。

平成 30 年度に行われた国民健康保険制度改革により、国民健康保険の財政運営の責任主体が東京都となり、制度の安定化が図られましたが、高齢化の進展、医療の高度化等により被保険者一人当たりの医療費が年々増加していく傾向にあること、税負担能力の比較的低い層を抱える構造であることなどにより、その事業運営は大変厳しく、毎年度一般会計からの多額の繰入れによって収支の均衡を保っている状況にあります。

今後も、一層厳しい事業運営を迫られることが予想されており、国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していく必要があることから、国保財政健全化計画に基づき、令和 11 年度を目途に一般会計からの法定外繰入金（決算補填目的）を解消するため、適宜適切な国民健康保険税を見直すとともに、有効な収納確保策を実施し、収納率の向上を図る必要があります。

また、特定健康診査の受診率の向上に資する取組並びにレセプト(*12)及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応する効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、生活習慣病等の早期発見、重症化予防に努めるとともに、医療費の適正化を図る必要があります。

図 2-2 国民健康保険加入者割合の推移 (各年度 3 月 31 日現在)



出典 保険年金課資料

(*12)レセプト：保健医療機関が 1 か月の診療行為をまとめた診察（調剤）報酬明細書

《後期高齢者医療制度》

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し医療保険を将来にわたり維持可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者と現役世代の負担を明確化するため、原則 75 歳以上を対象に平成 20 年度から新たな医療制度として創設されたものであり、都内全ての区市町村が加入している「東京都後期高齢者医療広域連合」によって制度が運営されています。

今後も、多くの高齢者が健康を維持できるよう、本制度の円滑な事務処理を推進するとともに、健康診査の受診率を向上させる必要があります。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に運用するための検討を行い、事業を実施していく必要があります。

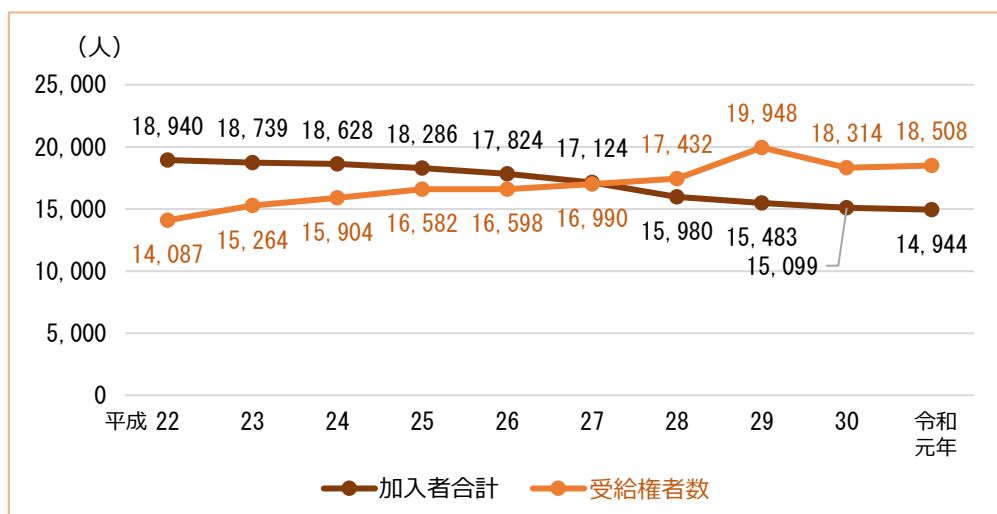
《国民年金》

国民年金の運営は、「世代と世代の支え合い」という相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによって賄われています。

国民年金制度は、更なる高齢化の進展が確実な中で老後の生活の基本的部分を支えるものとして重要な制度であることから、市民が安心して生活が続けられるよう、特に若年者層への制度の周知をより一層推進していく必要があります。

また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者については、関係機関と連携を図りながら、保険料の免除や納付猶予制度の周知及び一層の充実を図っていく必要があります。

図 2-3 国民年金加入者の推移 (各年度 3 月 31 日現在)



出典 保険年金課資料

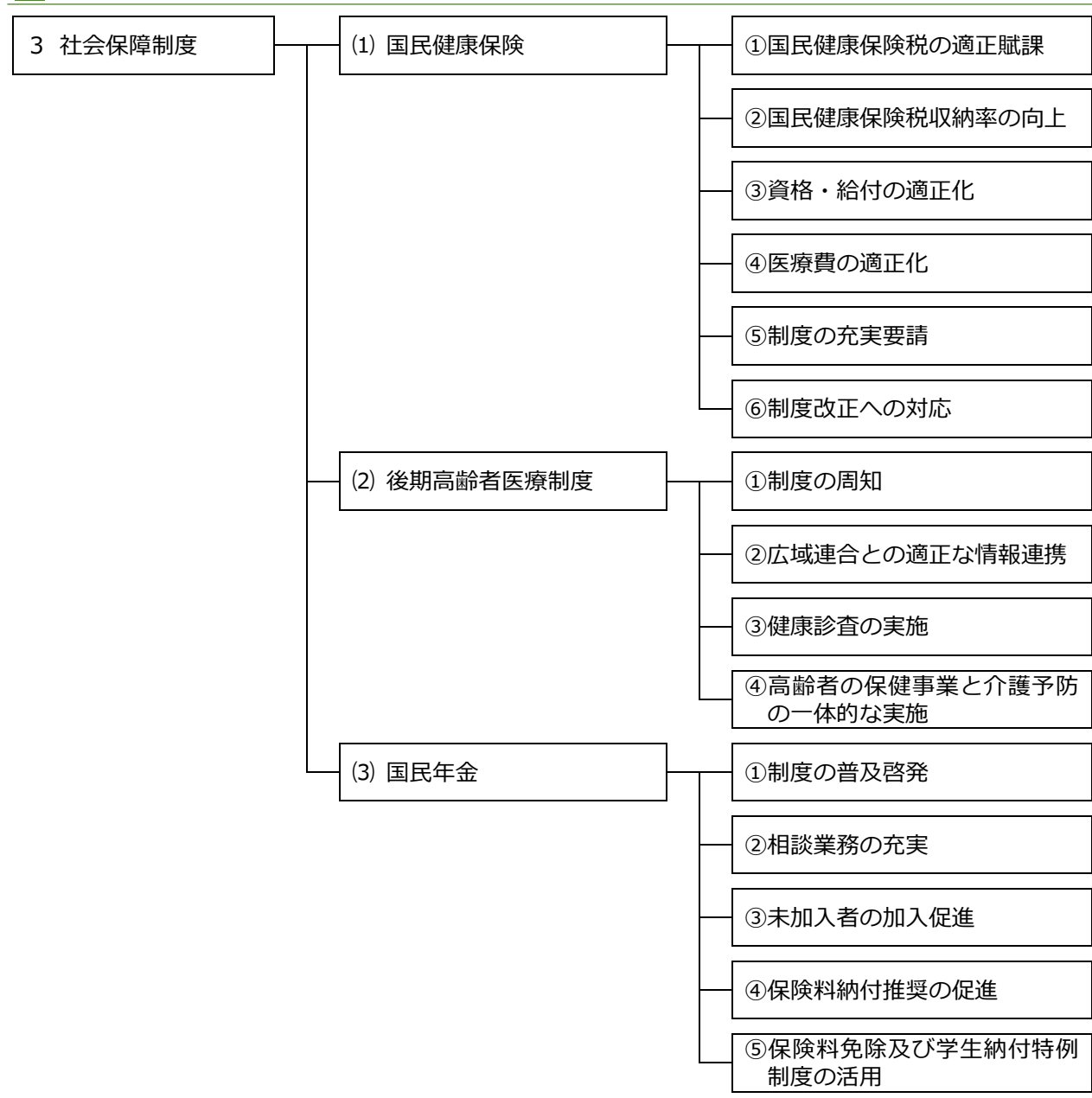
■ 基本方針

国民健康保険制度については、レセプト及び特定健康診査結果データの分析を行い、その健康課題に対応する保健事業を実施することで医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課をすることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に努めます。


後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。

国民年金制度については、制度に対する理解と未加入者の加入促進を図り、制度の充実を図るため、関係機関との連携強化に努めます。

■ 施策の体系・内容





(1) 国民健康保険

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 国民健康保険税の適正賦課	<p>国保財政健全化計画に基づき、計画的に国民健康保険税の見直しを行います。また、負担の公平化の観点に基づいた国民健康保険税の適正賦課を図り、財源の確保に努めます。</p> <p>○適正な国民健康保険税の賦課</p>	保険年金課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
② 国民健康保険 税収納率の向上	<p>国民健康保険税の口座振替を推進するため、マルチペイメントネットワーク(*13)を活用した口座振替受付サービスによる収納率の向上に努めます。</p> <p>収納対策の強化の一環として、納付書付催告書の導入について検討を行います。</p> <p>また、文書催告や自動電話催告システムを効率的に活用し、滞納事案の早期解決に努め、市税収入の確保を図ります。</p> <p>納税者の口座振替に係る手続きの負担を軽減するため、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替受付サービスの周知、活用を推進します。</p> <p>納付方法の多様化については、納税者の利便性及び収納率の向上を図るため、スマートフォン決済アプリによる納付や、クレジットカードによる納付等の導入について検討を行います。</p>		
	○収納対策の強化 ○口座振替の推進	収納課	
	○コンビニエンスストア収納の運用	収納課・ 会計課	
	○納付方法の多様化の検討	収納課・ 会計課	
③ 資格・ 給付の 適正化	<p>資格の取得及び喪失時の早期届出を広報紙等により市民に広く周知するほか、オンライン資格確認の導入により資格及び医療機関からの保険給付費の請求の適正化を図るとともに、レセプト点検においてAI及びRPAを活用し、不正、不当利得及び第三者行為の発見に努めます。</p>		
	○レセプト点検事務の充実 ○広報紙、パンフレット等による制度の周知	保険年金課	
④ 医療費 の適正 化	<p>特定健康診査の受診率等の向上に資する取組並びにレセプト及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応する効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、生活習慣病等の早期発見、重症化予防に努めるとともに、医療費の適正化を図ります。</p>		
	○特定健康診査、特定保健指導の実施 ○特定健康診査の受診勧奨の実施 ○保健事業の実施及び充実 (糖尿病性腎症重症化予防、健診異常値受診勧奨、生活習慣病治療中断者受診勧奨、受診行動適正化保健指導等) ○差額通知送付、パンフレット等の配布による後発医薬品の利用促進 ○医療費通知の送付 ○人間ドック等費用の一部助成	保険年金課	

(*13)マルチペイメントネットワーク：自治体や企業等の収納機関と金融機関を結び、利用者がATMや電話、パソコン等の様々な手段で支払いを行うことができるネットワーク

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑤ 制度の充実要請	国や東京都に対して、国民健康保険事業への財政措置の充実等を要請するとともに、多子世帯への国民健康保険税の減免制度等を設けるよう働きかけます。		
	○関係機関への要請	保険年金課	
⑥ 制度改正への対応	制度改正の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、市民に混乱が生じることのないよう、適切に準備を進め、市民への情報提供を行います。		
	○制度改正への準備 ○市民への情報提供	保険年金課	

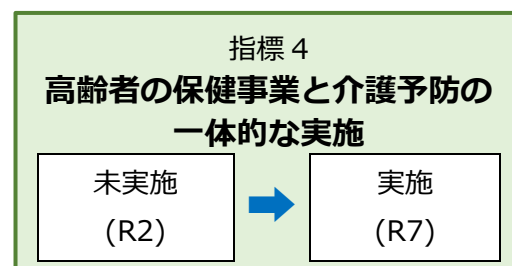
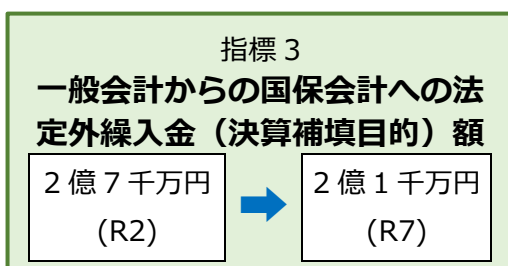
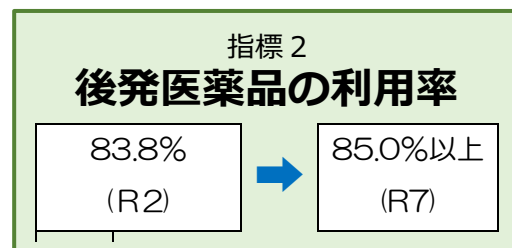
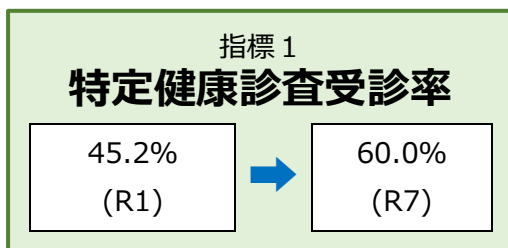
(2) 後期高齢者医療制度

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 制度の周知	後期高齢者医療制度について、広報紙で周知し、相談業務の充実に努めます。また、疾病の予防推進及び早期発見につなげるため、人間ドック及び脳ドック費用の一部助成を実施します。		
	○相談業務の充実 ○人間ドック等費用の一部助成	保険年金課	
② 広域連合との適正な情報連携	後期高齢者医療制度に加入している被保険者に関する情報を適正に管理するため、広域連合との連携を強化します。		
	○広域連合との情報連携	保険年金課	
③ 健康診査の実施	高齢者の健康増進を図るため、健康診査を実施するとともに、受診率の向上に努めます。		
	○健康診査の実施 ○健康診査受診率の向上	保険年金課・健康推進課	
④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するため検討し、必要な事業を実施します。		
	◎事業の検討、実施	保険年金課・高齡福祉課・健康推進課	

(3) 国民年金

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 制度の普及啓発	<p>国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るため、その趣旨の普及啓発を図ります。</p> <p>○国民年金制度の普及啓発</p>	保険年金課	
② 相談業務の充実	<p>市民が国民年金制度を正しく理解し、適正な年金給付が受けられるよう、日本年金機構との緊密な連携の下、市民の受給権の確保に努めます。</p> <p>○相談業務の充実</p>	保険年金課	
③ 未加入者の加入促進	<p>日本年金機構との連携を密にし、未加入者の把握に努め、加入を促進します。</p> <p>○国民年金制度の普及啓発</p>	保険年金課	
④ 保険料納付推奨の促進	<p>市民の年金受給権確保のため、保険料納付の必要性について、広報活動の強化に努めます。</p> <p>○保険料納付推奨の促進</p>	保険年金課	
⑤ 保険料免除及び学生納付特例制度の活用	<p>保険料納付困難者の受給権を確保するため、保険料免除制度及び学生納付特例の周知と利用促進に努めます。</p> <p>○保険料免除制度等の周知</p>	保険年金課	

成果指標



第2節 福祉

1 高齢者福祉

現状と課題

本市の高齢化率は、令和2年1月1日現在で、26.2%となっています。高齢者が市の人口の25%以上を占めており、上昇傾向にあります（図2-4参照）。

また、核家族化も進展しており、高齢者のひとり暮らし世帯や、二人以上の高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。本市では、高齢者のいる世帯のうち、6割を超える世帯が高齢者のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯となっています。

令和元年10月末現在の要支援・要介護認定者（図2-5参照）は2,903人で、同年8月における介護給付サービスの利用者（要介護1～5）は2,136人、予防給付サービスの利用者（要支援1,2）は353人で合計2,489人となっています。

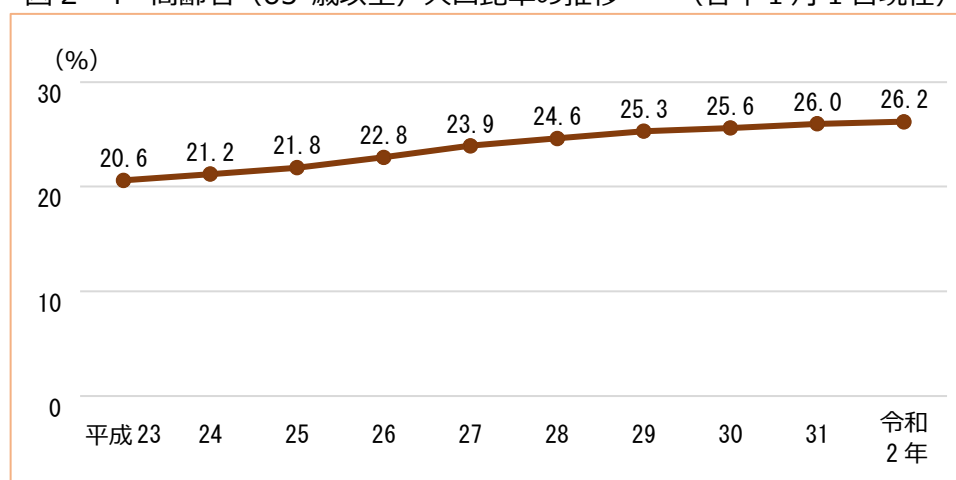
高齢化や核家族化の進展に伴い要介護や認知症の高齢者が増加するなか、在宅の高齢者を抱える家庭の負担は増加しています。また、増加傾向にある介護需要に対応するため、事業者による介護人材の確保に向けた取組を支援する必要があります。

このような状況の中、本市においても、高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう、様々な介護予防事業を推進しています。

今後も、高齢者が在宅で安心して生活を継続していくため、ボランティアなど地域の資源を活用し、家庭で介護を担う家族を支援する施策を充実するとともに、家庭、地域と市が連携し、協力して、高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活が継続できるように、高齢者の在宅生活を適切に支援する仕組み（地域包括ケアシステム）を充実させる必要があります。

さらに、市民一人一人が、高齢期になっても健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないよう、地域と連携した生きがい活動や社会参加、介護予防等に取り組む必要があります。

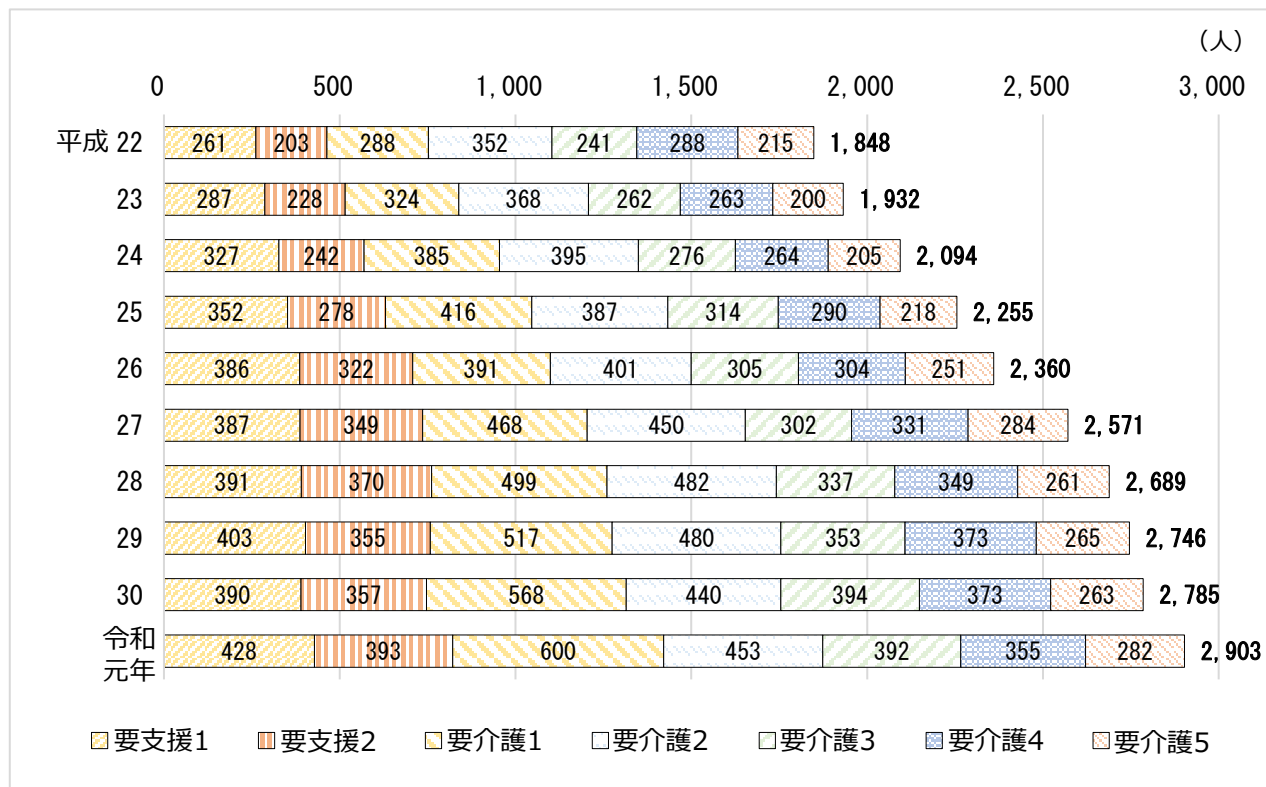
図2-4 高齢者（65歳以上）人口比率の推移（各年1月1日現在）



出典 高齢福祉課資料

図 2-5 要介護認定者数の推移

(各年 10 月 31 日現在)

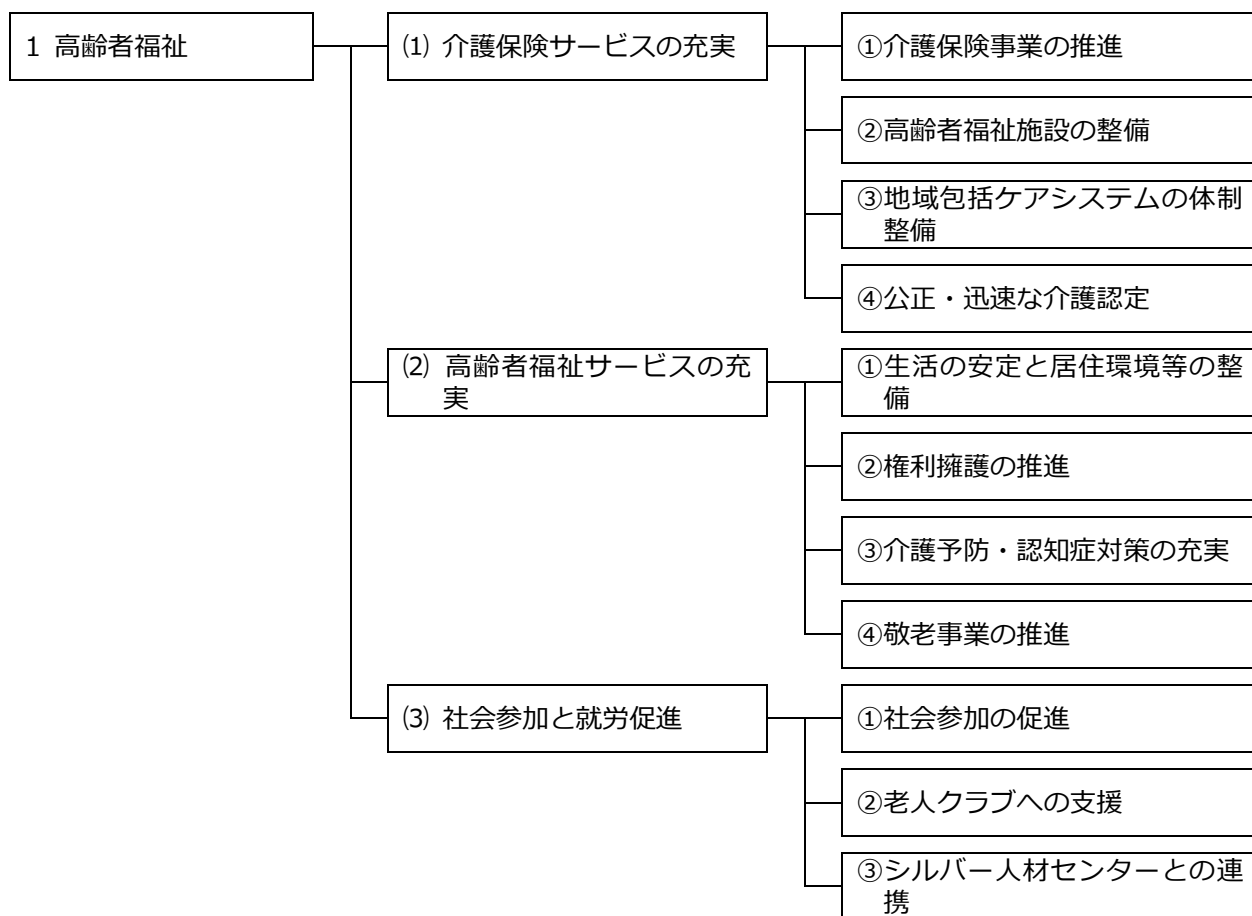


出典 高齢福祉課資料


基本方針



高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、元気な高齢者が生きがいを持って生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

施策の体系・内容




(1) 介護保険サービスの充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 介護保険事業の推進	<p>全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしく豊かな生活を送れるよう、相談窓口の整備や在宅等での生活の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種介護保険サービスの提供 ◎高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進 	高齢福祉課	
	○老人福祉施設の整備助成		




項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
③ 地域包括ケアシステムの体制整備	<p>高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。</p> <p>また、生活支援体制の整備に当たっては、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域ニーズの把握や既存資源を活用したサービス開発を行い、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議の開催 ○在宅医療・介護連携支援センターの運営 ○生活支援コーディネーターの配置 	高齢福祉課・	
④ 公正・迅速な介護認定	<p>介護認定審査会委員や認定調査員の研修等により適切な人材を確保し、合議体ごとの審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会を効率的かつ適正に運営し、迅速な判定が行われるよう努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○介護認定審査会の運営 	高齢福祉課	

(2) 高齢者福祉サービスの充実

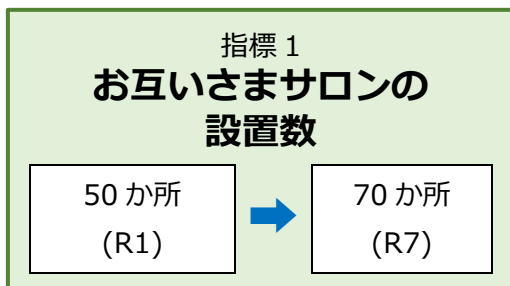
項目	内容		
	具体施	所管課	SDG s
① 生活の安定と居住環境等の整備	<p>高齢者が積極的に外出し、地域活動への参加を促進するため、高齢者の特性に配慮した道路、公園、公共施設の改善・整備を促進します。</p> <p>また、生活援助員による生活相談や安否確認、一時家事援助、緊急時の対応などの日常生活援助サービスを備えた高齢者向け賃貸住宅（シルバーピア）の適正な運営に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化高齢者の特性に配慮した公共施設の整備 ○都営村山団地シルバーピアの運営 	高齢福祉課・ 関係各課	
② 権利擁護の推進	<p>認知症高齢者、要支援・要介護者等が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護事業の利用促進 	福祉総務課	
③ 介護予防・認知症対策の充実	<p>高齢者が抱える閉じこもりやうつ、孤立感等の解消に資する様々な介護予防事業を推進し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう努めます。</p> <p>また、認知症に対する正しい知識の普及啓発に努め、地域での支え合いの体制づくりを推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種介護予防事業の実施 ○認知症ケアパスの作成 ○認知症初期集中支援チームの運営 	高齢福祉課	

項目	内容		
	具体施	所管課	SDG s
④ 敬老事業の推進	<p>敬老会の開催や長寿の祝贈呈等を通して、敬老事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○敬老会の実施 ○敬老金の配布 ○満百歳祝の贈呈 	高齢福祉課	

(3) 社会参加と就労促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 社会参加の促進	<p>地域の身近な通いの場である「お互いさまサロン」や、福社会館、老人福祉館等を拠点として、学習、娯楽、交流の促進と市民講座や講習会等を開催し、高齢者のふれあいの場の充実を図ります。</p> <p>また、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することにより、高齢者の健康で生きがいのある暮らしづくりに努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎お互いさまサロンの充実 ○介護支援ボランティア事業の推進 	高齢福祉課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化福社会館や老人福祉館の整備 	福祉総務課	
② 老人クラブへの支援	<p>高齢者が相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどが図れるよう、老人クラブ活動を支援し、活動の活性化を促進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ活動の支援 	高齢福祉課	
③ シルバー人材センターとの連携	<p>高齢者の働く拠点として、シルバーワークプラザを活用し、就労分野の拡大を図るなど、シルバー人材センターと連携し活動の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センター活動の支援 	福祉総務課	

成果指標



2 障害者福祉

現状と課題

本市における身体障害者手帳の所持者は、令和元年10月1日現在で、2,333人となっており、平成27年度から31人減少しています。障害別では肢体不自由が最も多く、障害程度別では1級が35.7%、続いて4級が23.3%を占めています。知的障害者（愛の手帳所持者）は、令和元年10月1日現在で、585人となっており、平成27年度から10人増加しています。障害程度では4度が最も多く55.0%を占めています。精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、令和元年10月1日現在で、635人となっており、平成27年度から92人増加しています。障害程度では2級が最も多く55.3%を占めています（表2-3、図2-6参照）。

近年、障害者福祉を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障害のある人のニーズが大きく変化しています。

平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、その基本理念に基づき、障害のある人に対する支援や福祉サービスの提供体制の確保など、障害者施策の充実が図られ、サービス費用が増大しています。

また、平成25年6月には障害者差別解消法が制定され、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除き、障害者差別解消に向けた具体的な取組やノーマライゼーション(*14)の理念の下、自助・共助・公助を基本としてみんなで支え合い、障害のある人もない人も、同じように普通の生活ができる社会の実現に向けた取組が求められています。

今後も、障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりや、支え合い、ともに生きるまちづくりの実現を目指して、更なる施策の充実を図る必要があります。

表2-3 障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）（各年度3月31日現在、単位：人）

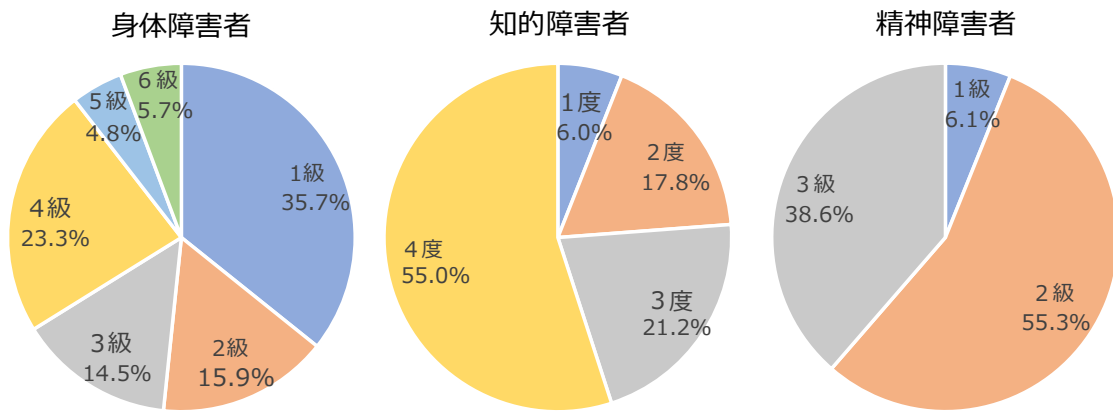
年 度	身体障害者合計						知的障害者 (手帳所持者) 合計	精神障害者 (手帳所持者) 合計
	視覚 障害	聴覚等 障害	音声等 障害	肢体 不自由	内部 障害			
平成27年度	2,364	143	224	26	1,278	693	575	543
平成28年度	2,356	140	228	22	1,250	716	556	543
平成29年度	2,325	144	224	23	1,219	715	561	598
平成30年度	2,318	148	220	24	1,199	727	574	628
令和元年度	2,333	150	228	25	1,192	738	585	635

出典 障害福祉課資料

(*14)ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念

図 2-6 障害者（児）程度割合

(令和元年 10月 1日現在)

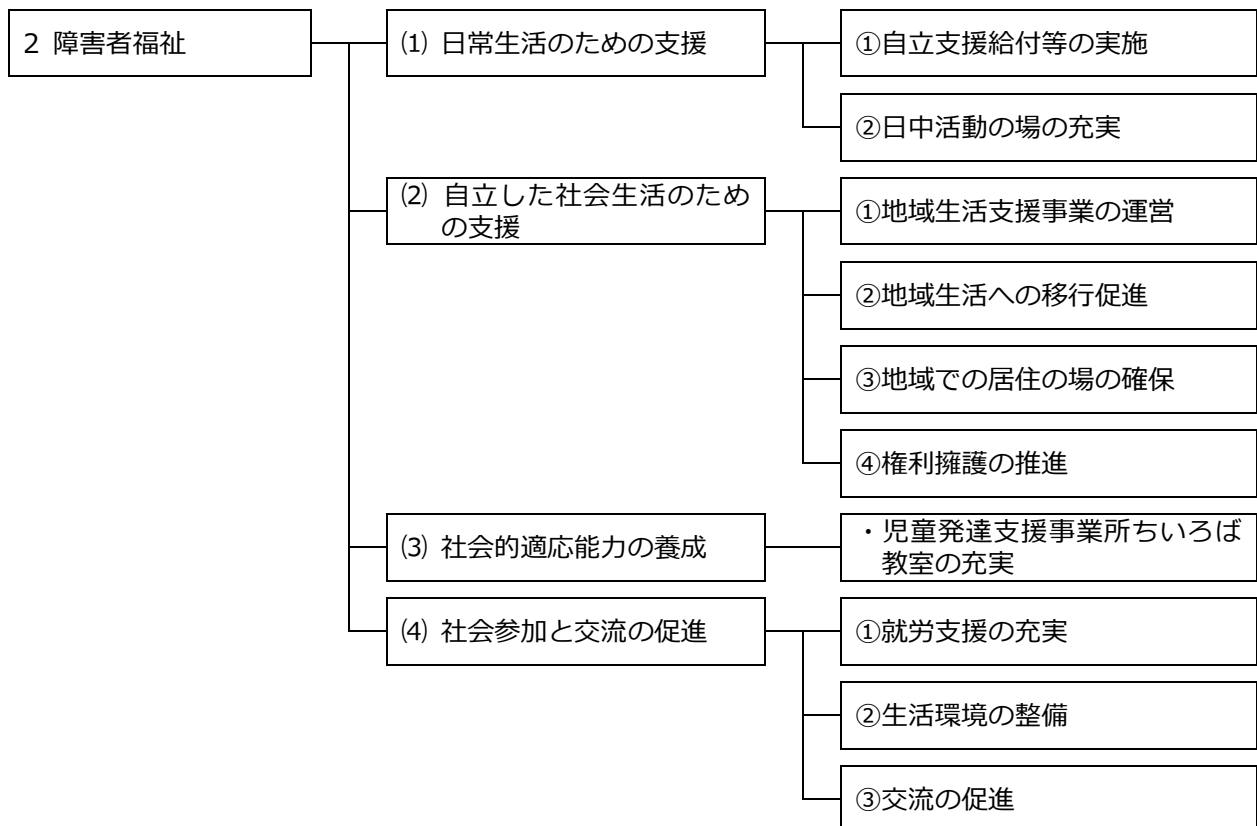


出典 障害福祉課資料


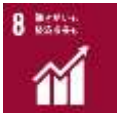
基本方針

障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりに努めるとともに、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。




施策の体系・内容




(1) 日常生活のための支援


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 自立支援給付等の実施	<p>在宅での支援が必要な人に対しては、その生活がより充実したものとなるよう、居宅介護（ヘルパー）、短期入所等のサービス受給のための支援に努めます。</p> <p>施設での支援が必要な人に対しては、障害種別、程度に応じた通所、入所支援のほか、地域生活において安心して暮らすことができるよう関係機関との連携を図りつつ、グループホームの利用支援に努めます。</p> <p>就労、自立を希望する人に対しては、訓練等給付のほか、障害者就労支援センターを通じての支援に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付費の支給 ○訓練等給付費の支給 ○自立支援医療費の支給 ○障害児通所給付費等の支給 	障害福祉課	
② 日中活動の場の充実	<p>障害のある人に対して、日中活動が可能な場を提供するため、就労移行支援、就労継続支援A型、B型等の訓練等給付費の支給、支援を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練等給付費の支給 	障害福祉課	

(2) 自立した社会生活のための支援

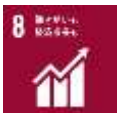

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 地域生活支援事業の運営	<p>障害のある人が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターの利用、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域生活において必要なサービスの充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センターの利用支援 ○基幹相談支援センターの設置の検討 	障害福祉課	
② 地域生活への移行促進	<p>障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者や受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者に対して、グループホームの入所支援等、地域生活への移行促進に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○退院促進コーディネートの推進 	障害福祉課	
③ 地域での居住の場の確保	<p>障害のある人の生活援助を行う身体障害者、知的障害者及び精神障害者グループホームについて、民間活力を導入した整備を促進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームの整備促進 	障害福祉課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
④ 権利擁護の推進	<p>障害のある人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。</p> <p>また、地域のネットワークや相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護事業の利用促進 ○虐待防止施策の推進 	障害福祉課	



(3) 社会的適応能力の養成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 児童発達支援事業所ちいろば教室の充実	<p>児童福祉法に基づく事業運営を図ります。サービスの提供に当たっては、個別支援計画を作成し、障害児に対し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適應できるよう、適切な児童発達支援の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援事業所ちいろば教室の運営 ○自主事業の充実 	子ども青少年課	

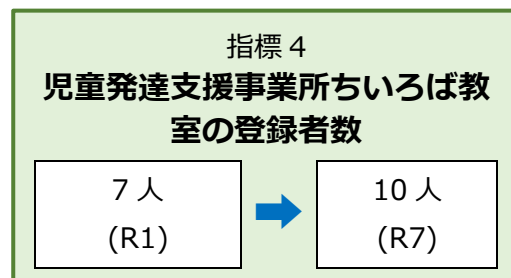
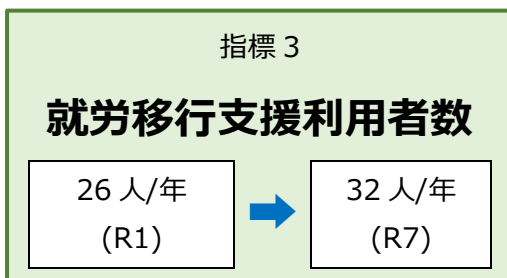
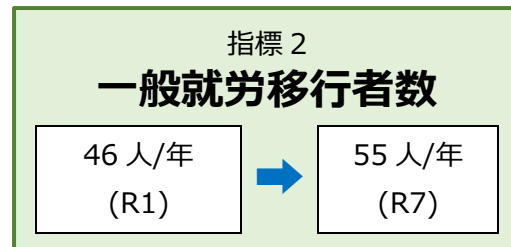
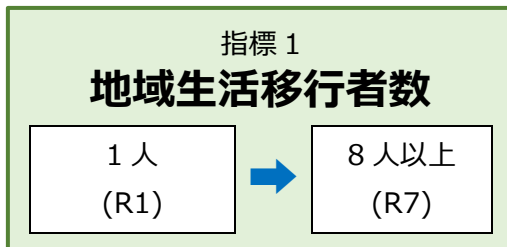
(4) 社会参加と交流の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 就労支援の充実	<p>障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができるように就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進を図ります。</p> <p>また、障害のある人の収入増加のための施策の検討を進めます。</p>		
	○障害者就労支援センターの運営	障害福祉課	
② 生活環境の整備	<p>障害のある人の特性に配慮した道路、公園、公共的な建物や民間施設の改善・整備を促進し、障害のある人の社会参加に向けた条件整備に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化住宅改善に対する助成制度の周知 ○強靱化ユニバーサルデザイン(*15)を考慮した公共施設の整備 	障害福祉課 関係各課	

(*15)ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や性別・年齢・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築や設備等のデザイン

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 交流の促進	市や地域の行事、心身障害者・児スポーツ教室の実施等を通じ、障害のある人もない人も、社会の一員として相互に尊重し、支え合いながら、ともに生活していくことができる地域社会づくりを目指します。		
	○スポーツ教室の開催	スポーツ振興課	
	○特別支援学校と市内小・中学校の交流	教育指導課	

成果指標



3 子ども・子育て支援

■ 現状と課題

少子化・核家族化の進展、ライフスタイル・家族観の多様化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、青少年が心豊かに成長するための環境も失われつつあります。子どもは未来の担い手であり、一人の人間として心も体も成長し、豊かな人間関係の中で体験を通して自立していけるよう、子育て環境の整備を進めていくことが、社会全体の課題となっています。また、職場や地域において一層の女性の活躍が期待されると同時に、より安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる環境の整備が求められています。

さらに、スマートフォンの普及やインターネット等のメディアの発達により、情報が簡単に手に入る一方で、青少年が有害な環境に触れる機会が増加し、犯罪の低年齢化や引きこもり、ニートと呼ばれる様々な課題を抱える若者が急増しています。

このような状況の中、本市においても、令和2年3月に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の支援や教育環境の整備等を総合的に推進しています。

保育所については、令和2年4月1日現在で、市内に13園あり、入所児童数は1,894人、入所待機児童数は54人となっています（図2-8、表2-4参照）。

幼稚園については、令和2年5月1日現在で、市内に私立幼稚園が4園あり、在園児数は807人となっています（図2-9参照）。

学童クラブについては、令和元年度末現在で、13か所に設置し、定員は710人、入所者数は553人となっています（図2-10、表2-5参照）。

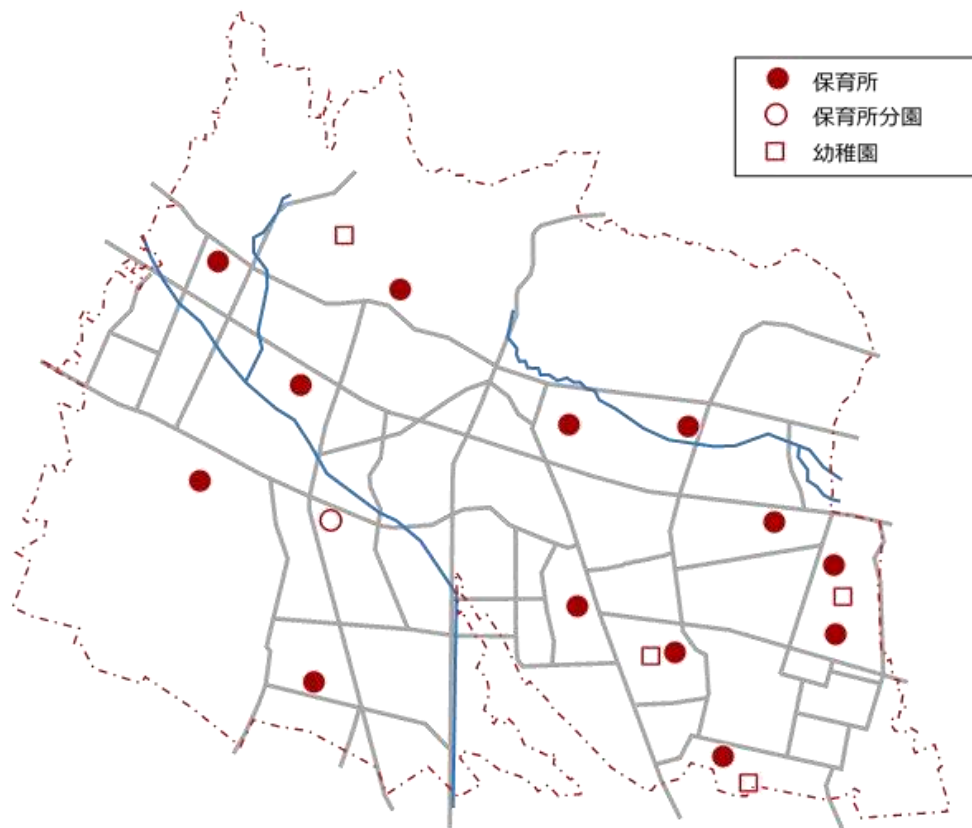
児童館については、令和元年度末現在で6か所に設置し、児童への健全な遊びの提供、健康増進及び情操を豊にするための各種事業を通じて健全育成に努めています。

令和2年4月からは、子ども家庭支援センターと母子保健を一体化した、子ども・子育て支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点）を設置しました。18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を、切れ目なく継続的に支援します。

昨今の痛ましい事件を背景に、子どもが権利の主体として尊重され、その人権が守られるよう体罰によらない子育て等の推進が求められています。また、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、幼児期の教育・保育の重要性は更に増しています。このため、子育てや子どもの発達に関する不安・悩みの相談、保育所の整備及び定員枠の拡大などの多様な保育サービスの展開と地域ぐるみの子育て支援、子育てにかかわる経済的負担の軽減などについて適切に対応する必要があります。

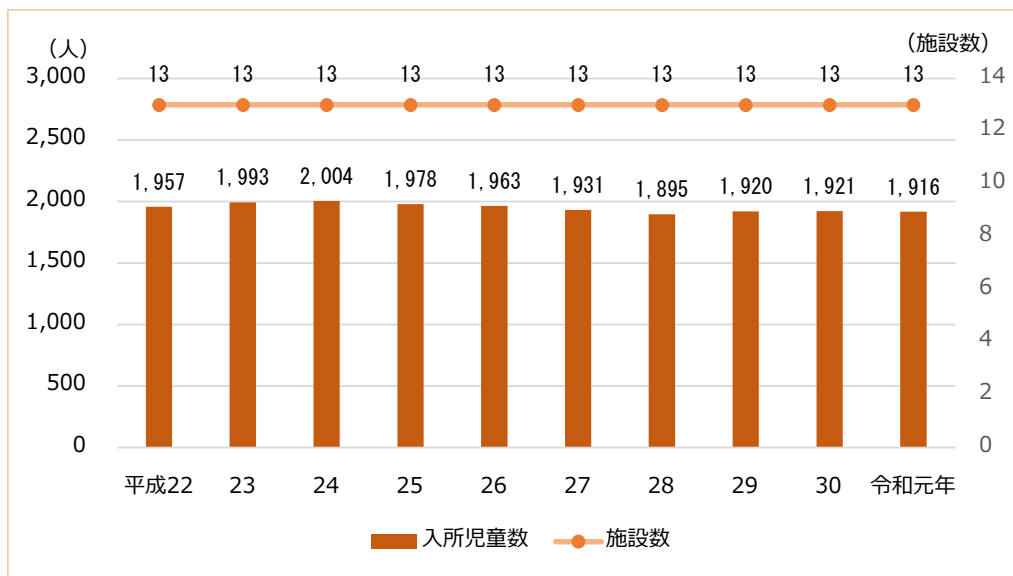
また、地域住民や関係機関が連携し、社会環境の健全化を図りつつ、青少年の健全な育成を支援する体制を整備・充実することにより、健全な青少年の育成に取り組んでいく必要があります。

図 2-7 保育所及び幼稚園位置図



出典 子ども子育て支援課・子ども青少年課資料

図 2-8 保育所入所児童数の推移 (各年 4 月 1 日現在)



出典 子ども青少年課資料

表 2-4 入所待機児童数の推移 (各年 4 月 1 日現在、単位：人)

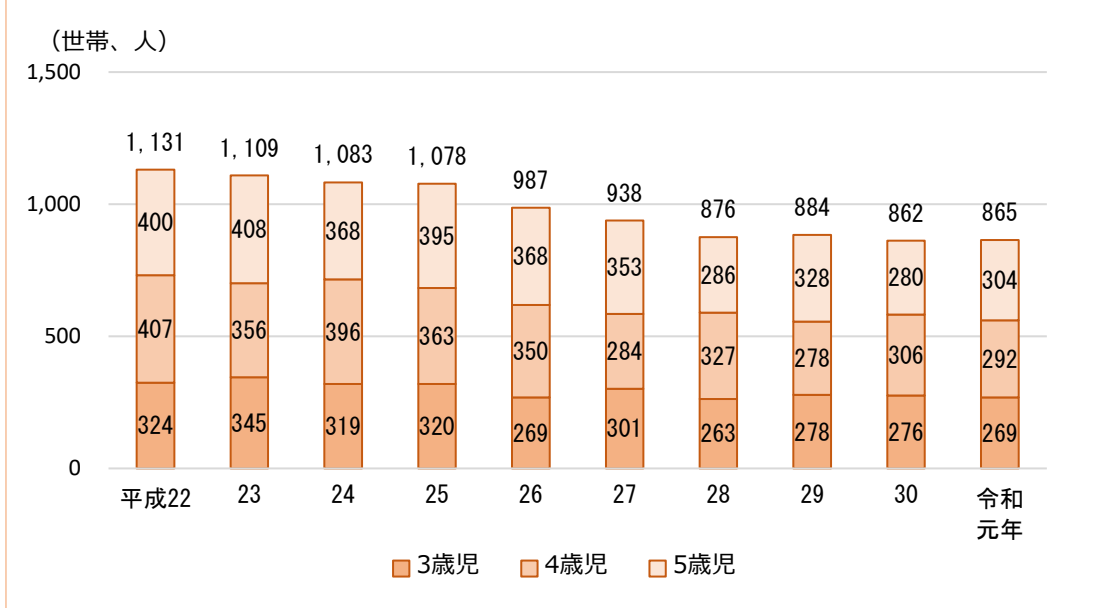
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
入所待機児童数 (旧定義)	11	27	57	47	54

(注)旧定義とは、定員不足などにより、希望の保育所に入所できない児童の人数

出典 子ども青少年課資料

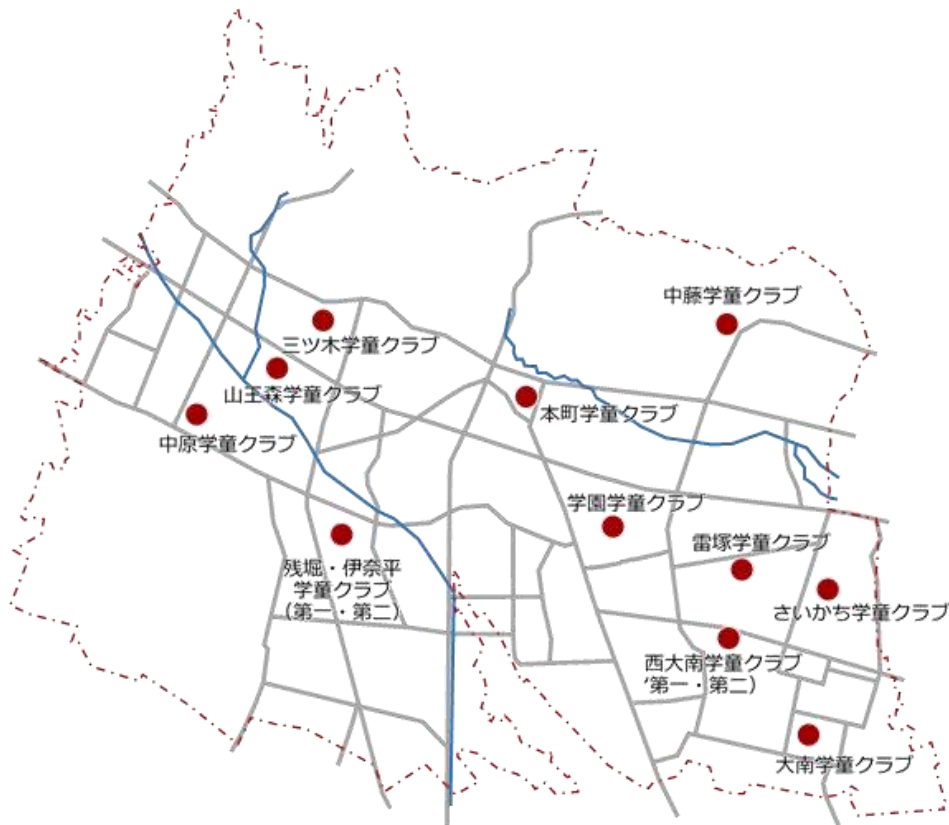
図 2-9 幼稚園在園児数の推移

(各年 5 月 1 日現在)



出典 子ども青少年課資料

図 2-10 学童クラブ位置図



出典 子ども子育て支援課資料

表2-5 学童クラブの利用状況

(令和元年度実績)

施設名	定員 (人)	年度未入所者数 (人)	支援日数 (日)	1日平均人数 (人)
さいかち学童クラブ	50	24	292	18
雷塚学童クラブ	50	55	292	32
大南学童クラブ	50	44	292	30
山王森学童クラブ	50	29	292	28
中藤学童クラブ	70	68	292	47
残堀・伊奈平学童クラブ第一	55	21	292	18
残堀・伊奈平学童クラブ第二	45	47	292	35
三ツ木学童クラブ	60	39	292	25
西大南学童クラブ第一	45	27	292	20
西大南学童クラブ第二	45	42	292	27
中原学童クラブ	70	57	292	40
学園学童クラブ	50	34	292	24
本町学童クラブ	70	66	292	43
計	710	553	3,796	387

出典 子ども青少年課資料

表2-6 放課後子供教室の利用状況

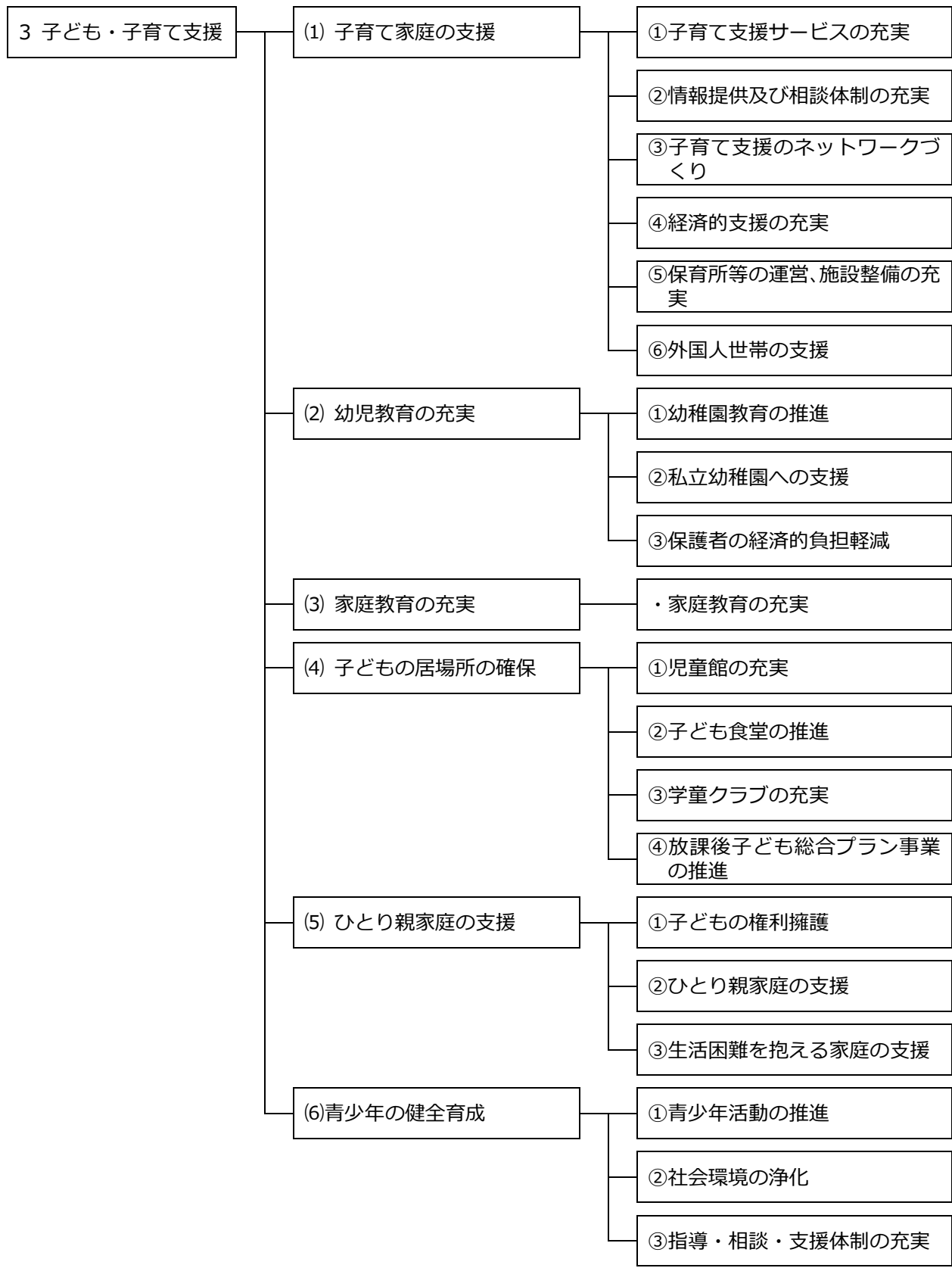
(令和元年度実績)

実施場所	述べ利用者数 (人)	実施日数 (日)	1日平均人数 (人)
第一小学校	3,427	172	19.9
第二小学校	5,129	172	29.8
第四小学校(村山学園)	2,707	174	15.6
第七小学校(大南学園)	5,935	171	34.7
第八小学校	7,438	173	43.0
第九小学校	1,831	169	10.8
雷塚小学校	3,673	171	21.5



出典 文化振興課資料




基本方針



保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、質の高い教育・保育の提供や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。




(1) 子育て家庭の支援



項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 子育て支援サービスの充実	<p>子ども家庭支援センターと母子保健を一体化し、子ども・子育て支援センター（子ども家庭総合支援拠点）として、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援します。</p> <p>全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。</p> <p>また、就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等による保育ニーズに対応するため、保育所の定員枠の拡大、休日保育、延長保育、一時預かり、ベビーシッター利用支援事業など多様な保育サービスの量と質の充実に努めます。</p> <p>障害のある児童の入所を促進するため、各保育所における受入対策を支援するとともに、配慮を要する児童については、相談員が保育所職員等に専門的見地から助言などを行います。</p> <p>市民総合センター内の「子ども家庭支援センター」及び市内4か所の「地域子育て支援拠点」を活用して、各種相談機能を強化し、子育てサークルづくりなど、保護者同士の交流の活発化を促進します。</p> <p>また、仕事と育児の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センターを拠点として、子育て支援の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援センターの運営 ○子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」の運営 ○妊娠届出時の面接の実施 ○出産・子育て応援事業の実施 ○子ども家庭支援センター事業の推進（総合相談、子育てサークルの育成・支援、講座の開催） ○地域子育て支援拠点事業の推進（園庭開放、育児相談） ○病児保育の実施 ○子どもショートステイ事業の実施 ○育児支援ヘルパー派遣事業の実施 ○ファミリー・サポート・センター事業の実施 	子ども子育て支援課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○認可保育所による通常保育の実施 ○延長保育の充実 ○一時預かり事業の充実 ○休日保育の充実 ○保育所等巡回指導・相談事業の実施 ○保育コンシェルジュの設置 ◎ベビーシッター利用支援事業の実施 ○児童館の子育て支援拠点化の推進 	子ども青少年課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 情報提供及び相談体制の充実	<p>子ども・子育て応援ナビをアプリ化し、スマートフォンで気軽に子育て支援サービスや子育て事業、予防接種スケジュールの確認ができるように機能の充実を図ります。また、多言語表記にし、市内に居住する外国人の子育て家庭へも子育て支援サービス等の情報を周知し、円滑に利用できるように工夫します。</p> <p>福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供、地域の組織化等を行います。</p>		
	○子ども・子育て応援ナビの活用	健康推進課	
	○子ども家庭支援センター事業の推進	子ども子育て支援課	
	○保育コンシェルジュの設置	子ども青少年課	
③ 子育て支援のネットワークづくり	<p>「子ども家庭支援センター」、「子どもカフェ」及び「地域子育て支援拠点」を活用して、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。</p>		
	○子ども家庭支援センター事業の推進	子ども子育て支援課	
	○子どもカフェ事業の実施		
	○地域子育て支援拠点事業の推進		
④ 経済的支援の充実	<p>国や東京都との連携により、手当の支給や子どもの医療費の助成を推進します。また、多子世帯や認可外保育施設を利用する保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、保育料の助成を行います。</p>		
	○手当の支給	子ども青少年課	
	○乳幼児及び学齢児童の医療費助成		
	○認可外保育施設利用者負担の軽減		
○保育所等利用多子世帯負担の軽減			
○管外保育所利用者負担の軽減			


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑤ 保育所等の運営、施設整備の充実	<p>保育の場の選択肢を増やすため、認定こども園や地域型保育の事業者に施設型給付費等の支給を行います。</p> <p>民間保育所における入所児童の処遇向上を図るため、運営費などの助成を行います。</p> <p>社会経済状況の変化、乳幼児数の推移、市民の保育ニーズ等を的確に把握し、待機児童解消等の総合的な視点から保育所の整備に努めます。</p> <p>認証保育所の保育水準の維持向上を図るため、運営費などの助成を行います。</p> <p>保育士の確保を図るため、保育士資格取得を支援し、保育従事職員の働きやすい環境の整備に努めます。</p> <p>専門的な知見や豊富な実践経験を有する支援者を配置し、保育の質の向上に努めます。</p> <p>また、つみき保育園の今後の整備及び運営方法等について検討を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○施設型給付費等の支給 ○民間保育所運営費の補助 ◎民間保育所運営費の医療的ケア児支援加算補助 ○民間保育所の施設整備助成 ◎地域型保育事業等の実施 ○認証保育所運営費の補助 ○保育従事職員の資格取得・宿舍借上支援 ◎幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置 ○つみき保育園の施設整備及び運営方法の検討 	子ども青少年課	
⑥ 外国人世帯の支援	<p>国際化の進展に伴い外国につながる幼児の増加が見込まれることから、教育・保育等のサービスを円滑に利用できるよう外国語対応等に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎保育所等入所申請書類等の外国語様式の作成 	子ども青少年課	

(2) 幼児教育の充実




項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 幼稚園教育の推進	<p>幼稚園教育の場の選択肢を増やすため、幼稚園や認定こども園に施設型給付費の支給を行います。</p> <p>また、教育時間の前後や長期休業期間における幼稚園の園児等の一時預かり事業を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○施設型給付費の支給 ○一時預かり事業の実施 	子ども青少年課	


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
② 私立幼稚園への支援	配慮を要する園児については、相談員が幼稚園職員等に専門的見地から助言などを行います。		
	○巡回指導・相談事業の実施 ◎幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置	子ども青少年課	
③ 保護者の経済的負担軽減	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、引き続き助成を行います。		
	○保護者の負担軽減の推進（園児保護者負担軽減補助金）	子ども青少年課	

(3) 家庭教育の充実




項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 家庭教育の充実	保護者と子どもの基本的な信頼関係を形成する目的で、講演会、講座等を開催し、家庭教育への支援を行います。		
	○家庭教育講座の実施	文化振興課	

(4) 子どもの居場所の確保

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 児童館の充実	子ども同士のふれあいの中から協調性や想像力が育まれるよう、児童館の利用拡大・周知と事業内容の充実に努めます。 また、午前中の利用者が比較的少ない時間帯を利用し、乳幼児とその保護者に交流の場を提供し、居場所づくりと子育て世代の負担軽減等の充実に努めます。		
	○児童館事業の充実 ○ 強靱化 児童館の整備 ○児童館の子育て支援拠点化の推進	子ども青少年課	
② 子ども食堂の推進	民間団体等が行う地域子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。		
	◎子ども食堂の推進	子ども子育て支援課	
③ 学童クラブの充実	学童クラブ事業の充実に努めるとともに、障害のある児童も学童クラブに参加できるよう、努めます。		
	○学童クラブ事業の充実	子ども青少年課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
④ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進	<p>小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。</p> <p>また、学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努めます。</p>		
	○放課後子供教室の充実	文化振興課	
	○一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営	子ども青少年課・文化振興課	

(5) ひとり親家庭等の支援

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 子どもの権利擁護	<p>子どもの人権が守られるよう、子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対策・アフターケアなどの支援を行うなど、きめ細かな対応を行います。</p>		
	○母子等自立支援・婦人相談員による相談の実施	子ども子育て支援課・福祉総務課	
② ひとり親家庭の支援	<p>保護者の疾病時等における家事援助のため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。</p>		
	○ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	子ども子育て支援課	
③ 生活困難を抱える家庭の支援	<p>国や東京都との連携により、児童扶養手当等の支給に努めるとともに、ひとり親家庭等の医療費の助成を行います。</p> <p>また、母子・父子福祉資金や女性福祉資金の貸付けを行います。</p>		
	○母子・父子及び女性福祉資金貸付の推進	子ども子育て支援課	
	○手当の支給 ○ひとり親家庭等医療費の助成	子ども青少年課	

(6) 青少年の健全育成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 青少年活動の推進	<p>青少年団体活動の活性化を図るため、青少年対策地区委員会と協力して、子ども会等の青少年団体の活動を支援するとともに、指導者の育成や団体相互の交流を推進します。</p> <p>また、青少年が自然に親しみながら、主体性を身に付ける場としての屋外体験学習施設の活用を推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成団体への支援 ○青少年健全育成基本方針の推進 ○屋外体験活動の充実 ○強靱化青少年リーダーの養成 	子ども青少年課・文化振興課	
② 社会環境の浄化	<p>青少年を取り巻く社会環境をより良いものとするため、国や東京都の施策と連動しつつ、青少年補導連絡会を中心に、家庭・地域・学校・行政が連携して、有害図書の排除活動や薬物乱用防止啓発活動など、青少年にとって有害と思われる環境の浄化に取り組み、明るい環境づくりに努めます。</p> <p>また、地域ぐるみで青少年を見守る体制・環境づくりのため、青少年対策地区活動と連携し、社会環境浄化への市民の意識醸成を行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年補導連絡会によるパトロール等の推進 ○青少年健全育成協力店指定制度の充実 	子ども青少年課	
③ 指導・相談・支援体制の充実	<p>青少年の非行を防止するため、学校や青少年補導連絡会などの関係機関が一体となった街頭指導や相談事業など、支援体制の充実に努めます。</p>		
	○青少年補導連絡会によるパトロール等の推進【再掲】	子ども青少年課	
	○教育相談室、スクール・ソーシャル・ワーカー(*16)事業の実施	教育指導課	
○市民なやみごと相談窓口の充実	福祉総務課		

(*16)スクール・ソーシャル・ワーカー：児童・生徒が抱える様々な問題に対し、保護者や教員と協力しながら解決を図る専門職

成果指標



5 生活支援

現状と課題

生活保護制度は、昭和 25 年に施行されて以来の大改正が平成 26 年に行われ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えは維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳格な対処、医療扶助の適正化などに資することとされています。

また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を重層的に支えるセーフティネットが構築されました。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国は子供の貧困対策に関する大綱を策定し、東京都は子どもの貧困対策計画を策定しました。

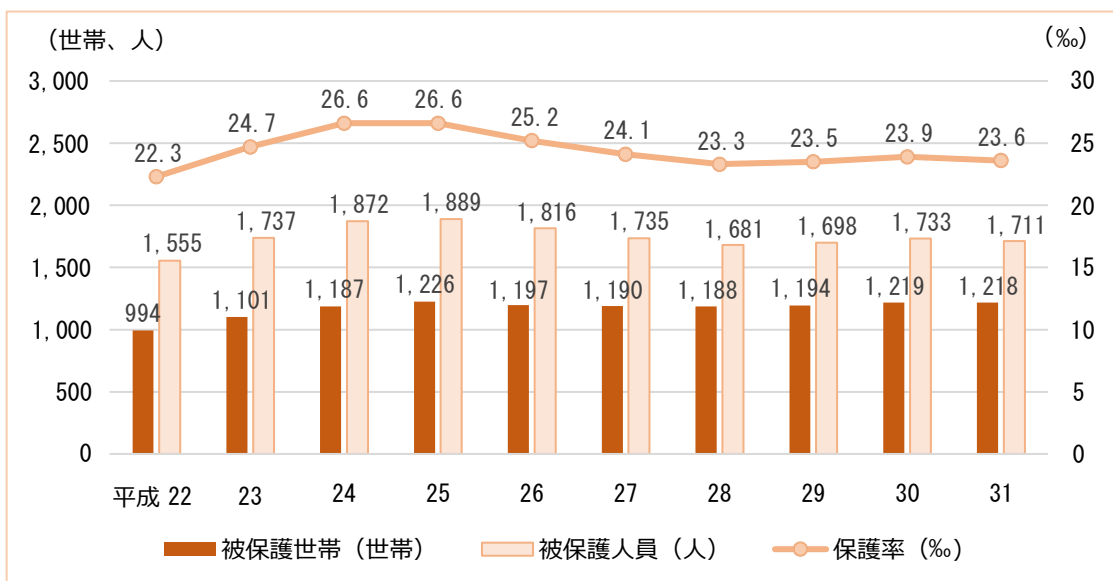
本市における生活保護の状況は、平成 20 年に起きた世界金融危機以降増加傾向を示し、平成 25 年 1 月末現在の 1,234 世帯 1,893 人をピークに減少傾向へと転じていますが、依然として高止まりの傾向が見られています（図 2-11 参照）。

反面、生活保護に対しては、制度を利用することにとめらいを覚え、生活が苦しくとも生活保護を申請しない生活困窮者が潜在的に存在するとされています。

このような状況の中、本市では、市民が抱える複合的な課題に対し、円滑な対応を図るため、ワンストップ型の相談窓口として、「市民なやみごと相談窓口」を設置し、相談体制の充実や離職者等に対する就労支援に取り組んでいます。

今後も、国や社会経済情勢の動きを注視し、関係機関との連携により、生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けた更なる支援体制を充実させるとともに、令和 2 年に策定した「子どもの未来応援プラン」に基づき、支援が必要な子どもたちが取り残されないよう努める必要があります。

図 2-11 生活保護の推移 (各年 1 月 1 日現在)



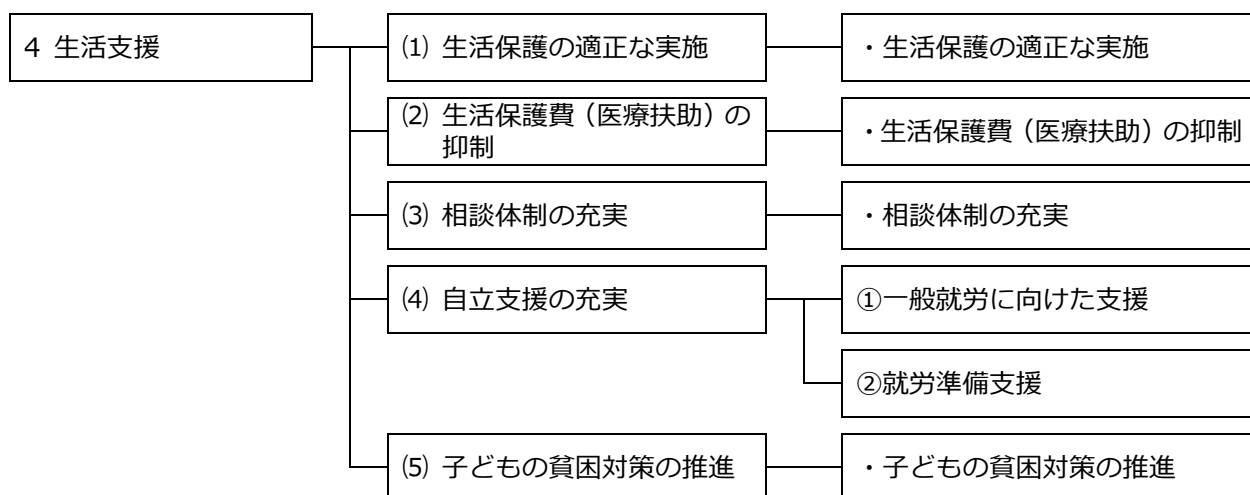
出典 生活福祉課資料

基本方針


生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図ることにより、対象者が早期に困窮状態から脱却することを支援します。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、生活支援、教育支援、経済支援等の各種支援が、必要とする全ての子どもに届くよう総合的に取り組みます。


施策の体系・内容




(1) 生活保護の適正な実施

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・生活保護の適正な実施	生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、不正受給の防止等により適正な保護の実施を図るため、ケースワーカーによる戸別訪問及び日常生活支援を更に充実します。		
	○生活保護業務データシステムを活用した効率的な訪問の実施	生活福祉課	

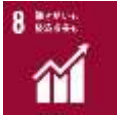
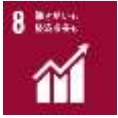
(2) 生活保護費（医療扶助）の抑制

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・生活保護費（医療扶助）の抑制	後発医薬品の使用促進、被保護者健康管理支援事業の実施等により、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。		
	◎被保護者健康管理支援事業	生活福祉課	
	○レセプト管理システムを活用した医療費抑制 ○後発医薬品の利用促進		

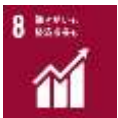
(3) 相談体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 相談体制の充実	生活保護受給者及び生活困窮者の様々な相談を受け付けて、問題解決の支援を図ります。		
	○相談体制の充実	生活福祉課	
○市民なやみごと相談窓口の充実	福祉総務課		

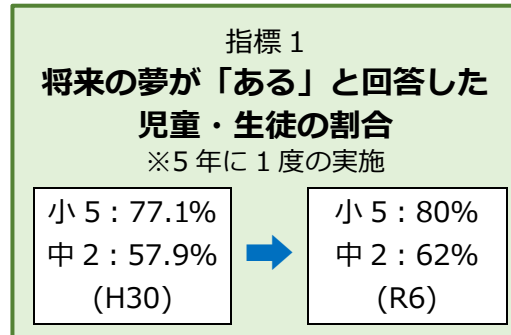
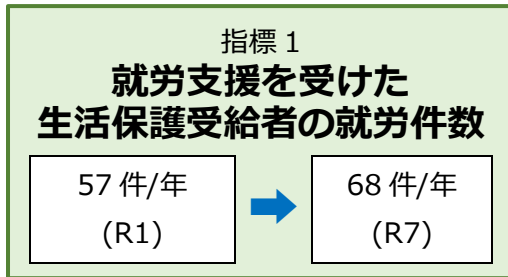
(4) 自立支援の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 一般就労に向けた支援	生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援するため、稼働年齢層にある人の稼働能力及び就労阻害要因の状況を把握し、稼働能力のある人に対しては、就労支援員がハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、就労の促進に努めます。		
	○生活保護受給者及び生活困窮者への就労の支援	生活福祉課 福祉総務課	
② 就労準備支援	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な生活保護受給者及び生活困窮者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫した支援を行います。		
	○就労準備支援プログラムに基づく日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援 ○ひきこもり等の就労阻害要因を抱える者の自立支援	生活福祉課 福祉総務課	

(5) 子どもの貧困対策の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困に関する課題に対応するため「子どもの未来応援プラン」に基づき、実態の把握や各種対策等に取り組みます。		
	◎「子どもの未来応援プラン」の推進	福祉総務課 関係各課	

成果指標



(注)「子どもの未来応援プラン」の策定に伴う意識調査の結果



5 地域福祉

■ 現状と課題

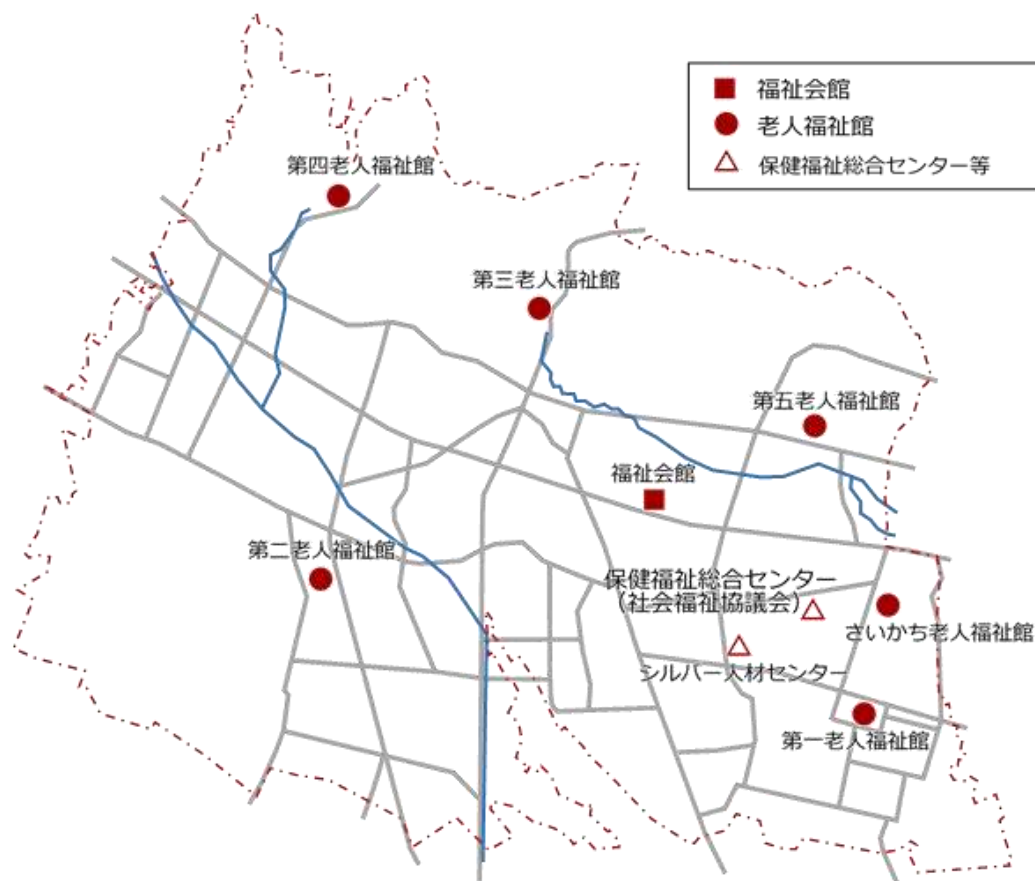
核家族化、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来など地域社会の変容に伴い、ホームレス、配偶者等からの暴力、虐待、孤立化・孤独化などの地域における生活課題や福祉課題は複雑化・多様化し、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、これら全てに公的な福祉サービスのみで対応することは、困難な状況となっています。一方で、事業者をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会やボランティア団体など、福祉向上のために、地域を基盤とした活動を行う既存の社会資源や担い手は、加入者の減少や高齢化によって活動の継続が困難になるなどの課題を抱えており、地域住民等による新たな担い手の創出が喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、市民の地域での暮らしを支えるためには、複合的な課題を抱え、支援を必要とする人がワンストップで相談できるような環境の整備などの公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、地域の多様な主体が自らにできる事を考え、共通の目標に向かって課題を解決するため、地域福祉コーディネーターを活用した地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組みづくりを推進するなど、それぞれが協働する中で課題を解決する力を再構築する地域の在り方が求められています。

本市では、各福祉分野の計画を包括し、横断的に連携を図る役割を担う「地域福祉計画」を策定し、各種施策を推進しています。

今後も、本格的な人口減少の進展が懸念され、また社会経済情勢が大きく変化する中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、近隣の人々との信頼関係に基づく協力や相互扶助に支えられながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と事業者と市が協力して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を一層進めていく必要があります。

図 2-12 福祉施設位置図



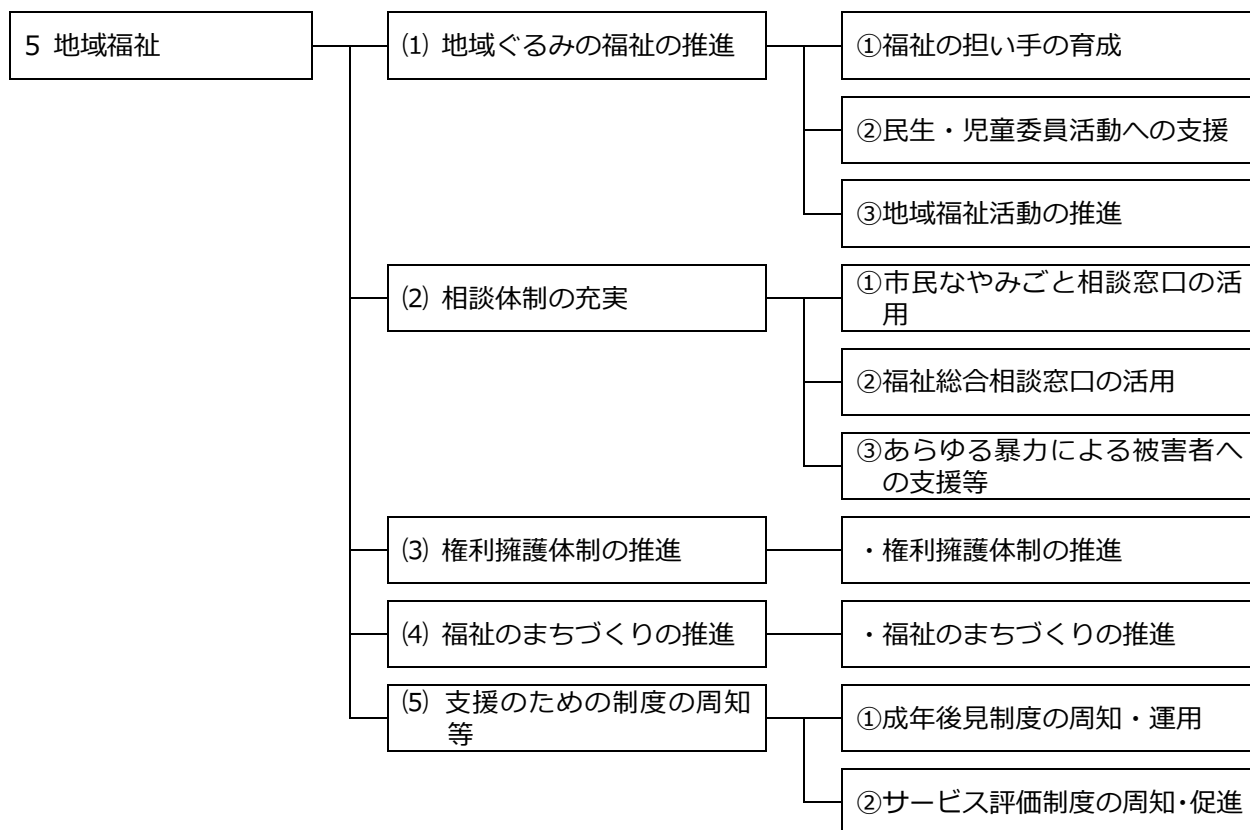
出典 地域福祉課資料

基本方針



市民が各地域で安定した生活ができるように、市民の理解と積極的な参加の下、高齢者、障害のある人、子育て世帯、DV(*17)をはじめとしたあらゆる暴力の被害者などに対して、横断的な地域福祉サービスを提供する体制の整備を推進します。


(*17)DV：ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。主に、配偶者や恋人などの親密な関係にある者又はあった者から振るわれる暴力

施策の体系・内容






(1) 地域ぐるみの福祉の推進


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 福祉の担い手の育成	<p>ボランティア・市民活動センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、各種団体等と連携し、地域のニーズに応じた知識や技術を習得するための機会を設けて、ボランティアの人材育成や資質の向上に努めます。</p> <p>また、民生・児童委員や福祉関係団体と連携して、地域の実情に沿った福祉活動を行えるよう、環境の整備に努めます。</p>		
	○介護職員初任者研修の実施	高齢福祉課	
	○介護支援ボランティアの育成		
○ 強靱化 ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実	協働推進課		
② 民生・児童委員活動への支援	<p>民生・児童委員活動を更に充実させるため、支援の必要な方や地域の実情を把握するために必要な情報の共有を図るとともに、地域の人口の変化や少子・高齢化に対応した担当区域の見直しについて検討を進めます。</p>		
	<p>○強靱化 民生・児童委員の担当区域の見直し</p> <p>◎強靱化 独居高齢者名簿等の民生・児童委員活動に必要な情報の提供</p>	福祉総務課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
③ 地域福祉活動の推進	地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携により、地域に密着した地域福祉活動の推進を図ります。		
	○社会福祉協議会への支援	福祉総務課	


(2) 相談体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 市民なやみごと相談窓口の運用	生活困窮者を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応可能な、市民なやみごと相談窓口において、市民の抱える課題の解決の支援を行い、離職者等には就労支援及び就労支援事業を提供します。		
	○総合相談業務の充実 ○生活困窮者支援のための庁内体制の確立及び関係機関とのネットワークの構築 ◎就労支援事業と家計改善事業の一体的な実施	福祉総務課	
② 福祉総合相談窓口の活用	社会福祉協議会内に設置した福祉サービスの利用に関する相談、苦情対応などを行う福祉総合相談窓口の利用の促進を図ります。		
	○福祉総合相談窓口の利用促進	福祉総務課	
③ あらゆる暴力による被害者への支援等	あらゆる暴力の実態等に関する市民等の理解を深めるため、相談窓口周知カードやパンフレットを作成するとともに、広報紙やホームページなど多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。		
	また、相談や関係窓口で対応する職員がそれぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。		
	さらに、子どものいる家庭でのDVが心理的虐待にあたることを周知します。		
	◎DV相談窓口周知グッズの配布	福祉総務課	
○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進 ○相談業務の充実	福祉総務課・ 協働推進課・ 子ども子育て支援課		
○庁内連携組織の設置	福祉総務課・ 関係各課		



(3) 権利擁護体制の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 権利擁護体制の推進	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について研究を進めます。		
	○権利擁護事業の充実	福祉総務課	

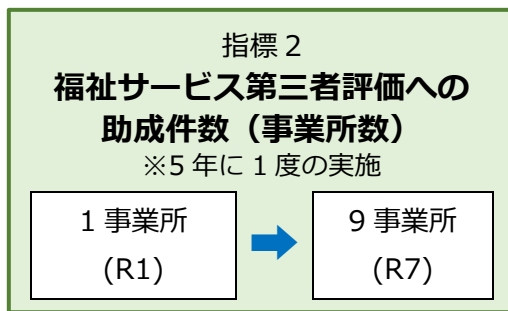
(4) 福祉のまちづくりの推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 福祉のまちづくりの推進	全ての市民が安全かつ快適に暮らせるよう、利用しやすい住宅の供給・確保及び道路、公園等公共施設の整備・改善に努め、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。		
	○ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりの推進	関係各課	

(5) 支援のための制度の周知等

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 成年後見制度の周知・運用	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行うとともに、申立費用や報酬の助成を行います。		
	○成年後見制度の周知 ○成年後見制度利用支援事業の運用	福祉総務課・ 高齢福祉課・ 障害福祉課	
② サービス評価制度の周知・促進	福祉サービス事業者の第三者評価制度の周知に努めます。 また、福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。		
	○福祉サービス第三者評価制度の周知 ○福祉サービス第三者評価への助成	高齢福祉課・ 障害福祉課・ 子ども青少年課	

■ 成果指標



第3節 暮らし

1 消費生活

■ 現状と課題

社会経済情勢の変化や情報化社会の進展により、消費生活が豊かになる一方で、消費をめぐるトラブルは複雑・多様化しています。特に、インターネットや携帯電話を利用した架空請求や高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が増加しています。

本市においても、消費者相談の実施や消費生活展の開催等を通じて、消費者への情報の提供や啓発を充実する必要があります（表 2-7 参照）。

表 2-7 消費生活相談の実施内容

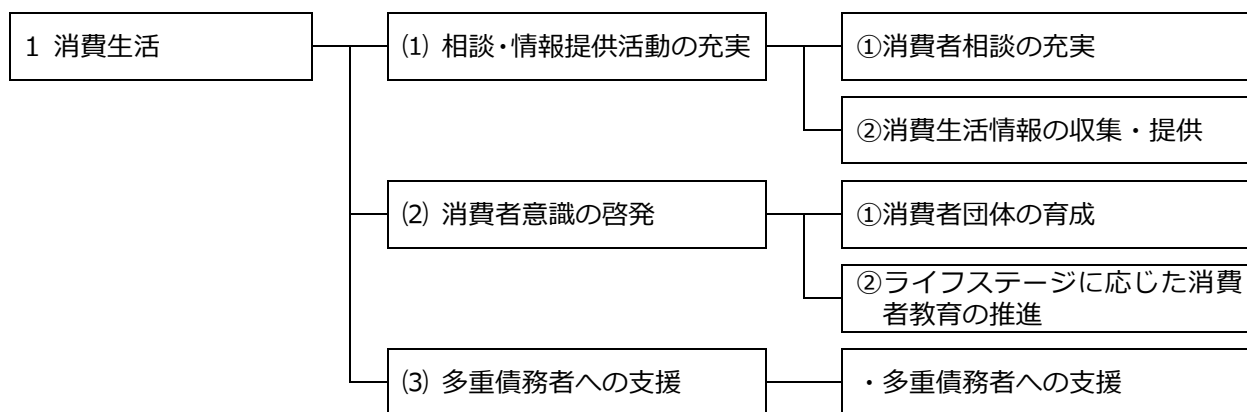
相談名	実施回数	相談員	対 象	内 容
消費生活相談	週 4 回	消費生活専門相談員	市内在住・在勤・在学の方	訪問販売、通信販売、不正な請求、購入製品の欠陥による事故等、消費生活全般に関する相談

出典 協働推進課資料



■ 基本方針

安全で豊かな消費生活が送れるよう、積極的な情報の提供や相談体制の充実、消費者に対する啓発などの取組を推進します。




■ 施策の体系・内容





(1) 相談・情報提供活動の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 消費者相談の充実	個人のプライバシーに配慮しながら、国民生活センターや東京都消費生活総合センター等の関係機関との連携を強化し、市民の多種多様な相談に対応できるよう、消費者相談の充実を図ります。		
	○ 強靱化 全国消費生活情報ネットワークシステムを活用した消費者相談の実施	協働推進課	
② 消費生活情報の収集・提供	商品・サービスの質や販売方法など、消費生活情報の収集・提供体制の強化を目指します。		
	○広報紙及びホームページ上での相談実例の情報提供	協働推進課	

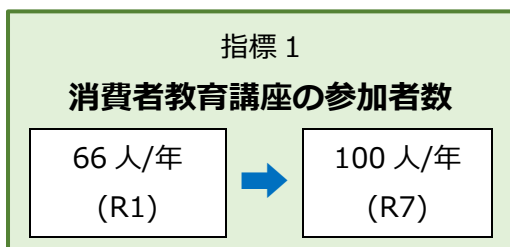
(2) 消費者意識の啓発

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 消費者団体の育成	消費者団体の活動をより充実するため、多様な消費者団体の組織化や活動の支援を行い、消費者自身が主体的に活動できる場を提供します。		
	○消費者団体の支援	協働推進課	
② ライフステージに応じた消費者教育の推進	対象者の年齢や特性に応じて消費者教育講座を開催するなど、ライフステージに応じた消費者教育の推進に努めます。特に、若者や高齢者の消費者被害を防止するため、地域と連携して見守り活動を実施します。		
	○消費者教育講座等の実施 ○消費生活展の推進	協働推進課	
	○地域による見守りネットワークの推進	協働推進課・ 高齢福祉課	

(3) 多重債務者への支援

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・ 多重債務者への支援	関係機関と連携し、生活困難な状況にある多重債務者に対する相談等を実施します。		
	○消費者相談の実施	協働推進課	
	○市民なやみごと相談窓口の充実 ◎東京都生活再生相談窓口等の関係機関との連携の強化 ◎家計改善事業の充実	福祉総務課	

成果指標



2 雇用

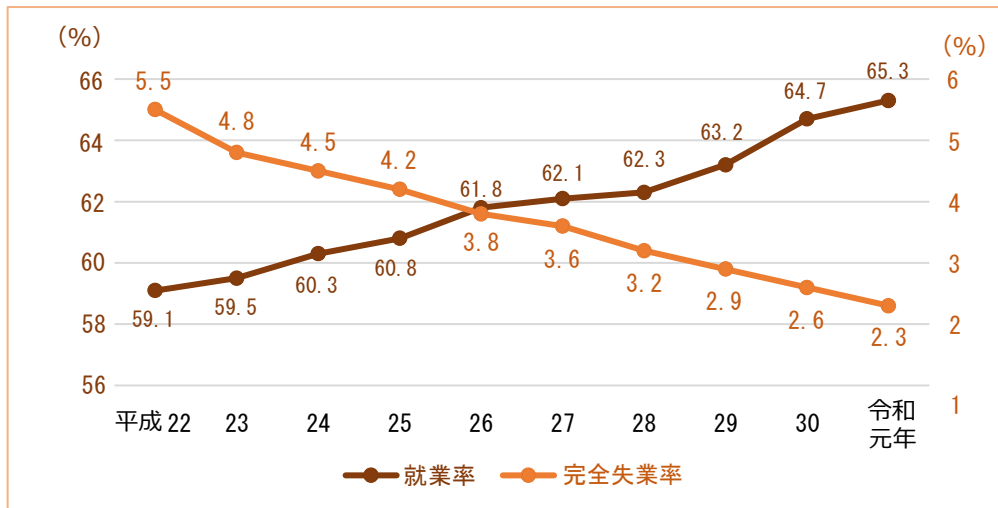
■ 現状と課題

令和元年度までは、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種施策の効果もあり、国内経済は回復基調が見られましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内経済は極めて厳しい状況が続き、完全失業率などが上昇すると見込まれます。(図 2-13 参照)。

また、就職者に占める非正規雇用の割合は、4 割弱となっており、求人と求職ニーズの不一致による雇用のミスマッチが生じているなどの課題もあります。

本市においても、生活環境等の変化により多様な働き方を求める求職者に対し、安定した雇用以外にも状況に応じた様々な雇用機会の確保を図りつつ、就労に必要な知識や技術の習得、求職活動の支援を充実していく必要があります。

図 2-13 東京都の就業率・完全失業率の推移 (各年平均)

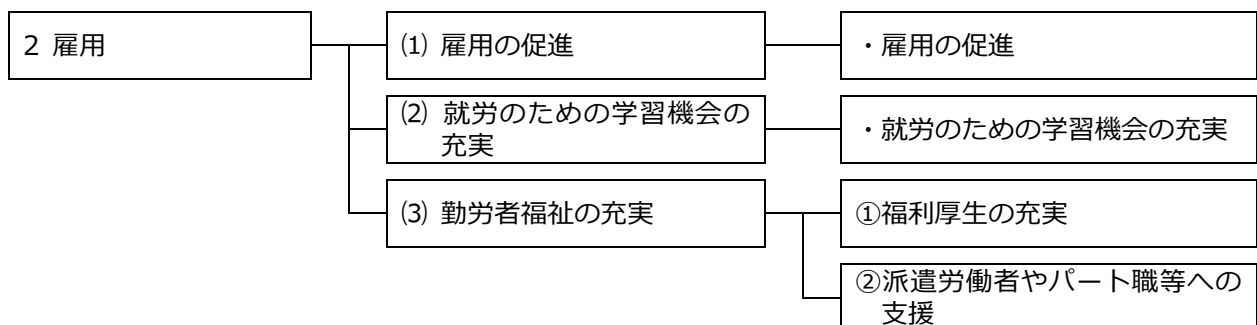


出典 東京都総務局資料

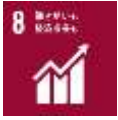
■ 基本方針

市民の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充や就労支援事業等による就労に必要な知識、技術習得の促進、求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対し安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。


■ 施策の体系・内容



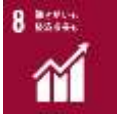
(1) 雇用の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・雇用の促進	ハローワークと連携した求人情報の提供や相談会などの開催により、雇用の促進を図ります。 また、市民の雇用確保に向けて、企業誘致条例に基づく企業の誘致に努めます。さらに、高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。		
	○求人情報の提供 ○相談会の開催	産業観光課	
	○ 強靱化 シルバー人材センター活動の支援 ○市民なやみごと相談窓口の充実 ◎就労支援事業の充実	福祉総務課	
	○障害者就労支援センターの運営	障害福祉課	


(2) 就労のための学習機会の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・就労のための学習機会の充実	職業訓練機関等との連携により、求職者の知識や技術の習得を促進し、就労機会の拡大を支援するとともに、多様化する雇用環境に関する情報の提供や労働制度の周知に努めます。 また、女性の自分らしい働き方へのチャレンジを総合的に支援するため、セミナー等を開催することにより、女性の活躍推進の機運を高めます。		
	○職務能力向上、就労継続支援の実施 ○雇用環境・労働制度に関する情報の提供 ○相談会の開催	産業観光課	
	○ウィメンズチャレンジプロジェクト(*18)の実施	協働推進課	

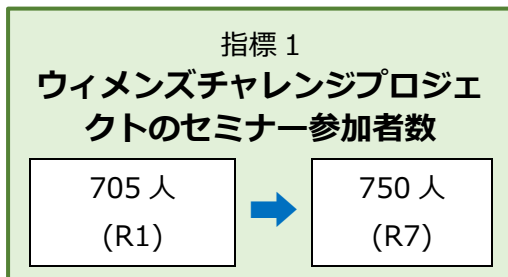
(3) 勤労者福祉の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
①福利厚生充実	中小企業従業員の福利厚生の充実を図るため、中小企業退職金共済制度等の周知と利用促進に努めます。 また、民間の福利厚生施設と公的施設との相互利用について検討し、余暇活動の充実と健康増進を図ります。		
	○中小企業退職金共済制度等の周知	産業観光課	

(*18)ウィメンズチャレンジプロジェクト：結婚、出産、介護等で、一度離職した女性の再就職など、女性の就労を支援する事業

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②派遣労働者やパート職等への支援	正社員・職員以外の派遣労働者やパートやアルバイト職で働く市民の雇用環境の充実や待遇改善、安定雇用へ向けて、関係機関とともに企業などへの啓発活動に努めます。		
	○待遇改善、安定雇用に向けた企業等への啓発活動	産業観光課	

成果指標



第3章 安全で快適なまちづくり

第1節 安全・安心

- 1 災害対策
- 2 消防体制
- 3 交通安全
- 4 防犯対策

第2節 都市基盤

- 1 都市づくり
- 2 道路
- 3 住宅・宅地
- 4 下水道
- 5 廃棄物処理とリサイクル

第3節 地域交通

- 1 モノレール推進
- 2 地域交通

本章の概要

発生が懸念される、首都直下地震をはじめとした大地震や、近年多発している、異常気象などを原因とする風水害による被害の軽減を図るとともに、災害対応の体制の充実に努めます。

また、土地利用の状況や自然環境等の地域特性を踏まえながら、安心して住み続けることのできるよう、生活環境が整備された、安全で快適なまちづくりを進めていきます。

第1節 安全・安心

1 災害対策

災害発生時の体制強化を図るとともに、減災についての普及啓発に努めます。

2 消防体制

消防団の活動環境の改善等に努め、火災等への対応強化を図ります。

3 交通安全

交通安全意識の高揚と、安全な交通環境づくりに努めます。

4 防犯対策

地域と一体となって、市民が安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

第2節 都市基盤

1 都市づくり

自然環境との調和を図りながら、良好な市街地環境の形成に取り組みます。

2 道路

誰もが利用しやすい歩行者空間の確保を図るとともに、生活道路の充実等に努めます。

3 住宅・宅地

災害に強い良好な重機安協や住まいの確保に努めるとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。

4 下水道

健全な公共下水の維持管理に努めるとともに、雨水管きよを計画的に整備します。

5 廃棄物処理とリサイクル

ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、環境負荷の少ない、効率的な処理を推進します。

第3節 地域交通

1 モノレール推進

多摩都市モノレールの早期延伸に向けて、導入空間の整備に取り組むとともに、様々な促進活動や要望活動を行います。

2 地域交通

市内循環バス及び乗合タクシーについて、効果的な運行に努めます。

第1節 安全・安心

1 災害対策

■ 現状と課題

我が国では、平成23年に発生し大きな爪痕を残した東日本大震災以降も、平成28年熊本地震、平成30年大阪北部地震及び北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生しているほか、平成24年九州北部豪雨、平成27年関東・東北豪雨、平成30年西日本豪雨など、台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害による被害が毎年のようにみられることから、防災施策の重要性はより一層高まっています。

本市においても、令和元年台風第19号では、災害対策本部を設置し災害対応に当たりました。震災、風水害などの様々な災害に、迅速に対応できる体制づくりが必要です。

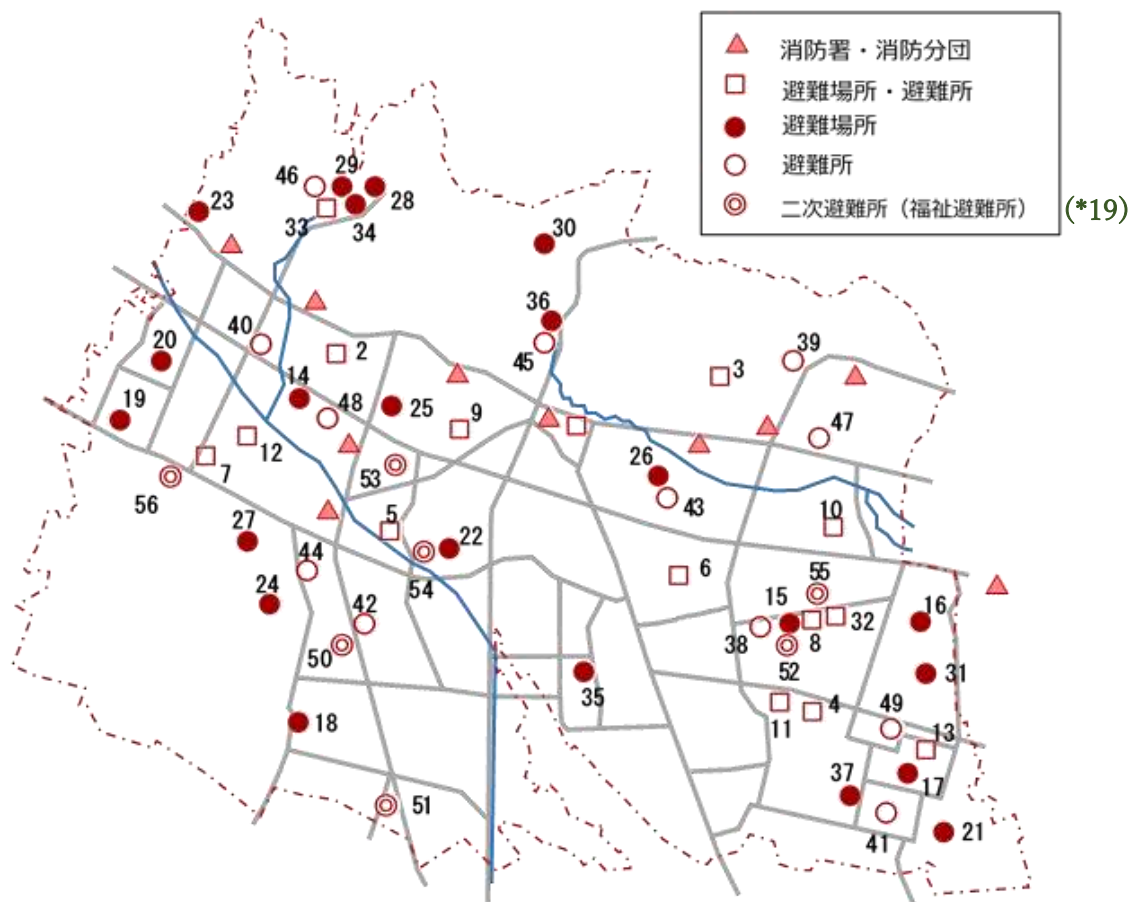
このことから、武蔵村山市地域防災計画を、東京都地域防災計画等との整合性を図りながらより現状に対応した内容に見直します。

市内には避難場所が37か所、避難所が27か所、二次避難所（福祉避難所）が7か所指定され、災害対策用備蓄倉庫は19基設置されています（図3-1、表3-1参照）。さらに、自主防災組織として、自治会を母体とする32団体、5,854世帯が組織化を図り、活動しています（表3-2参照）。

地震に対する備えに加え、近年頻発する台風等による風水害にも十分対応できるよう、各種災害に対応した防災対策を講じる必要があることから、地域防災計画の見直しに合わせ、女性や高齢者、障害者、乳幼児など配慮を要する人々の視点を取り入れた避難所管理運営マニュアルや備蓄計画などの策定を進め、具体的な対応に、地域の住民の意見を取り入れることにより、防災に対する市民意識の高揚を図っていく必要があります。あわせて、ペットに関する防災知識の普及啓発や、避難所でのペットの取扱いなども検討する必要があります。

また、災害対応や復興においては、共助の役割を担う自主防災組織などの地域の団体をはじめとした、市民の自主的な行動が不可欠となります。引き続き、自主防災組織の充実強化を図り、自主防災組織の結成推進が課題となっています。

図 3-1 消防施設等位置図



出典 防災安全課資料



(*19)二次避難所（福祉避難所）：特別な設備や介護が必要等の理由で、通常の避難所での生活が困難な避難者を受け入れる避難所

表 3-1 避難場所・避難所一覧

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

施設名		避難場所	避難所	施設名		避難場所	避難所
1	第一小学校		□	29	総合運動公園運動場（第二）	●	
2	第二小学校		□	30	野山北公園運動場	●	
3	第三小学校		□	31	カマキリ公園	●	
4	小中一貫校大南学園 （第七小学校）		□	32	市民総合センター		□
5	第八小学校		□	33	総合体育館		□
6	第九小学校		□	34	総合運動公園運動場（第三）	●	
7	第十小学校		□	35	プリンスの丘公園	●	
8	雷塚小学校		□	36	横田児童遊園	●	
9	第一中学校		□	37	新大南運動広場	●	
10	第三中学校		□	38	雷塚地区会館		○
11	小中一貫校大南学園 （第四中学校）		□	39	中藤地区会館		○
12	第五中学校		□	40	三ツ木地区会館		○
13	小中一貫校村山学園		□	41	大南地区会館		○
14	山王森公園	●		42	残堀・伊奈平地区会館		○
15	雷塚公園	●		43	福祉会館		○
16	オカネ塚公園	●		44	第二老人福祉館		○
17	大南公園	●		45	第三老人福祉館		○
18	伊奈平公園	●		46	第四老人福祉館		○
19	経塚向公園	●		47	第五老人福祉館		○
20	中原公園	●		48	山王森児童館		○
21	大南東公園	●		49	緑が丘ふれあいセンター		○
22	三ツ藤南公園	●		50	社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑		◎
23	小山内運動広場	●		51	社会福祉法人武蔵村山正徳 会サンシャインホーム		◎
24	シドメ久保運動広場	●		52	東京都立村山特別支援学校		◎
25	三ツ木地域運動場	●		53	社会福祉法人あすはの会障 害者支援施設福生第二学園		◎
26	原山地域運動場	●		54	医療法人財団立川中央病院 介護老人福祉施設アルカデ ィア		◎
27	残堀・伊奈平地域運動場	●		55	社会福祉法人恭篤会むさし 村山苑		◎
28	総合運動公園運動場（第一）	●		56	社会福祉法人あいの樹		◎

出典 防災安全課資料

（注） 図 3-1 及び表 3-1 については概要を記載しています。避難場所や避難所の利用方法や、最寄りの避難所を確認する際などは、市で配布している最新の防災マップ・ハザードマップを確認してください。

表3-2 市内の自主防災組織一覧

(令和2年4月1日現在)

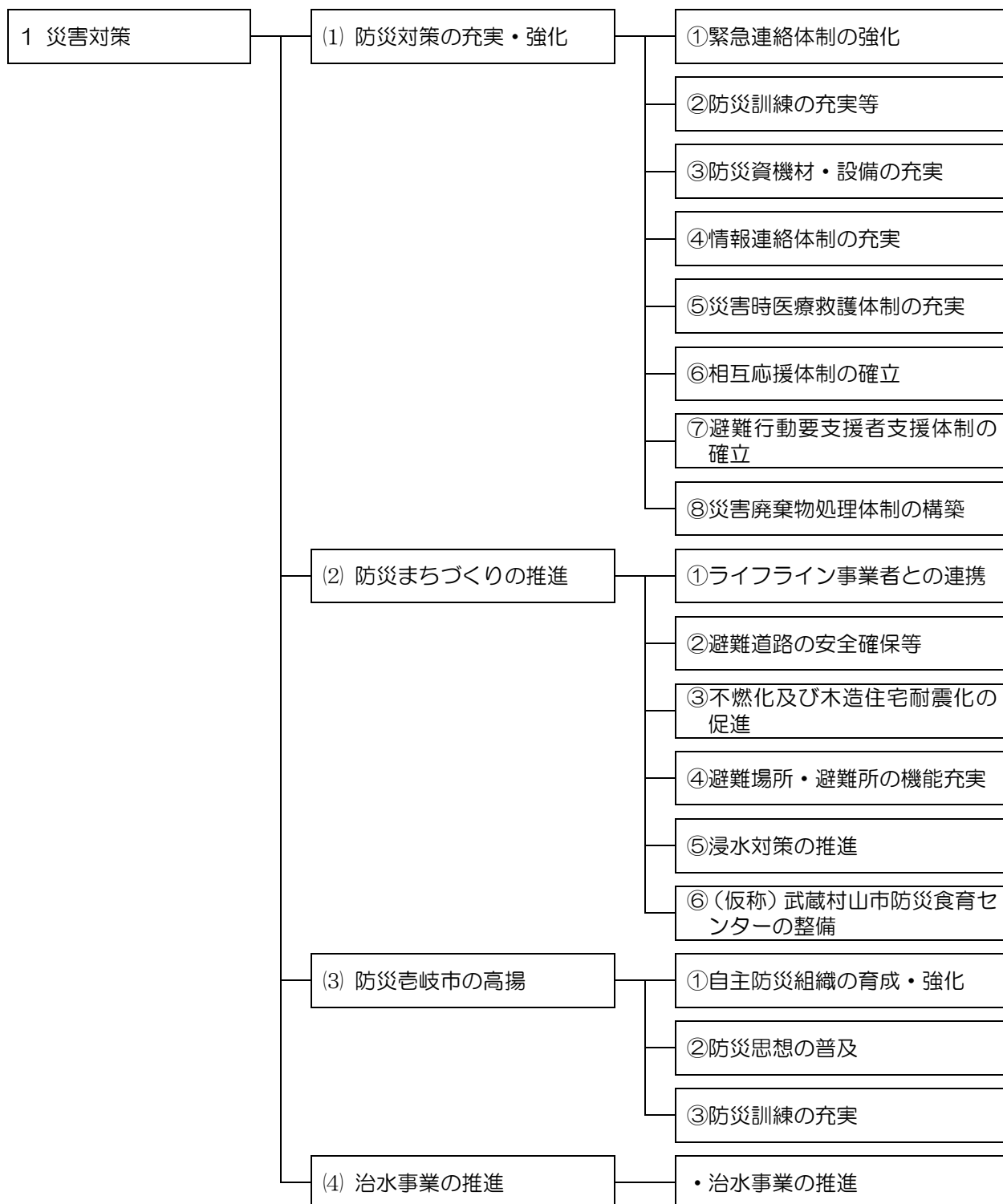
名 称		結成年月	構成世帯数
1	2B 自治会自主防災会	昭和 59 年 8 月	157
2	向山自治会自主防災会	昭和 60 年 4 月	45
3	伊奈平自治会自主防災会	平成 7 年 9 月	367
4	学園自治会自主防災会	平成 9 年 4 月	204
5	三ツ藤自治会自主防災会	平成 10 年 1 月	305
6	緑が丘第 7 自治会自主防災会	平成 11 年 5 月	219
7	日の出自治会自主防災会	平成 11 年 7 月	144
8	大南自治会自主防災会	平成 12 年 7 月	355
9	宿自治会自主防災会	平成 16 年 3 月	183
10	中村第一自治会自主防災会	平成 16 年 8 月	100
11	中村第二自治会自主防災会	平成 16 年 8 月	72
12	中村第三自治会自主防災会	平成 16 年 8 月	66
13	岸自治会自主防災会	平成 17 年 9 月	217
14	萩ノ尾自治会自主防災会	平成 18 年 4 月	163
15	上水台自治会自主防災会	平成 19 年 10 月	220
16	峰自治会自主防災会	平成 19 年 12 月	193
17	谷津自治会自主防災会	平成 20 年 11 月	166
18	大南五丁目自治会自主防災会	平成 20 年 12 月	36
19	緑が丘第 9 自治会自主防災会	平成 21 年 6 月	170
20	1112 自治会自主防災会	平成 21 年 10 月	120
21	しのめ自治会自主防災会	平成 22 年 3 月	62
22	8B 自治会自主防災会	平成 22 年 12 月	190
23	鍛冶ヶ谷戸地区自主防災会	平成 23 年 9 月	123
24	1101 自治会自主防災会	平成 23 年 10 月	264
25	中原自治会自主防火防災会	平成 24 年 9 月	234
26	雷塚自治会自主防災隊	平成 25 年 4 月	196
27	緑が丘第 6 自治会自主防災会	平成 25 年 7 月	378
28	むさしの宿舎自主防災会	平成 26 年 8 月	255
29	神明地区自主防災会	平成 26 年 10 月	200
30	横田自治会自主防災会	平成 30 年 6 月	104
31	マイホームランド玉川上水自治会自主防災会	平成 30 年 9 月	207
32	原山自治会自主防災会	平成 30 年 11 月	139
合 計 (32 団体)			5,854

出典 防災安全課資料

■ 基本方針

地震や台風等の自然災害や不測の事態における大きな被害を想定し、危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。

■ 施策の体系・内容




(1) 強靱化防災対策の充実・強化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 緊急連絡体制の強化	<p>災害時における関係機関との連絡、職員の出勤、災害復旧等に係る連絡体制の強化を図ります。</p> <p>○災害時における緊急連絡体制の強化</p>	防災安全課	
② 防災訓練の充実等	<p>震災や風水害など、様々な災害を想定した防災訓練を実施します。</p> <p>災害時における市民一人一人の防災行動力の向上を図るため、実践・体験型訓練の実施及び災害対策本部の運用を強化するため、災害図上訓練を実施します。</p> <p>○総合防災訓練の充実 ◎風水害訓練の実施 ○災害図上訓練の実施</p>	防災安全課	
③ 防災資器材・設備の充実	<p>様々な災害に対応するために、必要な防災資器材の充実を図ります。</p> <p>公共施設内の備蓄倉庫に、乳幼児や高齢者、男女等の様々なニーズに配慮した、アレルギー対応食を含む災害時食料や生活必需品等を配備します。</p> <p>また、過去の災害の教訓を基に、断水時の消防水利確保のための防火水槽等消防水利の整備・充実に努めます。</p> <p>○様々な災害に対応するための災害対策用備蓄物資の計画的な購入 ◎備蓄計画の策定 ○消防水利（防火水槽等）の整備</p>	防災安全課	
④ 情報連絡体制の充実	<p>災害時の市民への情報連絡体制については、従来から活用している防災行政無線、市ホームページや市ツイッター等のSNS、緊急速報メール(*20)、協定を締結している団体等への情報発信の要請など、様々な手段を活用した情報発信に努めます。</p> <p>また、災害時に市民自身が情報を収集できるよう、日頃から災害時の情報入手手段の広報周知を実施するほか、防災行政無線の難聴区域の解消、新たな情報発信手段の検討など、情報連絡体制の充実・強化に努めます。</p> <p>さらに、避難所開設時等に、本部との情報連絡体制を確立するため、無線による通信体制を整備します。</p> <p>○ホームページ、SNS、メール配信等における情報提供 ○防災行政無線システム設備等の充実及び更新 ○SNSを活用した情報収集・発信 ○公衆無線LANアクセスポイントの整備</p>	<p>秘書広報課</p> <p>防災安全課</p> <p>関係各課</p>	

(*20)緊急速報メール：本市域をカバーしている局地局のエリア内にある、対応した機能を持つ全ての携帯電話に緊急メッセージを送信するシステム

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
⑤ 災害時医療救護体制の充実	医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会などとの連絡体制を確立し、災害時医療救護活動拠点や緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置、運用に関する検討を進めます。		
	○関係機関との連携強化 ○災害医療コーディネーターの設置	防災安全課・健康推進課・環境課	
⑥ 相互応援体制の確立	東京都、周辺自治体、関係防災機関等との応援・協力体制を確立します。 被災者の収容など災害時における応援協定を締結し、応急救援体制の確立を推進するとともに、既に締結している団体等とは、有事の際でも円滑な応援活動が行えるよう、連絡体制の強化を図ります。 また、災害時における効果的なボランティア活動の在り方を検討するとともに、社会福祉協議会を軸に、ボランティア・市民活動センターを拠点とした、ボランティアコーディネーターの育成や市外からのボランティア受入体制等の検討や、災害ボランティアセンター立上げマニュアルの整備を進めます。		
	○災害ボランティア登録制度の普及	防災安全課・協働推進課	
	◎各協定締結団体等との連絡体制強化	防災安全課	
	○災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施	協働推進課	
⑦ 避難行動要支援者支援体制の確立	避難行動要支援者の避難行動支援プラン（個別計画）を作成することにより、災害発生時において迅速・適切な避難行動が行えるよう、避難支援体制を確立します。		
	○避難行動要支援者の個別計画の作成及び見直し	福祉総務課	
⑧ 災害廃棄物処理体制の構築	自然災害に伴い発生する災害廃棄物について、円滑な処理を図るため、災害廃棄物処理計画に基づき、平常時の備えを準備し、具体的な処理体制を確立します。		
	◎関係機関との連携強化 ◎災害時の廃棄物処理体制の強化	ごみ対策課	

(2) 強靱化防災まちづくりの推進


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① ライフライン事業者との連携	水道、ガス、電気、通信などのライフラインの事業者と連携を図るため、各種訓練への参加や、緊急時の連絡体制を確立します。		
	○各種防災訓練へのライフライン事業者の参加 ○緊急連絡体制の構築	防災安全課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 避難道路の安全確保等	避難場所まで安全に避難できるよう、避難道路の安全性の向上に努めるほか、市道の拡幅、改修等の整備に努めます。さらに、避難時の安全な誘導を確保するため、主要市道を中心に緊急活動重要路線としての道路整備に努めます。		
	○避難道路の整備 ○緊急活動重要路線の整備(主要市道第12号線の拡幅整備)	道路下水道課	
③ 不燃化及び木造住宅耐震化の促進	火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の促進や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。 また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の促進を図ります。ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど震災に強いまちづくりを進めます。		
	○第二次耐震改修促進計画の推進	都市計画課	
	○木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進	産業観光課	
	○生け垣設置の奨励	環境課	
④ 避難場所・避難所の機能充実	避難場所、避難所及び二次避難所の市民への周知徹底を図るとともに、その避難所となる施設の環境整備、資機材及び備蓄物資の充実に努めます。 また、停電に対応した資機材等を計画的に購入し、備蓄します。		
	○災害対策用備蓄物資の計画的な購入 ◎備蓄計画の策定	防災安全課	
	◎防災協力農地の普及啓発	産業観光課・ 防災安全課	
	◎避難所でのペットの取扱いに関する検討	環境課・防災 安全課	
	○公衆無線LANアクセスポイントの整備	関係各課	
⑤ 浸水対策の推進	都市型水害(局地的集中豪雨)への対策として、雨水浸透施設などの整備を推進します。 また、公共下水道(雨水)の整備を推進します。		
	○道路等への雨水浸透施設の設置 ○河川等のしゅんせつ ○公共下水道(雨水)の整備	道路下水道課	
⑥ (仮称) 防災食育センターの整備	災害時には避難所生活者等に応急給食を実施するための機能を備え、平常時にはその機能を有効活用して小学校給食を調理する機能を併せ持つ「(仮称) 武蔵村山市防災食育センター」を整備します。		
	◎(仮称) 武蔵村山市防災食育センターの整備	学校給食課	

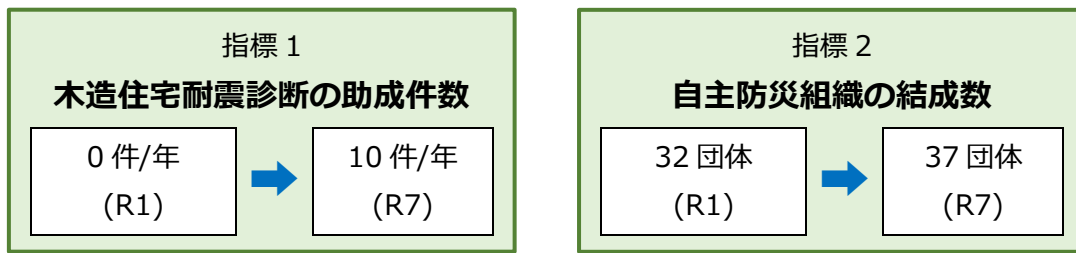
(3) 強靱化 防災意識の高揚

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 自主防災組織の育成・強化	自分たちのまちは自分たちで守る、という連帯感や災害時における市民・事業者と市が一体となった地域ぐるみの防災機能・意識を向上させるため、防災資器材等の助成強化、防災施設での防災体験訓練を実施するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。		
	○自主防災組織の結成促進と育成強化	防災安全課	
② 防災思想の普及	自主防災会及び消防団に対して、防災に関する一定の知識・技術を有する防災士の資格取得を助成し、養成するほか、防災施設での防災体験訓練の実施、講演等の開催など様々な機会を捉えて、防災知識・思想の普及啓発に努めます。		
	○防災教育・防災訓練の充実 ○防災士資格取得助成事業	防災安全課	
③ 防災訓練の充実	近年頻発化する台風等の風水害に対応するため、市の災害対策本部機能や市民の避難行動力の向上を目的とした、風水害訓練を実施します。 過去の災害の教訓を踏まえ、市民主体による実践・体験型防災訓練、防災講演等を実施・充実し、防災意識の高揚を図ります。		
	○総合防災訓練の充実 ◎風水害訓練の実施	防災安全課	

(4) 強靱化 治水事業の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 治水事業の推進	治水対策の充実を図るため、空堀川の計画的な整備を東京都に要請するとともに、その他の河川・水路等については、順次、改修・整備に努めます。		
	○空堀川の整備促進の要請 ○河川・水路等の改修等	都市計画課 道路下水道課	

成果指標



2 消防体制

■ 現状と課題

本市の常備消防については、東京消防庁による広域体制で実施しています。

火災は、令和元年には32件発生しています（図3-2参照）。

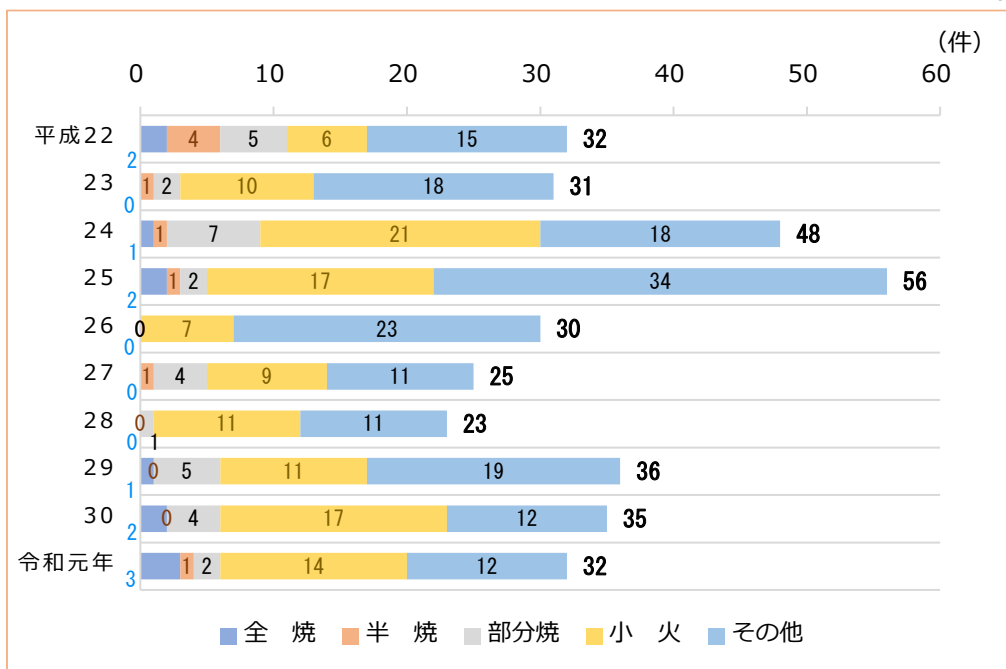
消防団は、団長、副団長以下8個分団及び女性部で構成され、火災発生時の消火活動や消防署隊の後方支援、防火・防災の広報活動、警戒活動等を行っています。

大規模災害の発生が懸念され消防団の役割が多様化する中、消防団員数は減少傾向にあり、団員の確保と知識や技術の向上が喫緊の課題となっています。

多様な人材の消防団への入団を図るためにも、消防団の知名度の向上やイメージアップの取組みに加え、活動を限定して対応してもらう機能別消防団員の導入を検討し、活動環境の整備や処遇・装備の改善等を進める必要があります。

今後も、市民の生命及び財産の安全を確保するために、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に努める必要があります。

図3-2 火災発生件数の推移 (各年12月31日現在)



(注)その他は、ごみや樹木などの建物以外の火災

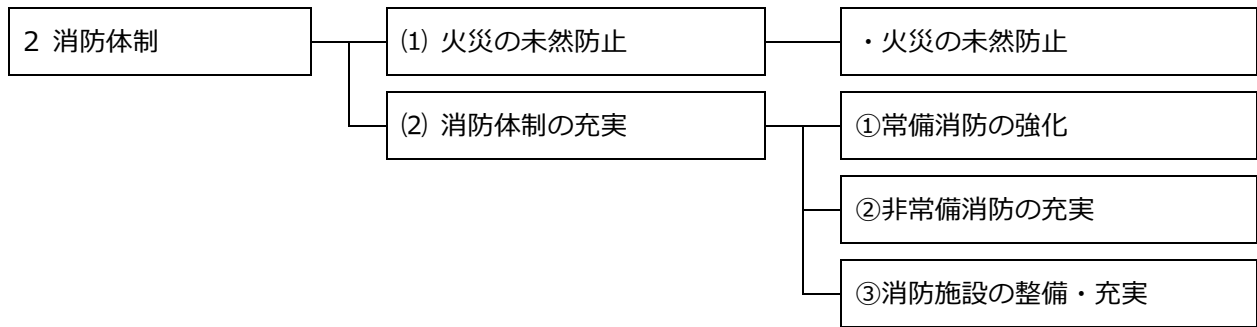
出典 北多摩西部消防署資料

■ 基本方針


市民の生命と財産の安全を確保するため、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に向けた取組を推進します。

また、消防団に求められる役割の多様化に対応するために、活動環境などの改善を図ります。



■ 施策の体系・内容




(1) 強靱化 火災の未然防止

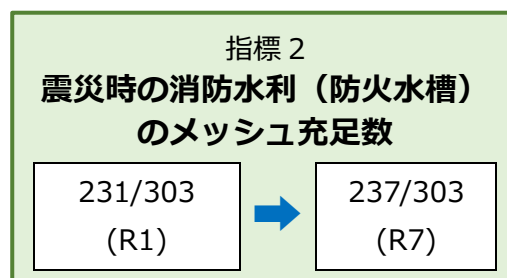
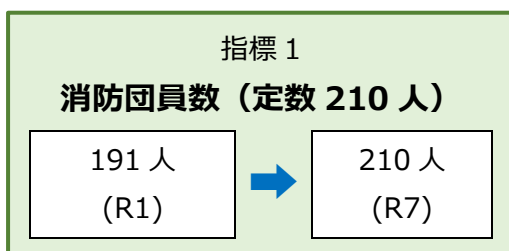
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・火災の未然防止	<p>家庭での防火意識の高揚を図るため、防火知識・思想の普及や広報活動の推進に努めます。</p> <p>また、北多摩西部消防署と連携を図りながら、消防団による火災多発期の予防警戒を引き続き実施します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNS等を活用した火災予防のための広報の充実 ○ 火災予防警戒の実施 	防災安全課	

(2) 強靱化 消防体制の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 常備消防の強化	<p>中高層建築物の増加や有毒発煙材の使用など新たな課題に対処し、災害時の消火・救急活動をよりの確なものとするよう、東京都に対し、災害時の消火・救助救急活動に有効な装備の充実と災害に対応した常備消防力の増強を要請します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常備消防の増強要請 	防災安全課	
② 非常備消防の充実	<p>地域防災の中核を担う消防団員の確保が喫緊の課題であることから、消防団の知名度の向上やイメージアップの取組みに加え、活動環境の整備や処遇の改善等に努めます。</p> <p>また、多様な人材の活用の観点から、団員入団促進の方策を検討します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種訓練の実施及びポンプ車操法大会の開催 ○ 消防団員の募集及び広報の充実、処遇改善の検討 ◎ 機能別消防団員導入の検討 ◎ 計画的な資機材等の整備 	防災安全課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 消防施設の整備・充実	防火水槽、消火栓の増設及び維持管理に努め、消防車の計画的な更新を行います。 ○防火水槽の整備 ○消火栓の取替、移設等 ○消防ポンプ自動車の更新 ○消防団分団車庫の整備	防災安全課	

成果指標



3 交通安全

■ 現状と課題

近年、高齢者が関与する事故件数が増加傾向にあり、本市でも全体の3割強を占めていることから、高齢者層への安全意識の高揚と普及をより一層図る必要があります。

本市内の交通人身事故は、令和元年については254件発生しており、死傷者数は301人となっています。(表3-3参照)

また、交通事故の総件数は減少傾向にあるものの、本市では自転車が関係する交通事故の割合が年齢を問わず高くなっています。背景としては、鉄道等の駅までの移動手段として自動車利用の機会が多いことが考えられ、自転車に関する道路交通法の改正の周知と合わせて、自転車利用者への安全意識の普及啓発が求められています。

さらに、子どもが犠牲となる重大交通事故も多く発生していることから、未就学児や小中学生に対して、年齢等に応じた段階的な交通安全教育を推進していくとともに、保護者や学校等の教育関係機関と連携を図って、地域の交通安全思想の高揚に努める必要があります。

今後も市内の交通事故発生件数を減少につながる活動を、関係機関と連携をとりながら効果的に推進していくとともに、交通安全施設の整備による道路環境の改善に努めてまいります。

表3-3 交通事故発生件数の推移

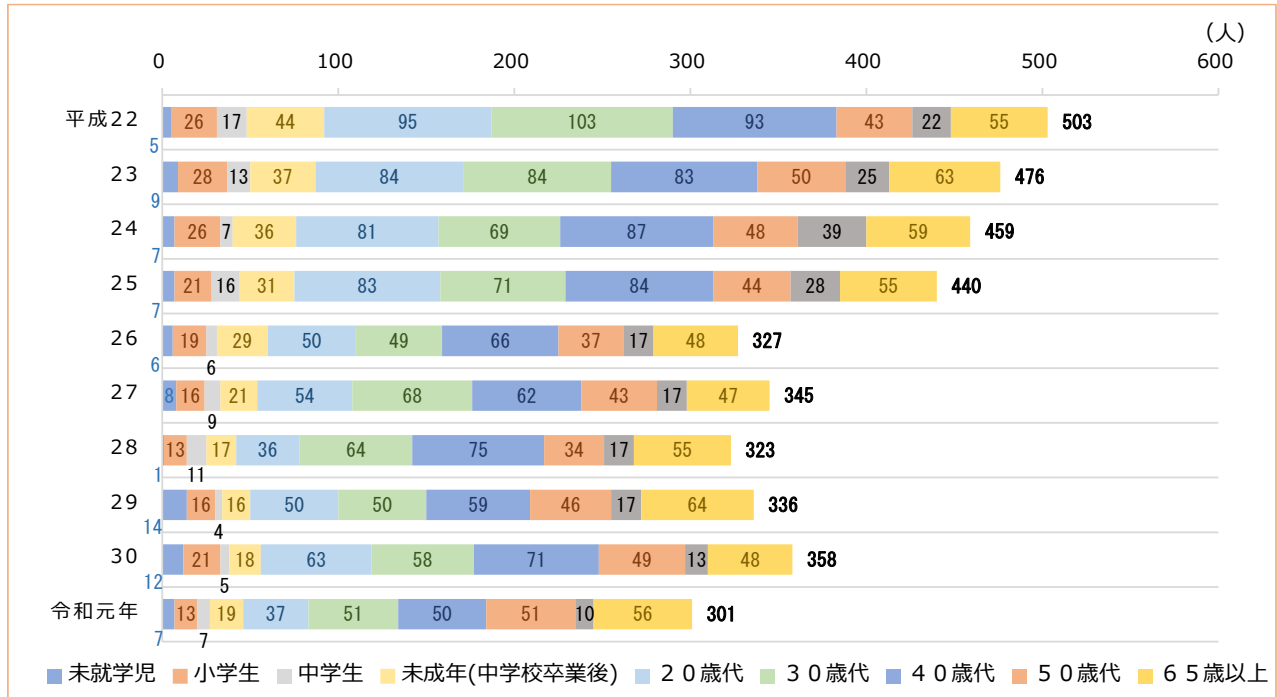
(各年1月～12月)

年次	死亡		重傷		軽傷		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成22年	0	0	3	3	410	500	413	503
23年	1	1	4	4	416	471	421	476
24年	2	2	5	5	380	452	387	459
25年	1	1	3	3	357	436	361	440
26年	1	1	2	2	284	324	287	327
27年	1	1	1	1	289	343	291	345
28年	1	1	0	0	267	322	268	323
29年	0	0	5	5	277	331	282	336
30年	1	1	4	5	289	352	294	358
令和元年	0	0	2	2	252	299	254	301

出典 東京都資料

図 3-3 交通事故年代別死傷者数の推移

(各年 1 月から 12 月まで)

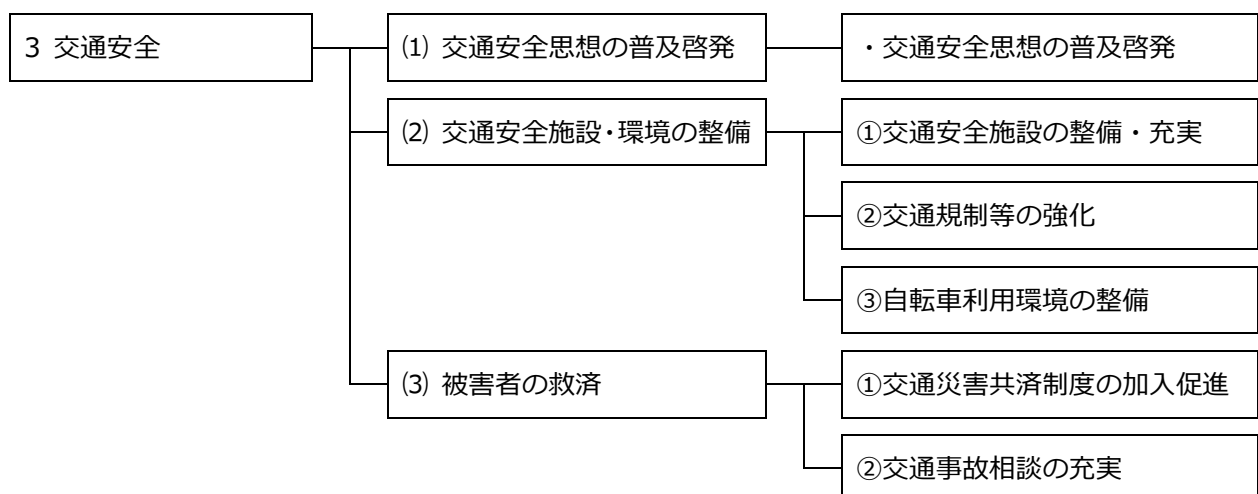


出典 警視庁資料


基本方針

交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。



施策の体系・内容




(1) 交通安全思想の普及啓発

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・交通安全思想の普及啓発	<p>関係機関の協力の下、各年齢層に応じた交通安全教室を行うとともに、夏期交通防犯映画会の充実を図ります。</p> <p>また、近年高齢者による交通事故が頻発していることから、高齢者関係団体と連携を強化し、高齢者を対象とした事業の充実を図ります。</p> <p>関係機関と連携して、春・秋の交通安全運動の内容を強化し、市民参加をより一層促進することにより、交通安全思想の普及に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○夏期交通防犯映画会の充実 ○交通安全市民のつどいの開催 ○自動車運転者講習会の開催 ○中学校での体験型交通安全教室(スケアード・ストレート(*21))の開催 ○自転車シミュレーター等を活用した高齢者向けの交通安全教室の開催 	防災安全課	



(2) 交通安全施設・環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
①交通安全施設の整備・充実	<p>安全で円滑な交通環境を確保するため、市道の隅切や防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの各種交通安全施設の計画的な整備・充実に努めます。通学路合同点検等によって抽出された危険箇所について、カラー舗装や車止め等の交通安全施設の整備を推進します。</p> <p>また、高齢者や障害のある人など、交通弱者に安全なユニバーサルデザイン環境の確保、放置自転車の撤去等、生活道路の安全対策の充実を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全施設の整備 ○強靱化 放置自転車の撤去 ○強靱化 道路照明灯の整備 ◎キッズ・ゾーンの設定の推進 	道路下水道課 子ども青少年課	
②交通規制等の強化	<p>生活道路での安全な交通環境を確保するため、地域の特性に応じた交通規制等に関わる信号機、道路標識の設置等について、関係機関に要請します。</p>		
	○信号機等の設置要請	防災安全課	

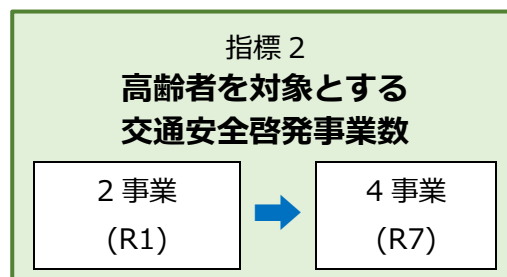
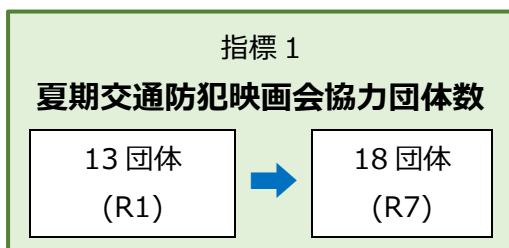
(*21)スケアード・ストレート：スタントマンが実際の車両等を使用して、交通事故の状況を目の前で再現・実演し、交通事故への警戒を促す取組

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 自転車利用環境の整備	自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。隣接する鉄道駅等において、関係自治体との協議を継続的に実施し、市民も利用しやすいような環境づくりを推進します。		
	○自転車駐車場等の整理・維持管理 ◎関係自治体との連携	道路下水道課	

(3) 被害者の救済

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 交通災害共済制度の加入促進	市民が万が一、交通事故に遭ってしまった場合の経済的負担を軽減するため、交通災害共済制度の周知と加入促進に努めます。		
	○交通災害共済制度の周知・加入促進	防災安全課	
② 交通事故相談の充実	交通事故被害者の救済対策のため、相談体制や関係機関との連携の強化に努めます。		
	○交通事故相談の実施	秘書広報課	

成果指標



4 防犯対策

■ 現状と課題

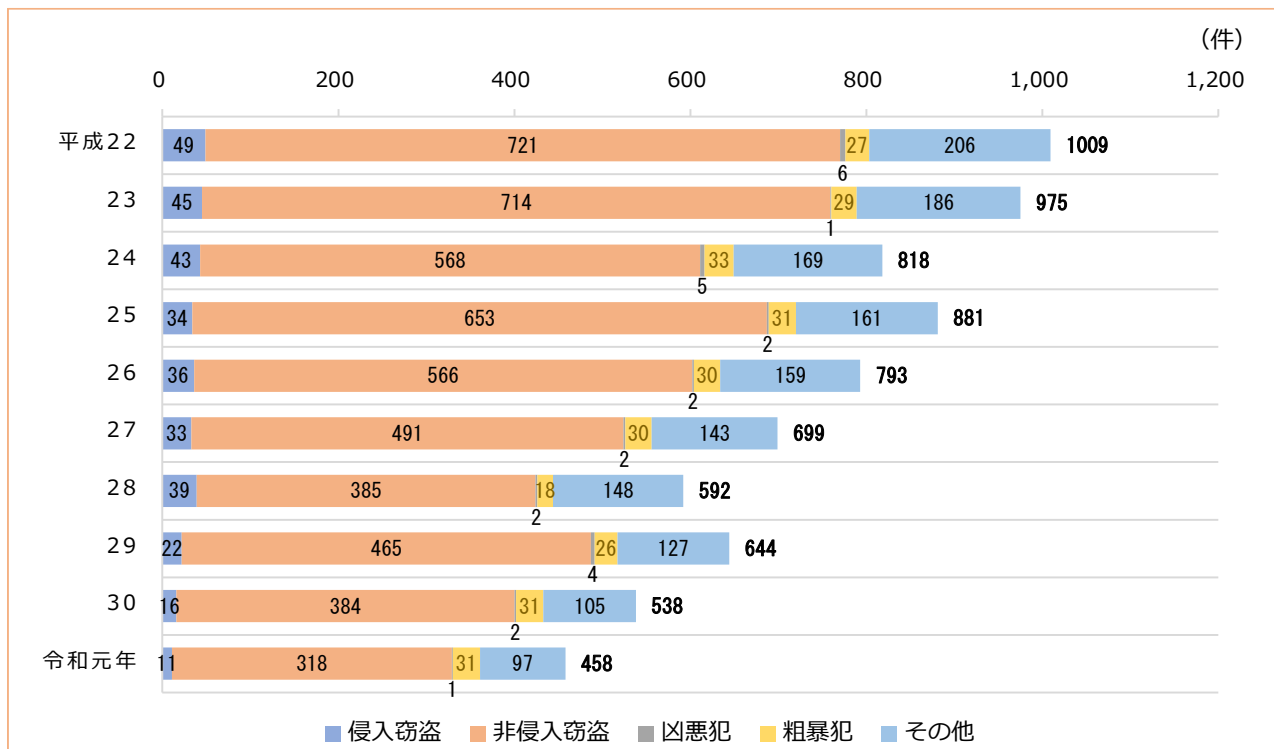
本市は、東大和警察署の管轄にあり、交番が3か所（緑が丘・三ツ木・中藤）、駐在所が1か所（残堀）あります。

本市における犯罪認知件数は、令和元年は458件であり、ここ数年減少傾向にあります。これは、市内における防犯活動が効果的に機能しているとともに、関係機関との連携や情報共有がなされている結果であると考えられます。

しかし、社会問題となっている特殊詐欺の被害については、本市においても毎年被害が確認されており、手口が巧妙化、複雑化する中で市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現には特殊詐欺対策が課題の一つとなっています。

図3-4 犯罪認知件数の推移

(各年1月から12月まで)

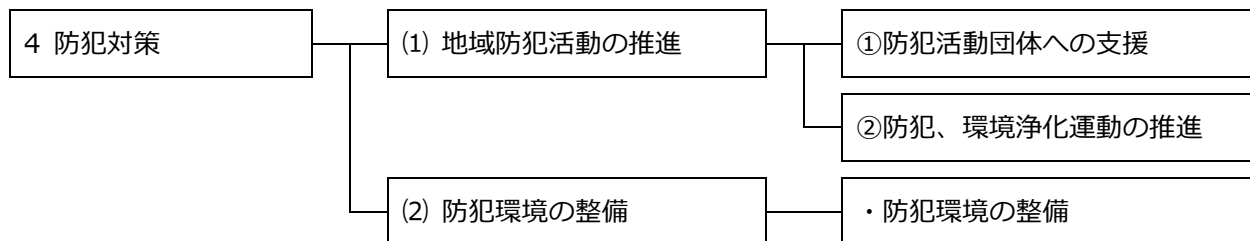


出典 警視庁資料

■ 基本方針

警察署と連携した防犯対策に加え、地域コミュニティと連携した防犯活動を行うことにより、犯罪のない明るい安全な地域社会で、市民が安心して暮らせるための取組を推進します。

施策の体系・内容







(1) 地域防犯活動の推進

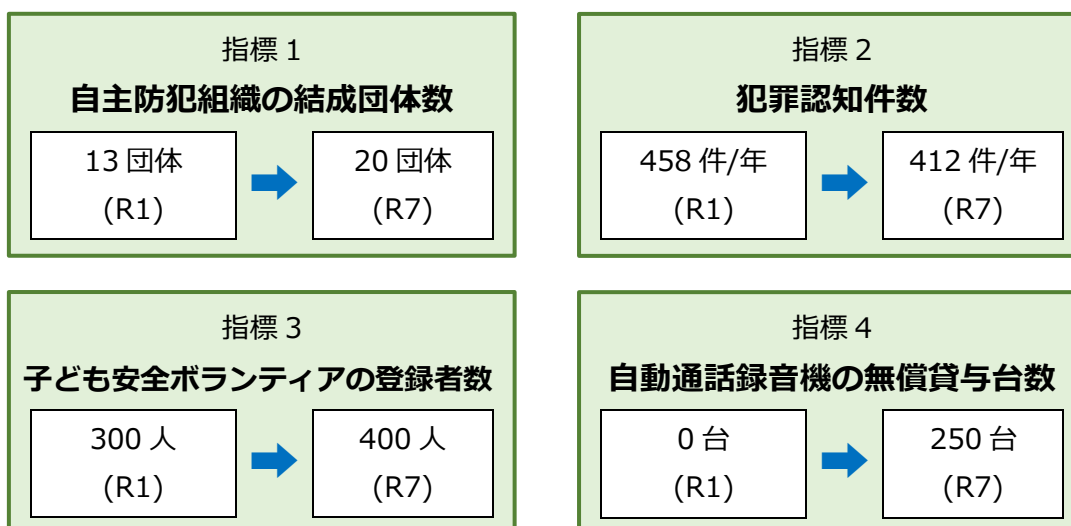
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 防犯活動団体への支援	<p>「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下に活動している防犯協会や自主防犯組織に対し、防犯パトロール活動を推進するため、防犯用品をはじめとした資器材の助成制度等を運用し、地域、学校、職場、家庭等における防犯活動の支援を行います。</p> <p>また、広報紙やホームページの活用、啓発看板の設置、防犯講習会の開催等を通じ、防犯意識の高揚を図ります。</p>		
	○ 強靱化 防犯パトロールの推進	防災安全課	
	○ 強靱化 自主防犯活動の推進		
	○ 強靱化 防犯協会への支援		
○ 子ども安全ボランティアへの支援	教育総務課		
② 防犯、環境浄化運動の推進	<p>市民の安全・安心の確保を図るため、民間交番の運営と青色防犯パトロールを推進します。</p> <p>また、有害な路上広告物の撤去など、青少年の非行防止に向けた環境浄化運動を推進します。</p>		
	○ 強靱化 民間交番の運営	防災安全課	
	○ 強靱化 青色防犯パトロールの実施		
○ 違反広告物の撤去	道路下水道課		



(2) 防犯環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 防犯環境の整備	<p>通学路、住宅地等におけるLED防犯灯の整備・維持管理を計画的に推進します。また、防犯に配慮した住宅、道路、公園等を普及させることを検討するとともに、電子メールやSNS等を利用した防犯情報の提供、学校等における安全確保及び連絡体制の強化を図ります。</p> <p>本市でも、近年社会問題となっている特殊詐欺の被害が確認されています。そのため、啓発等の事業を実施し、特殊詐欺被害の防止に努めます。</p> <p>通学路への防犯カメラの設置については、順次、計画的に整備するとともに、街頭防犯カメラの適正な運用を関係機関に要請し、防犯環境の整備を推進します。</p> <p>さらに、近年、防災、防犯、衛生面等から社会問題となっている空家等に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等の実態調査及び空家等対策計画を策定し、対策に取り組みます。</p>		
	○ 強靱化 LED防犯灯の整備・維持管理	道路下水道課	
	◎ 自動通話録音機(*22)の無償貸与事業の実施	防災安全課	
	○ 街頭防犯カメラの適正な運用の促進		
	○ 通学路への防犯カメラの設置	教育総務課	
○ 強靱化 空家等実態調査の実施	都市計画課・課税課		
◎ 強靱化 空家等対策計画の策定			

成果指標



(*22)自動通話録音機：家庭の固定電話に設置し、かかってきた電話に自動的に録音する旨のメッセージを流した後に、内容を録音し、特殊詐欺の被害防止を図る装置

第2節 都市基盤

1 都市づくり

■ 現状と課題

多摩都市モノレールの導入想定路線である新青梅街道の沿道については、拡幅整備の実施とあわせて、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に向けて、平成26年3月に策定した「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づき、地区計画制度を用いたモノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進しています。

市の中心核としてふさわしい、魅力あふれるやすらぎのまちを目指して、本町一丁目及び榎三丁目地域の一部では、平成13年1月に立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業の事業認可を受け、平成18年度から区画道路等の整備が進行中です（図3-5参照）。

また、隣接する村山工場跡地については、地区計画制度により都市基盤施設の整備を図るとともに、地域の活力やにぎわいの創出に資する土地利用を誘導し、多様な機能が集積する市の中心市街地としてふさわしいまちづくりを進めています。

榎二丁目地区では村山工場跡地や都市核地区の周辺整備などを考慮しつつ、安心・安全な交通ネットワーク等の充実を図り、交通・防災機能などを強化し、秩序ある市街地の形成に向けたまちづくりを進めています。

その他の地区についても、適正な土地利用を推進し、地区の特性に応じた計画的な整備を行う必要があります。

また、横田飛行場の軍民共同使用については、これまで市民意識調査や経済波及効果などの調査を行い、その推進に努めてきましたが、今後においても国等の動向を踏まえた対応を行っていく必要があります。

図3-5 都市核地区土地地区画整理事業設計図



出典 区画整理課資料

■ 基本方針

新青梅街道沿道については、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりと厚みをもったうるおいある沿道市街地の形成を図ります。

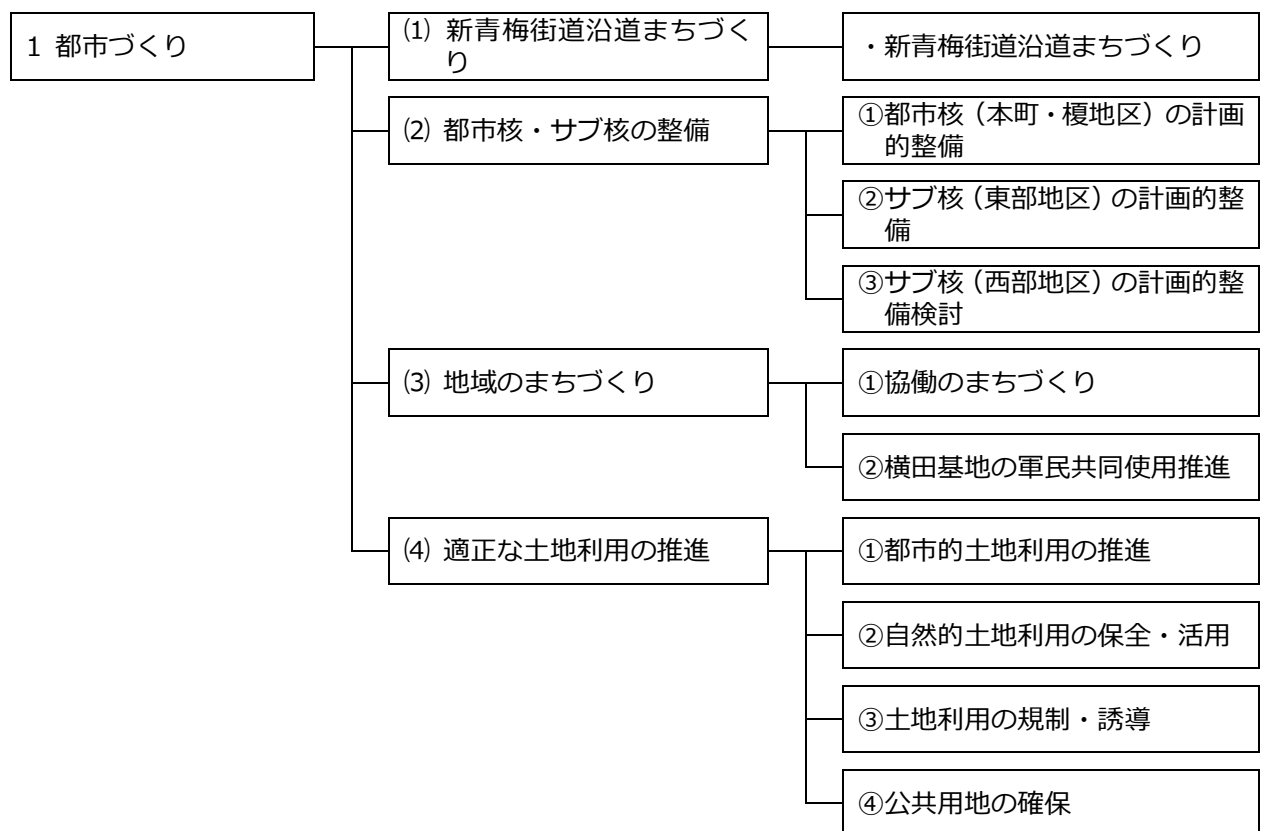
本町・榎地区については、本市の都市核として、土地区画整理事業等により市の拠点にふさわしい都市機能を集積し、道路、公園などの都市基盤を整備します。

また、緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核として、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。



その他の地区についても、豊かな自然環境と都市的土地利用の調和を図りながら、良好な市街地環境を形成するため、秩序ある土地利用の推進に努めます。

なお、これらのまちづくりを推進するために、まちづくり条例を活用します。




■ 施策の体系・内容





(1) 新青梅街道沿道まちづくり

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・新青梅街道沿道まちづくり	<p>都市核やサブ核を有機的に結びつける都市軸として、市の骨格的な役割を果たす新青梅街道については、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づく建築行為等に係る指導を行うとともに、拡幅整備の進捗等にあわせて、用途地域等の変更及び地区計画の策定を行い、沿道の特性に応じた、モノレール沿線にふさわしい計画的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p>また、沿道への事業所の誘導を促進するため、企業誘致制度の拡充に向けた検討を行います。</p>		
	<input type="radio"/> 強靱化 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用 <input type="radio"/> 強靱化 用途地域等の変更及び地区計画の策定	都市計画課	
	<input type="radio"/> 企業誘致制度の拡充の検討	産業観光課	




(2) 都市核・サブ核の整備


項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 都市核（本町・榎地区）の計画的整備	<p>本町・榎地区においては、「まちづくり基本方針（改定）」に基づき、市の顔・シンボルとしてふさわしい、行政・医療・商業・業務等の多様な都市機能の集積や高度な土地利用、市街地の防災機能の向上を図り、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。</p>		
	<input type="radio"/> 強靱化 都市核地区土地区画整理事業の推進	区画整理課	
	<input type="radio"/> 村山工場跡地整備の推進	都市計画課	
<input type="radio"/> 強靱化 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用			
② サブ核（東部地区）の計画的整備	<p>緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、都営村山団地後期計画事業の計画的な実施を東京都に要請するとともに、多摩都市モノレール延伸を見据え、市民生活を支援する商業・サービス機能などの集積について検討します。</p>		
	<input type="radio"/> 都営村山団地後期計画事業の促進	都市計画課	
	<input checked="" type="radio"/> 強靱化 関連施設用地の機能検討		
<input type="radio"/> 強靱化 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用			
③ サブ核（西部地区）の計画的整備検討	<p>中原・岸地区においては、本市の西の拠点として、多摩都市モノレールの市内延伸等にあわせ、地区の特性に応じた整備を検討します。</p>		
	<input type="radio"/> 西部地区整備の検討 <input type="radio"/> 強靱化 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用	都市計画課	

(3) 地域のまちづくり

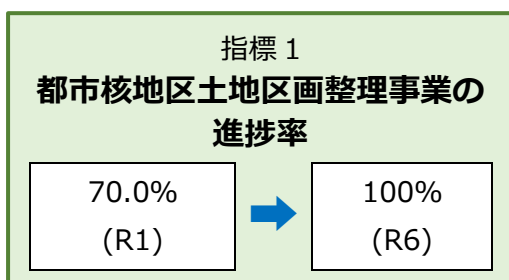
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 協働のまちづくり	まちづくりにおいては、市民、事業者及び市の三者が目標を共有し、それぞれの役割の下にまちづくり計画などを定め、協働のまちづくりを推進します。		
	○ 強靱化 まちづくり条例の運用	都市計画課	
② 横田基地の軍民共同使用推進	横田基地の整理・縮小・全面返還に向けた過程の一つとして軍民共同使用を推進することは、モノレールの市内早期延伸の実現や、人の交流や物流の拡大による基地周辺地域の活性化に資することから、国等の動向を的確に把握し、新たな展開に適切に対応します。 また、軍民共同使用に際しては、周辺地域への騒音等の影響を最小限にとどめるため、国や関係機関等対し、騒音対策の実施を要請します。		
	○横田基地の軍民共同使用に関する情報収集等	企画政策課	

(4) 適正な土地利用の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 都市的土地利用の推進	市民生活の利便性や良好な住環境の保全、向上等を図るため、面的整備手法の活用等により、住宅地、商業地や工業地など、それぞれの土地利用の促進を図り、用途の適正化、土地の有効利用による良好な市街地の形成に努めます。 村山工場跡地内では、地区計画制度等により計画的な都市基盤整備を推進します。 また、榎地区（榎一丁目の一部及び榎二丁目）についても村山工場跡地等の整備を考慮した交通ネットワークの充実をはじめ計画的なまちづくりを進めます。		
	○村山工場跡地整備の推進 ○ 強靱化 榎地区まちづくりの推進	都市計画課	
② 自然的土地利用の保全・活用	市民の憩いや潤いの場としての、豊かな自然環境を残す狭山丘陵、農地や河川などについては、みどりや環境の保全と有効活用を図ります。		
	○第二次みどりの基本計画の推進	環境課	
③ 土地利用の規制・誘導	一定規模のまとまった土地の利用転換が行われる際には、モノレール延伸を見据えた新たな土地活用を検討し、地区計画等を活用した活力と秩序ある土地利用を誘導します。		
	○地区計画制度等の活用 ○ 強靱化 まちづくり条例の運用	都市計画課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
④ 公共用地 の確保	市民の利便性や快適性を高めるための道路、公園等の公共事業用地や都市基盤整備に必要な用地については、計画的かつ長期的な展望に立って確保に努めます。		
	○都市計画道路等事業用地の確保	都市計画課	

成果指標



2 道路

■ 現状と課題

道路は、文化的な都市生活や機能的な都市活動を行うための重要な都市基盤施設としての役割を持つほか、災害発生時における避難路や延焼を遮断するなど多面的な機能があります。

本市の道路ネットワークは、令和2年4月1日現在、都道6路線（延長約19km）、市道1,262路線（延長約253km）で形成されています（表3-4参照）。

市道については、幅員4m未満の狭あい道路が多く、市民生活の利便性や安全性を確保する上で改良が求められており、幹線道路である都道でも、近年の交通量の増大に対応しきれない状況となっています（表3-6参照）。

望ましい道路ネットワークを形成するために必要な都市基盤施設として都市計画道路があり、昭和36年に10路線、以後2路線を加えて、延長25,808mが都市計画決定されており、平成31年4月1日現在で全体の51.1%が供用されています（図3-7、表3-6参照）。

表3-4 道路の整備状況 (令和2年4月1日現在)

区分	路線数	延長 (m)	面積 (㎡)	舗装率 (%)	
				舗装延長	舗装面積
都道	6	18,971	279,103	100	100
市道	1,262	253,406	1,282,766	72	85
合計	1,268	272,377	1,561,869		

(注)都道は平成31年4月1日現在の数値

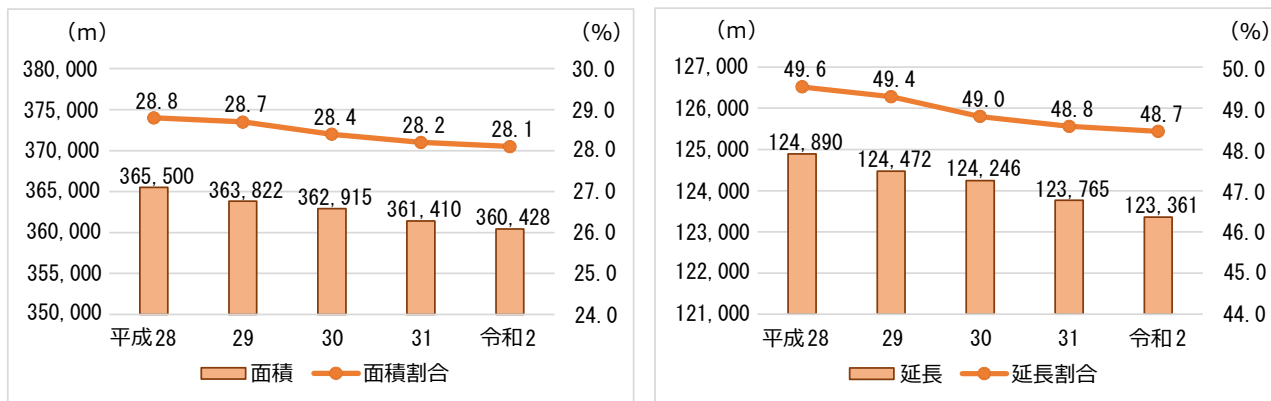
出典 道路下水道課資料

表3-5 幅員別道路延長及び面積の推移 (各年4月1日現在、単位：延長m・面積㎡)

路面区分	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
10m以上	26,255	348,129	26,257	348,367	26,321	349,038	26,321	348,986	26,441	350,761
9m～10m未満	2,415	22,245	2,415	22,244	2,415	22,244	2,415	22,244	2,415	22,244
6m～9m未満	31,417	209,759	31,714	211,596	32,706	218,204	32,847	219,101	32,861	219,282
5m～6m未満	27,534	147,346	27,659	148,016	28,162	150,600	28,452	152,148	28,682	153,420
4m～5m未満	39,380	175,447	39,450	175,826	39,490	176,071	39,629	176,641	39,646	176,631
3m～4m未満	57,505	214,168	57,145	212,705	56,963	211,852	56,737	210,949	56,665	210,778
2m～3m未満	33,111	89,929	33,046	89,708	33,046	89,736	32,923	89,399	32,850	89,201
2m未満	34,274	61,403	34,281	61,409	34,237	61,327	34,105	61,062	33,846	60,449
合計	251,891	1,268,426	251,967	1,269,871	253,340	1,279,072	253,429	1,280,530	253,406	1,282,766

出典 道路下水道課資料

図3-6 狭あい道路（幅員4m未満）の推移



出典 道路下水道課資料

図3-7 都市計画道路網図

(平成31年4月1日現在)



出典 都市計画課資料

表 3-6 都市計画道路の整備状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

路線名	計画幅員 (m)	計画延長決定 (m)	完成延長 (m)	完成率 (%)
立 3・2・4 号 新青梅街道線	30	4,619	0	0.0
立 3・4・9 号 八王子村山線	16~18	2,630	2,630	100.0
立 3・4・17 号 桜街道線	12~16	1,770	1,770	100.0
立 3・4・39 号 武蔵砂川駅複線	12~16	2,772	658	13.5
立 3・4・40 号 松中残堀線	16	2,860	676	23.6
立 3・5・19 号 武蔵村山瑞穂線	12	3,390	3,390	100.0
立 3・5・20 号 東大和武蔵村山線	12	4,077	1,334	32.7
立 3・5・36 号 オカネ塚線	16	820	820	100.0
立 3・5・37 号 中砂新道線	12	530	530	100.0
立 3・5・41 号 薬師通り線	12	1,380	1,380	100.0
立 7・4・2 号 榎本町線	16~18	340	0	0.0
立 7・5・3 号 榎東西線	14	620	0	0.0
全 12 路線 合計		25,808	13,188	51.1

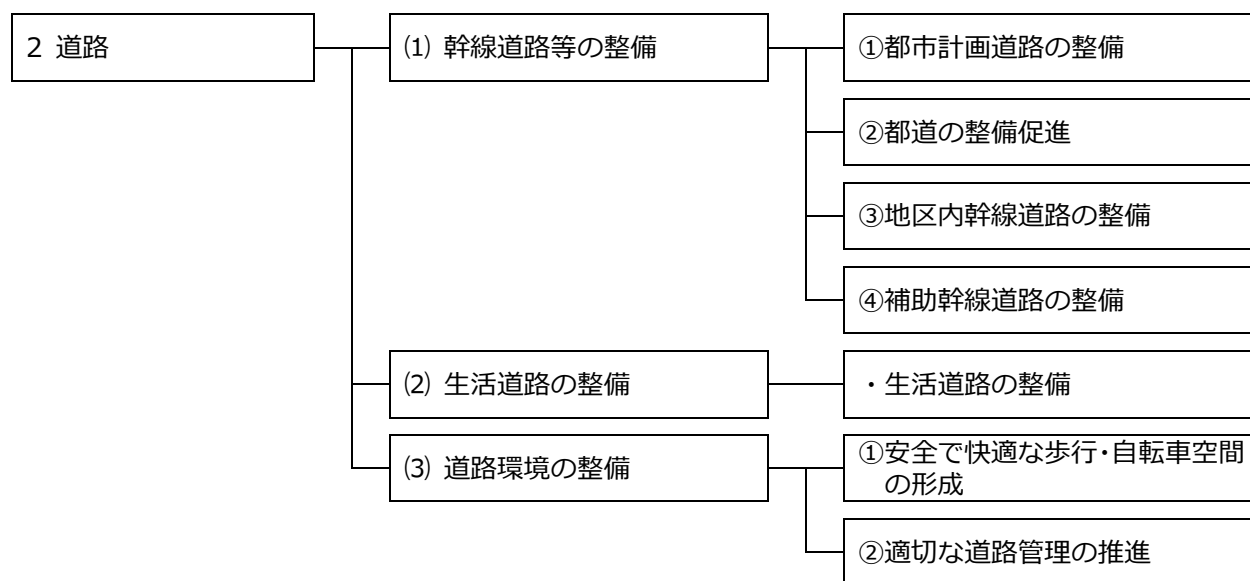
(注)完成延長は供用開始済み延長を指し () 内は交差点すいすいプランによる工事完了延長を含む数値

出典 都市計画課資料

基本方針

交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。


施策の体系・内容





(1) 強靱化幹線道路等の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 都市計画道路の整備	<p>交通量の増大や都市活動、経済活動の進展等に対応し、市街地における道路ネットワークの骨格となる都市計画道路については、事業の効果的・効率的な実施に配慮しながら早期整備に努めます。</p> <p>「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」で優先整備路線に定められた路線の整備に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○武蔵砂川駅複線整備の促進 ○東大和武蔵村山線整備の推進 ○松中残堀線整備の促進 	都市計画課	
	○榎本町線及び榎東西線整備の推進	区画整理課	
	<p>② 都道の整備促進</p> <p>朝夕の交通渋滞を緩和し、安全で円滑な通行を確保するため、「第3次交差点すいすいプラン」による交差点改良の早期整備、狭小の歩道拡幅や歩道が未整備である都道の整備等を引き続き東京都に要請します。</p> <p>また、多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の早期拡幅整備を引き続き東京都に要請します。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○第3次交差点すいすいプランの促進 ○新青梅街道拡幅整備の促進 	都市計画課		
③ 地区内幹線道路の整備	<p>都市核地区及び榎地区の幹線道路等の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。</p>		
	○榎地区まちづくり事業の推進	都市計画課	
	○都市核地区土地区画整理事業の推進	区画整理課	
④ 補助幹線道路の整備	<p>幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。</p>		
	○主要市道の整備	都市計画課・道路下水道課	

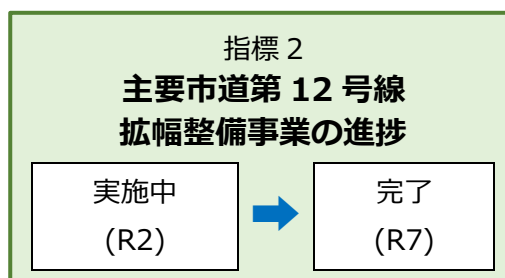
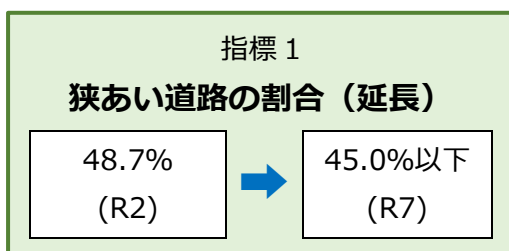
(2) 強靱化生活道路の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・生活道路の整備	<p>市民の安全で快適な通行を確保するため、幹線道路との有機的な結びつきに配慮しながら、生活道路の体系的な整備計画を策定し、整備を推進するとともに、隅切りの整備を含めた交差点の改良など、交通環境の変化に対応した道路の整備に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○主要市道及び一般市道の整備 ○市道隅切等の整備 ○コミュニティ道路の研究 ○狭あい道路拡幅整備計画の策定 	道路下水道課	

(3) 強靱化道路環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 安全で 快適な 歩行・ 自転車 空間の 形成	<p>道路の舗装、改良に当たっては、舗装の機能性の向上、歩道の確保、街路樹の植栽などにより、安全でゆとりのある歩行空間の整備を推進します。</p> <p>既存の歩道については、ユニバーサルデザイン化をはじめとした、高齢者や障害のある人などに配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道改良整備の検討 ○自転車空間の整備の推進 	道路下水道課	
② 適切な 道路管 理の推 進	<p>良好な道路機能を維持するため、道路パトロールの実施や道路台帳の整備などにより、適切な維持管理に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の適正な維持管理 ◎法定点検の実施 	道路下水道課	

成果指標



3 住宅・宅地

■ 現状と課題

本市中部の榎地区周辺においては、村山工場跡地の大規模な土地利用転換が行われ、近接する榎三丁目、本町一丁目の各一部では、「都市核地区土地区画整理事業」を施行しています。

市東部の緑が丘地区には、都内最大級の都営住宅である都営村山団地があり、現在、老朽化に伴う建替事業が進行中です（表 3-7、表 3-8 参照）。

本市の住宅の傾向は、種類別住宅では一戸建てが 61.7%、構造別住宅では防火木造と木造合わせると 64.1%、持家が 64.4%と、都心近郊のベッドタウンとしての特徴が表れています（図 4-6 参照）。戸建を中心とした住宅地の開発が現在も進行しており、一部地域では、都市基盤が未整備なまま宅地化が進行し、スプロール化(*23)の問題が生じています。

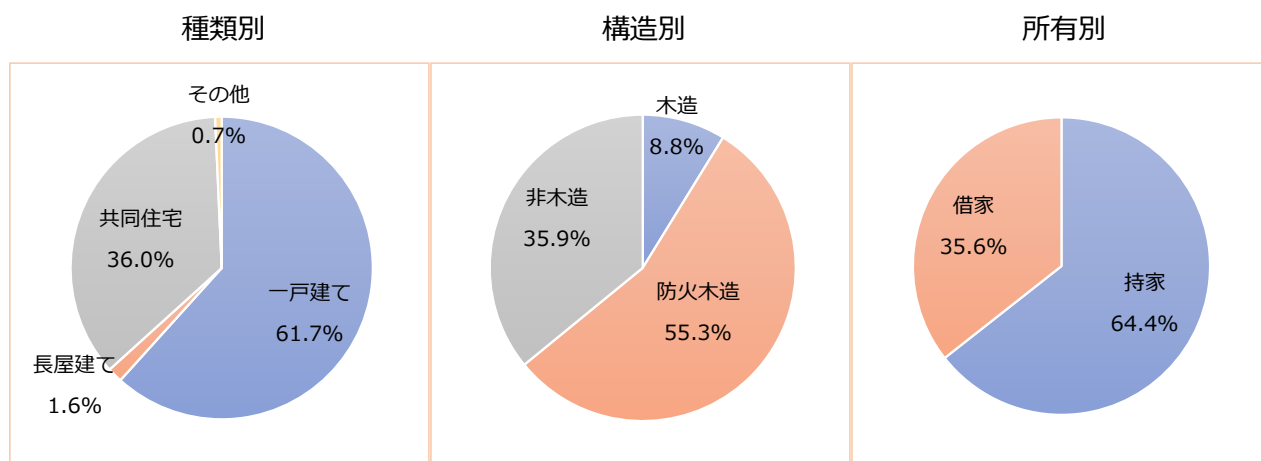
他方、高齢化や人口の都市部への集中などにより、空家等が社会問題化しており、適切な管理がされていないものも見られるため、本市においても空家等及びその跡地の有効活用の検討を進める必要があります。

また、東日本大震災以降も各地で多発する大規模地震を受けて、旧耐震基準による住宅の安全性の確保が急務となっており、地震による被害から市民の生命と財産を守るため、震災に強いまちづくりを進める必要があります。

さらに、高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住まいの確保も課題となっています。

これらのことを踏まえ、今後も、災害に強い良好な住環境や住まいを確保するため、地域の特性を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。

図3-8 住宅の現状 (平成30年10月1日現在)



出典 平成30年住宅・土地統計調査

(*23)スプロール化：郊外に向かって小規模な宅地開発が進み、計画的な街路形成やインフラの整備等がされていない状態

表3-7 都営住宅の概要

(令和2年1月1日現在)

名称	敷地面積(ha)	総戸数	建替事業期	階	区分	棟数	戸数
都営住宅 村山団地	48.4	4,968		5階建	10戸建	4	40
					20 "	1	20
					24 "	2	48
					25 "	1	25
					28 "	4	112
					30 "	5	150
					40 "	16	640
					50 "	7	350
					60 "	1	60
			中期	第1期		1	260
				第2期		6	468
				第3期		9	878
				第4期-1		2	166
				第4期-2		5	642
				第4期-3①		2	230
第4期-3②		2		244			
後期	第1期-1		4	400			
	第1期-2		2	235			

(注) 戸数は、建物の住戸数であり居住者の入居戸数ではない。

出典 東京都住宅政策本部資料

表3-8 市営住宅の概要

(令和2年10月1日現在)

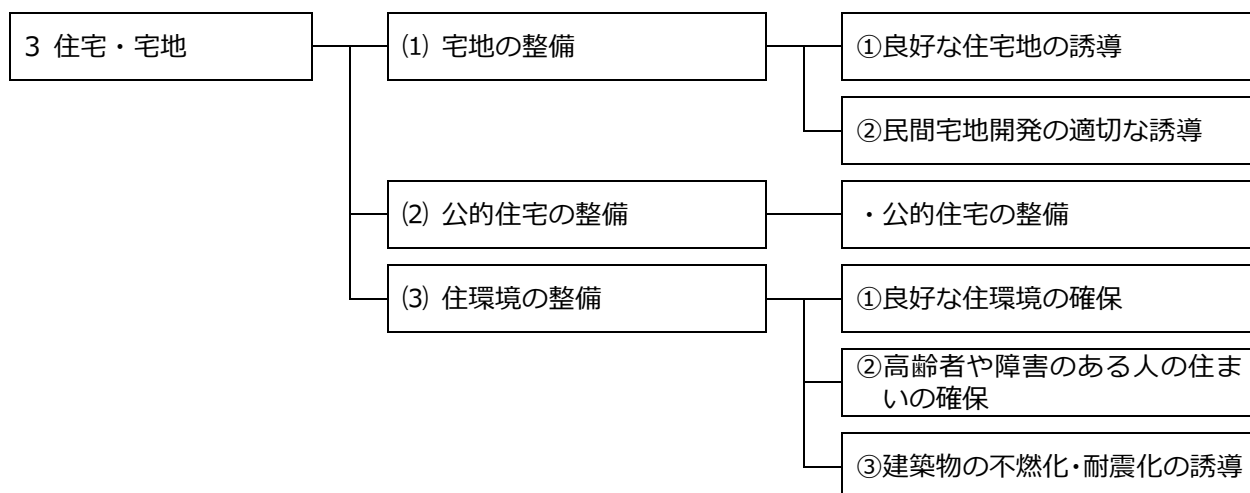
名称	敷地面積(ha)	戸数	階	建設年
市営中央住宅	0.19	12	2階建	平成元年
市営三ツ木住宅	0.20	10	2階建	昭和63年

出典 都市計画課資料



■ 基本方針

住宅・宅地については、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害のある人などの住まいの確保に努めます。


施策の体系・内容






(1) 強靱化住宅地の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 良好な住宅地の誘導	良好な住宅地の形成を図るため、市の重要な拠点である「都市核地区」における土地区画整理事業を推進します。		
	○都市核地区土地区画整理事業の推進	区画整理課	
② 民間宅地開発の適切な誘導	まちづくり条例等に基づき、民間宅地開発の適切な規制・誘導に努め、住みよい生活環境の保全を図り、良質な宅地の供給を推進します。 また、歩きやすい歩道づくりとして、無電柱化を推進します。		
	○まちづくり条例の運用 ◎無電柱化の推進	都市計画課・ 道路下水道課	

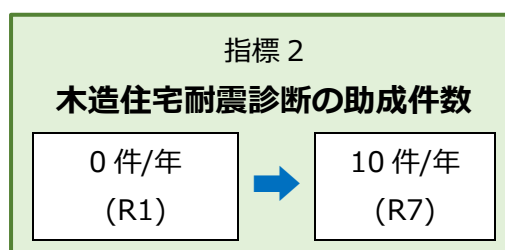
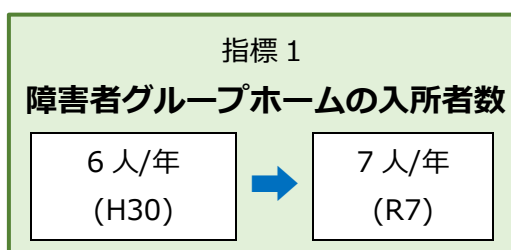
(2) 強靱化公的住宅の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 公的住宅の整備	市営本町住宅については、居住者の理解を得つつ、住宅の用途の廃止を進めます。他の市営住宅については、長寿命化計画に基づき適切な維持管理に努めます。 都営村山団地については、良好な住環境と居住水準の向上を目指した施設整備と多摩都市モノレール延伸を見据えた有効な土地利用の在り方について東京都と協議し、村山団地の活性化を図ります。		
	○市営本町住宅の用途の廃止 ○市営中央住宅及び三ツ木住宅の維持管理 ○都営村山団地建替事業に関する協議等	都市計画課	

(3) 住環境の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 良好な住環境の確保	<p>良好な住環境を確保するため、地域住民の理解と協力の下、地区に応じた土地利用を誘導します。</p> <p>また、まちづくり条例等に基づき、地域特性をいかした良好なまちなみの形成を図ります。</p> <p>市内に所在する空家や空地等の実態把握に努め、適切な管理方法や有効活用について検討を行います。</p>		
	○ 強靱化 地区計画制度等の活用	都市計画課	
	○ 強靱化 まちづくり条例の運用		
	○ 強靱化 空家等対策の推進		
	◎ 強靱化 管理が適正でない空地の実態把握	環境課	
○ 強靱化 空家等実態把握調査の実施	都市計画課・課税課		
② 高齢者や障害のある人の住まいの確保	<p>高齢者が安心して住み続けることのできる住まいや、障害のある人が地域での自立した生活を進めることのできる住まいの確保に努めます。</p>		
	○ 都営村山団地シルバーピアの運営	高齢福祉課	
	○ グループホームの整備促進	障害福祉課	
<p>火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の誘導や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。</p> <p>また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化の促進を図ります。</p> <p>ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど、震災に強いまちづくりを進めます。</p>			
③ 建築物の不燃化・耐震化の誘導	○ 強靱化 第二次耐震改修促進計画の推進	都市計画課	
	○ 強靱化 木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進	産業観光課	
	○ 生け垣設置の奨励	環境課	

成果指標



4 下水道

■ 現状と課題

下水道関連の施設は、し尿や生活雑排水を処理することで、清潔で快適な住みよい環境を確保し、水質の浄化を図るための重要な都市基盤です。

本市の汚水は、市域を東西に二分して処理しており、西部地区は昭和49年度に多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連公共下水道として、東部地区は昭和54年度に荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連公共下水道として、それぞれ事業認可を受け、施設の整備を推進しています。

令和2年4月1日現在で、公共下水道（汚水）の整備率は97.5%であり、市街地での整備はほぼ完了しています（表3-9参照）。

近年は、局地的な集中豪雨が突発的に発生する傾向にあることから、令和元年度に残堀川右岸排水区の基本設計を実施するとともに、空堀川流域については雨水全体計画を策定し、整備の検討を進めています。

また、空堀川広域排水区については、立川市、東大和市及び本市にまたがる空堀川流域雨水幹線の整備について、東京都が事業着手しました。

下水道管きよについては、震災時における交通機能等の確保のため、道路下に埋設されている管きよの耐震化の推進が求められていますが、本市においては、平成26年度に耐震診断を行った結果、重要な幹線等は耐震性能を有していることが確認されています。

下水道整備開始（昭和49年度）から45年以上が経過し、施設の老朽化が進み更新時期を迎えるため、平成30年度に策定した「武蔵村山市下水道ストックマネジメント実施方針」等に基づき、計画的な改築等を推進する必要があります。

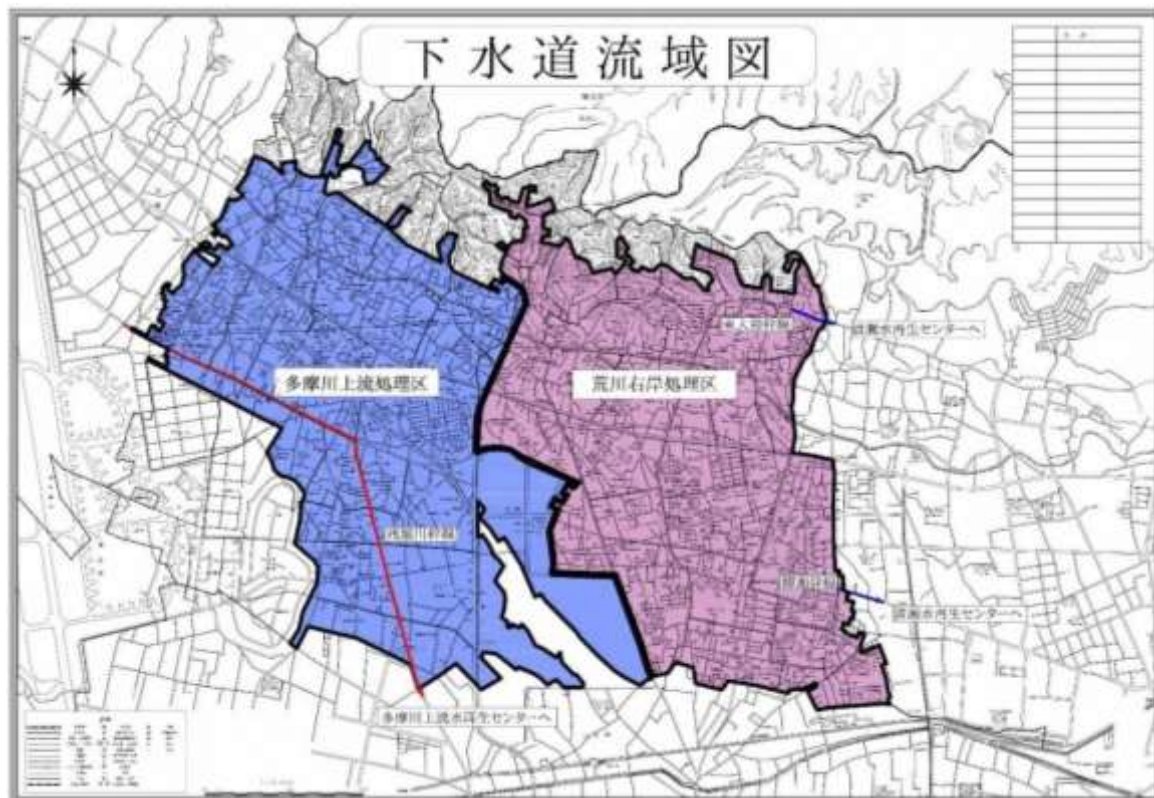
また、下水道事業への公営企業会計の導入に伴い、適切な運用に努める必要があります。

表3-9 公共下水道（汚水）の整備状況 （令和2年4月1日現在）

行政区域面積 (ha)	A 認可面積 (ha)	B 整備面積 (ha)	B/A×100%
1,537	1,189	1,159	97.5

出典 道路下水道課資料

図 3-9 下水道流域図



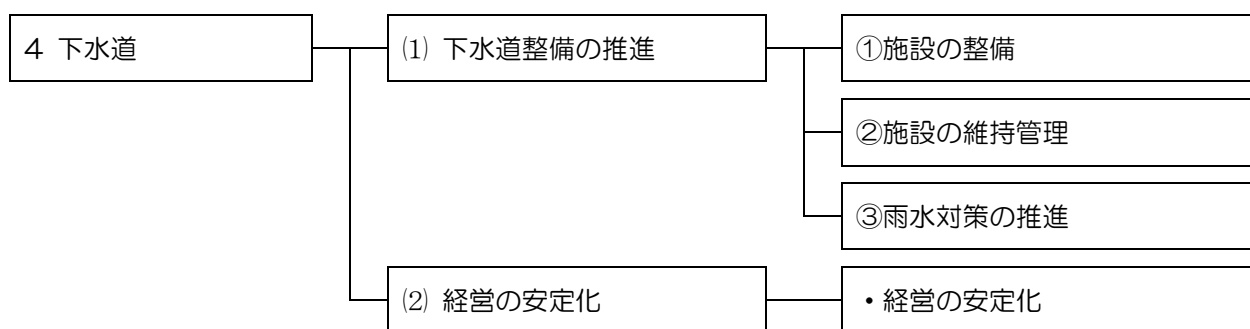
出典 道路下水道課資料

基本方針




公共下水道については、老朽化に関する調査及び調査結果に基づく改築を計画的に実施し、効率的かつ健全な維持管理を行います。

また、雨水排水施設については、近年、集中豪雨による浸水被害が多発していることから、雨水管きよの整備を計画的に進めます。


施策の体系・内容



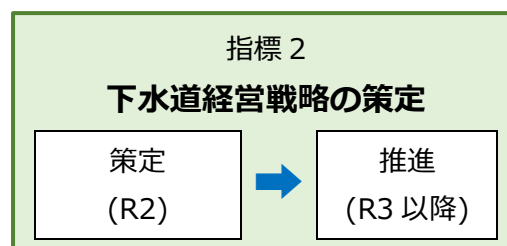
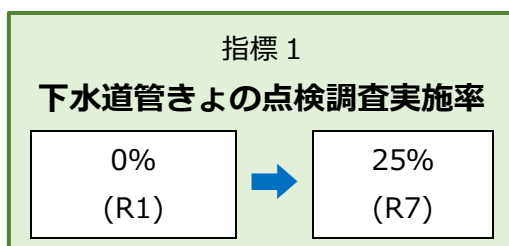
(1) 強靱化下水道整備の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① 施設の整備	<p>今後の宅地開発などの状況を踏まえ、必要に応じて未整備箇所への管きよの整備を推進します。</p> <p>○管きよ等の整備</p>	道路下水道課	
	<p>管きよの現況調査、補修、清掃等の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。</p> <p>また、下水道ストックマネジメント実施方針等に基づき、管きよ調査及び調査結果を踏まえた改築等を実施し、適切かつ効率的な維持管理を行います。</p> <p>◎下水道ストックマネジメント事業の推進</p> <p>○管きよの現況調査・補修・清掃</p>	道路下水道課	
③ 雨水対策の推進	<p>抜本的な雨水対策を図るため、空堀川右岸広域排水区において東京都が整備を進めている空堀川流域雨水幹線について、東京都及び関係市と連携し、整備を促進します。</p> <p>また、他の排水区についても、公共下水道（雨水）の整備を推進します。</p>	道路下水道課	
	<p>○公共下水道（雨水）の整備</p> <p>◎空堀川流域雨水幹線の整備促進</p>		

(2) 経営の安定化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ 経営の安定化	<p>将来にわたって持続可能な経営を確保するため、「経営の見える化」を図り、経営課題の抽出を行い、経営状況や資産等を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。</p> <p>◎経営戦略の策定</p> <p>○下水道使用料の検討</p>	道路下水道課	

成果指標



5 廃棄物処理とリサイクル

■ 現状と課題

本市におけるごみの収集量は、近年は減少傾向にあったものの令和元年度末現在では 17,704 トンであり、増加に転じています（表 3-10 参照）。増加した要因としては、都営村山団地の建て替えに伴う転居等による排出増が考えられます。

リサイクル事業については、民間施設で廃棄物資源分別事業を行っており、令和元年度の回収率は 95.8%と高い値になっています（表 3-11 参照）。

収集したごみは、小平・村山・大和衛生組合又は廃棄物資源分別事業を実施している民間施設に搬入しています。また、収集したし尿等については、湖南衛生組合のし尿処理場に搬入して処理しています。

小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみのうち、燃やせるごみは焼却をした上で、焼却灰を東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入し、エコセメント化による再資源化を行っています。また、燃やせないごみは、小平・村山・大和衛生組合での破碎後、民間処理施設に搬入し、再資源化を行っています。

小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設については、老朽化に伴う施設更新を順次、進めています。（仮称）新ごみ焼却施設の建設時には、近隣の処理施設に広域支援を依頼する予定であり、依頼先の施設周辺住民の理解を得るためにも、更なるごみ減量を推進する必要があります。

また、SDGs においては、廃棄物の発生を大幅に削減することが示されるなど、ごみの減量・発生抑制は、今や国際的にも大きな課題となっています。

今後も、ごみを排出する市民や事業者それぞれが、自ら出すごみに責任を持ち、4R の観点から、ごみの減量・資源化の推進に取り組むことができる体制づくりを一層進めていく必要があります。

表 3-10 ごみ収集状況の推移

（各年度 3 月 31 日現在）

年度	収集量（t）					粗大ごみ	総数
	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	資源になるもの				
			可燃性資源物	不燃性資源物			
平成 22 年度	12,671	1,072	2,625	1,912	290	18,570	
23	12,515	1,091	2,615	1,873	323	18,417	
24	12,713	1,148	2,783	1,917	333	18,894	
25	12,429	1,060	2,815	1,921	283	18,508	
26	12,293	1,045	2,668	1,913	312	18,231	
27	12,171	899	2,649	1,927	284	17,930	
28	11,938	904	2,511	1,917	310	17,580	
29	11,857	890	2,379	1,901	310	17,337	
30	11,820	922	2,342	1,908	340	17,332	
令和元年度	11,962	1,011	2,373	1,926	432	17,704	

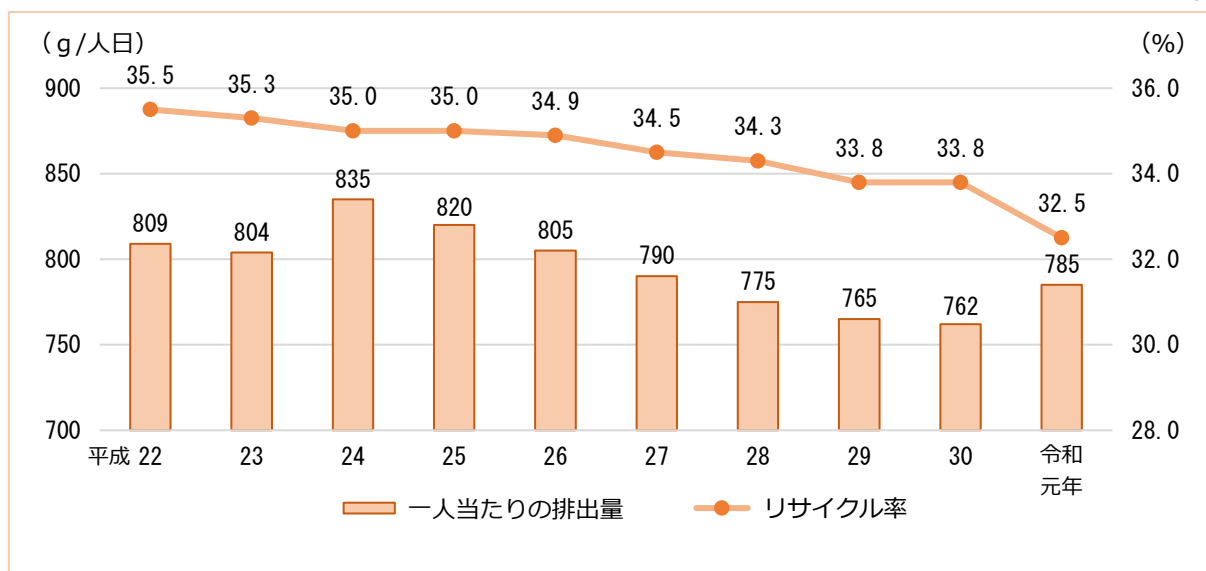
出典 ごみ対策課資料

表 3-11 廃棄物資源分別事業による資源回収状況の推移 (各年度 3 月 31 日現在)

年度	搬入量 (t)	資源回収量 (t)			回収率 (%)
		可燃性資源物	不燃性資源物	合計	
平成 22 年度	4,604	2,625	1,837	4,462	96.9
23	4,558	2,615	1,797	4,412	96.8
24	4,764	2,783	1,806	4,589	96.3
25	4,797	2,815	1,803	4,618	96.3
26	4,640	2,668	1,795	4,463	96.2
27	4,630	2,649	1,798	4,447	96.0
28	4,484	2,511	1,785	4,296	95.8
29	4,339	2,379	1,790	4,169	96.1
30	4,316	2,342	1,806	4,148	96.1
令和元年度	4,385	2,373	1,830	4,203	95.8

出典 ごみ対策課資料

図 3-10 市民一人当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移 (各年度 3 月 31 日現在)

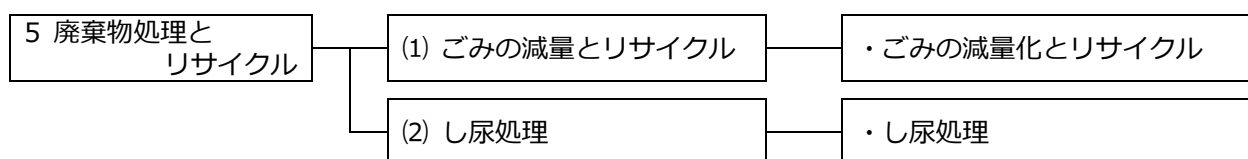


出典 ごみ対策課資料


基本方針

市民、事業者及び市が協働し、ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては、一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。


施策の体系・内容



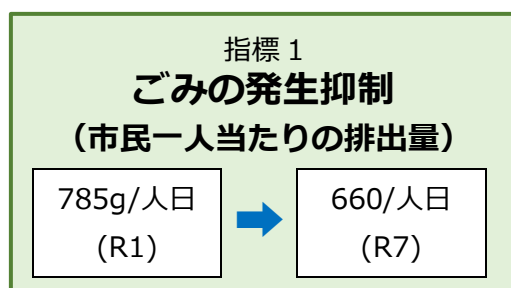
(1) ごみの減量とリサイクル

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・ごみの減量とリサイクル	<p>ごみを出す一人一人が主体的に減量、リサイクルに取り組むことができるよう、情報提供に努めるとともに、事業者等への働きかけを行い、市民や事業者との協働による循環型社会形成の推進に努めます。</p> <p>また、これまで実施してきた食品ロス対策や啓発活動を継続するとともに、良好な環境の次世代への継承等の観点から、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を進めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ分別アプリの運用 ○家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入 ◎食品ロス削減の推進 ◎事業者への働きかけ ○資源回収奨励金制度の推進 ○グリーン購入の推進 ○廃棄物資源分別事業の推進 ○3市共同資源化事業の推進 ○ごみの減量・リサイクルの推進に向けた情報提供 	ごみ対策課	

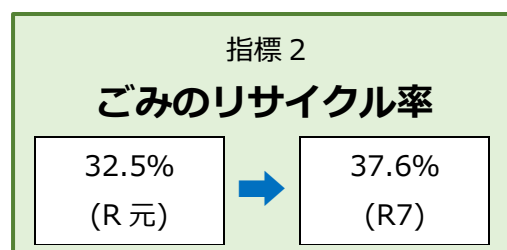
(2) し尿処理

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
・し尿処理	<p>湖南衛生組合のし尿処理施設の適正な維持管理に努め、し尿の安定的な処理を行います。</p>		
	○し尿の安定処理の実施	ごみ対策課	

成果指標



(注) (総排出量÷年度末人口÷年間日数)で算出



(注) (総資源化量÷総排出量×100)で算出。なお、総資源化量はエコセメントを含む。

第3節 地域交通

1 モノレール推進

■ 現状と課題

国は、平成28年4月に交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を公表し、当該答申では、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸が「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき。」と位置付けられました。

その後、東京都において、平成30年度に「鉄道新線建設等準備基金」が創設されたほか、令和2年度に箱根ヶ崎方面延伸について現況調査及び基本設計等の予算が計上されるなど、実現に向けて大きな進展が見られたところです。

市としても、延伸後も見据え、引き続き多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、モノレールの乗降客を確保するためのまちづくりや乗降客を想定した公共施設などの整備についても検討する必要があります。

図3-11 多摩都市モノレール市内駅位置想定図



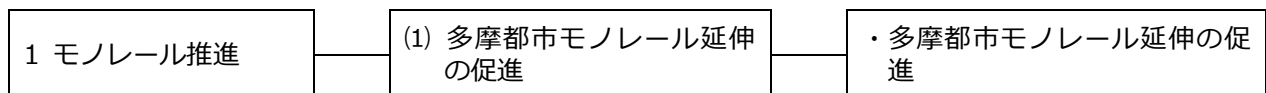
出典 交通企画・モノレール推進課資料

基本方針


多摩都市モノレールについては、将来の需要創出につながるまちづくりも重要であることから、平成30年12月に東大和市及び瑞穂町と共同で策定した「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえたまちづくりを推進するとともに、導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。

また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。

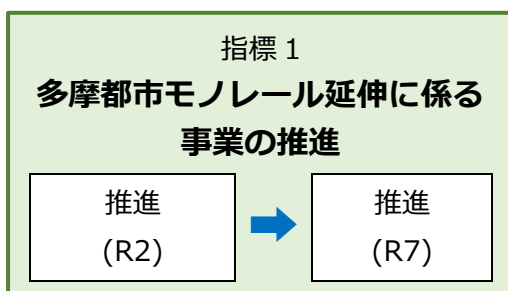
施策の体系・内容



(1) 多摩都市モノレール延伸の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
・多摩都市モノレール延伸の促進	多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸について、「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえ、将来の需要創出にもつながる沿線のまちづくりを推進するとともに、導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備等にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。 また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。		
	○「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえた多摩都市モノレール延伸に関する調査・検討等の実施 ○市民組織への支援 ○市民組織と連携した促進活動の実施 ○各種イベント等の実施 ○募金等を多摩都市モノレール基金へ積立 ○モノレール関連物品の作成・販売	交通企画・モノレール推進課	
	○ 強靱化 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用 ◎ 強靱化 地区計画制度を用いた沿道まちづくりの推進	都市計画課	
	○ 強靱化 都市核地区土地区画整理事業の推進	区画整理課	

成果指標



写真

写真

2 地域交通

■ 現状と課題

公共交通は、通勤・通学など日常生活に欠かせない存在ですが、本市には軌道交通がなく、市民は、定時性の確保が難しい路線バスや自動車等の利用を余儀なくされています。市民意識調査においては、推進していくべき都市基盤整備として「モノレールの早期延伸」が、他の項目と比較して突出して高くなっており、男女別、年齢別、地域別の集計でも「モノレールの早期延伸」が全て1位を占めています。

一方、バス交通等についてはモノレール延伸の実現まで、引き続き市内の主要な交通手段となり、延伸後においても地域交通として重要な役割を担うことから、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス（MMシャトル）及び乗合タクシー（むらタク）の効果的な運行を継続的に検討する必要があります。

表 3-12 市内循環バス運行ルート概略

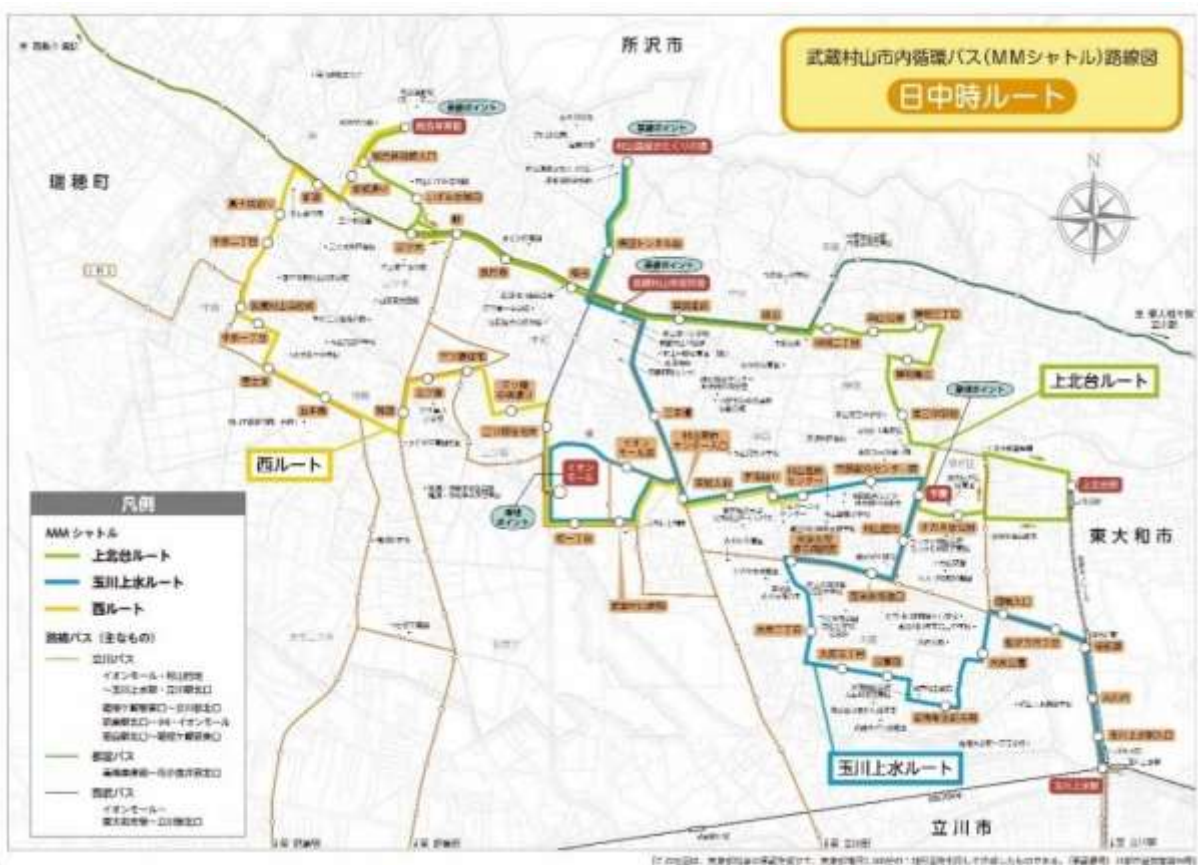
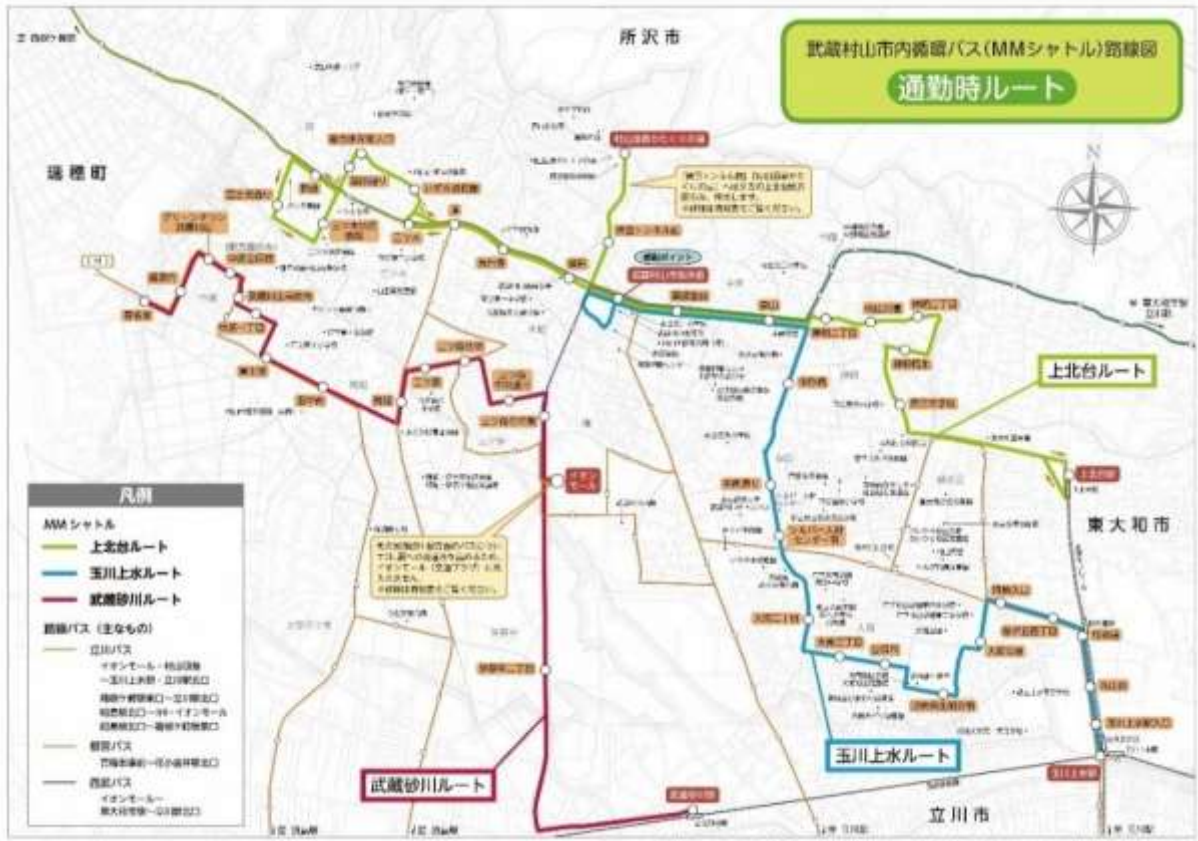
（令和2年4月1日現在）

ルート名	通勤時	日中時
上北台ルート	上北台駅～市役所～（かたくりの湯） ～三ツ木地区会館	上北台駅～市役所 ～かたくりの湯～総合体育館
玉川上水ルート	玉川上水～大南公園 ～シルバー人材センター～市役所	玉川上水駅～大南公園 ～イオンモール～市役所 ～かたくりの湯
武蔵砂川ルート	武蔵砂川駅～（イオンモール） ～三ツ藤住宅～春名塚	-
西ルート	-	村山医療センター～武蔵村山病院 ～イオンモール～総合体育館

出典 交通企画・モノレール推進課資料

表 3-12 市内循環バス運行ルート

(令和2年4月1日現在)

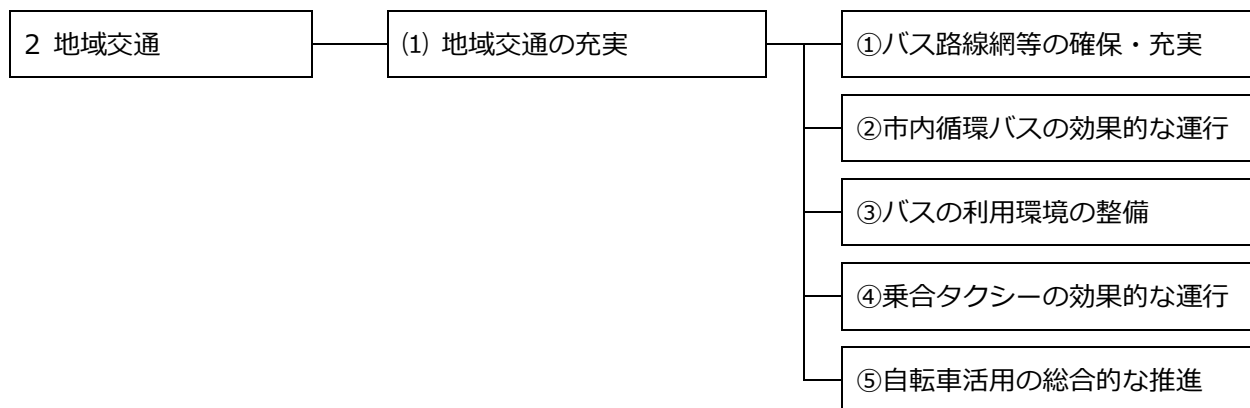


出典 交通企画・モノレール推進課資料

■ 基本方針



バス交通等については、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス（Mシャトル）及び乗合タクシー（むらタク）の効果的な運行に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 地域交通の充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDG s
① バス路線網等の確保・充実	<p>多様化する交通需要や幹線道路の整備状況にあわせ、新規路線の運行、既存路線の運行の充実や運行本数の増強等を関係事業者に要請するとともに、バス事業者やタクシー事業者等と連携し、交通利便性の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス事業者等との調整 ○都営バス路線維持経費の負担 ○車両購入経費の補助 	交通企画・モノレール推進課	
② 市内循環バスの効果的な運行	<p>まちづくりの整備状況や利用者の声を勘案しながら、関係機関と連携し、効果的な運行の改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス路線等の検討 ○運行経費の補助 ○車両購入の補助 	交通企画・モノレール推進課	
③ バスの利用環境の整備	<p>高齢者や障害のある人をはじめとして、誰もが安心して乗り降りできるよう、ノンステップバスの導入促進などを関係機関に要請します。</p> <p>また、市内循環バスについては、走行距離等を踏まえ、老朽化した車両の買替えを行い、利用者の利便性の向上等を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内循環バス車両の買替えの推進 	交通企画・モノレール推進課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
④ 乗合タクシーの効果的な運行	対象地域の交通需要や利用者の声などを勘案しながら、効果的な運行の改善を図ります。		
	○運行改善に向けた検討	交通企画・モノレール推進課	
⑤ 自転車活用の総合的な推進	自転車の利用環境における課題の抽出を行い、自転車の利用促進に向けた検討を行います。		
	○自転車利用促進に向けた検討	交通企画・モノレール推進課	

成果指標

